

官報

号
国会会議録

令和7年4月18日

○第二百十七回 衆議院会議録 第二十二号

令和7年四月十八日(金曜日)

議事日程 第二十号

令和7年四月十八日

午後一時開議

第一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 日本学術会議法案(内閣提出)の趣旨説明

○本日の会議に付した案件

日程第一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出)

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日本学術会議法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議
○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

日程第一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(額賀福志郎君) 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長谷公一君。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔谷公一君登壇〕

○谷公一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、行政手続における国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、マイナンバー

の利用が可能な国家資格に関する事務等を拡大すること等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四月十五日本委員会に付託され、同日平デジタル大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、十七日に質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○鈴木隼人君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 鈴木隼人君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長西村智奈美君。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔西村智奈美君登壇〕

○西村智奈美君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、刑事手続において取り扱う書類について電磁的記録をもって作成、管理、発受することを可能にし、対面で行われる手続についてビデオリンク方式の一層の活用を可能にするとともに、電磁的記録をもって作成される文書に対する信頼を害する行為等についての処罰規定の整備等を行うとするものであります。

本案は、去る三月二十七日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

委員会においては、翌二十八日鈴木法務大臣から趣旨の説明を聴取し、四月一日質疑に入り、四日参考人から意見を聴取し、十一日には民間事業者のデータセンターの視察を行うなど、慎重に審査を行いました。

本日、本案に対し、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案により、電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令は一年を超えない期間を定めて行わなければならないものとし、捜査機関の個人情報取得に係る留意規定、映像と音声の送受信による外部交通の推進に係る規定を追加することを内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取し、原案及び修正案に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論、採決を行った結果、修正案及

び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日本学術会議法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(額賀福志郎君) この際、内閣提出、日本学術会議法案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣坂井学君。

(国務大臣坂井学君登壇)

○国務大臣(坂井学君) 日本学術会議法案につきまして、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、日本学術会議の機能強化に向けて、その独立性、自律性を抜本的に高めるため、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的とする法人として、日本学術会議を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるものです。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

日本学術会議法案についての坂井国務大臣の趣旨説明

第一に、日本学術会議について、特別の法律により設立される法人とするほか、日本学術会議の目的等に関する事項を定めることとしています。

第二に、日本学術会議の機関として、日本学術会議会員、総会、会長、監事、会員候補選定委員会、選定助言委員会等を置き、それらの職務等を定めることとしています。

第三に、日本学術会議会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、総会が選任することとし、日本学術会議は、客観性及び透明性を確保する方法でこれを行い、会員の選任の過程を国民に明らかにするよう努めなければならないこととしています。また、会長は、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、日本学術会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、総会が、その決議により選任することとし、日本学術会議は、会長が選任されたときは、会長の選任の理由等を公表しなければならないこととしています。

第四に、日本学術会議の業務の範囲等について定めるほか、日本学術会議が、その適正な業務運営を確保し、また、国民に対する説明責任を果たすため、中期的な活動計画及び年度計画を作成し、毎事業年度の終了後における業務の実績等に関し、自ら点検及び評価を行うこと等を定めるとともに、内閣府に日本学術会議評価委員会を設置し、日本学術会議の自己点検評価の方法及び結果について、調査審議し、意見を述べることができるとしています。

第五に、政府は、予算の範囲内において、日本学術会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができることにしています。

第六に、日本学術会議の設立準備に係る規定を設けるほか、現行日本学術会議法の廃止など、所要の規定の整備を行うこととしています。

なお、この法律の施行期日は、一部の規定を除き、令和八年十月一日としています。

以上が、この法律案の趣旨及びその内容の概要でございます。(拍手)

日本学術会議法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(額賀福志郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。市來伴子君。

(市來伴子君登壇)

○市來伴子君 立憲民主党の市來伴子です。

ただいま議題となりました日本学術会議法案について、会派を代表して、全て坂井学内閣府特命担当大臣に質問いたします。(拍手)

本法案は、七十六年もの歴史を刻んできた日本学術会議を、国の特別の機関から特殊法人に変更する法案ですが、そもそも、学術会議を法人化する立法事実はどこにあるのでしょうか。菅義偉政権において、二〇二〇年十月に、学術会議より推薦された六名の候補が任命されなかったことが判明し、その直後に法人化の検討が行われました。つまり、この任命問題が法人化の端緒となっております。そのため、法案審議に当たっては、まず、任命拒否の経緯を明らかにする必要があります。

なぜ六名の会員候補者の任命を拒否する事態となったのですか。石破総理は、御自身の著書「保守政治家 わが政策、わが天命」において、任命拒否問題について、今回という手続が踏まれたのかも明確にしておいた方がいいと述べています。が、任命拒否について、明確な理由を坂井大臣に伺います。

その上で、今回、なぜ学術会議を特殊法人に変更する必要があるのか、お答えください。総務省ホームページにおける説明によると、特殊法人は企業の経営になじむものとありますが、学術会議は企業の経営になじむものでしょうか。伺います。

今週四月十五日、学術会議は総会を開き、科学者の代表により起草された現行法を廃止し、日本

学術会議の理念や組織の骨格を定める内容の法案を政府が提出したことは遺憾と言わざるを得ないなどとの声明を発表しました。また、総会において法案修正を求める決議が承認され、光石会長は、七十六年の歴史の中で極めて重要な決議と述べています。学術会議のこれらの声明や法案修正を求める決議に対する見解を伺います。

本法案で学術会議の独立性をどのように担保するのか、伺います。

学術会議の業務を定めた本法案三十七条には、現行法三条の「独立して」の文言がありません。なぜ「独立して」の文言を省いたのですか。伺います。

新法人に関する組織体制は極めて複雑です。内閣総理大臣が任命する監事、内閣府に置かれる評価委員会、外部有識者が務める選定助言委員会、運営助言委員会が設置されます。監査、評価、助言と、多重な監督により学術会議への関与を強め、管理強化となるおそれはないですか。見解を求めます。また、二百五十人の組織に少なくとも二十二人もの外部の者が関与することになります。これらの委員や監事などに天下りを含めた政府関係者が就く可能性はあるのでしょうか。伺います。

内閣総理大臣が任命する二人の監事は、報告、監査のみならず、学術会議が総理大臣に提出する全ての書類を調査し、会長又は総理大臣に意見を提出できるとあり、三十五ある他の特殊法人の中で最も強い権限を持つとされています。監事の任期は三年ですが、再任に制限はなく、実質的に一人の者が務め続けられる唯一の役職です。なぜ監事には再任の制限がないのでしょうか。再任制限を設けるべきではないですか。伺います。

会長の行為が利益相反事項に当たる場合、監事は学術会議の代表権を行使できるとされています。監査役である監事が代表権を行使するのはふさわしいのでしょうか。伺います。監事に権限が集中しないよう、代表権を有する者を総会が事前

に定めておくなど、他の方法を講ずるべきと考えますが、見解を伺います。

このような監事の強い権限は、学術会議の活動を萎縮させる可能性はありませんか。政府の意向が監事を通して活動全般に及ぶことのないよう、監事の在り方を見直すべきだと思いますが、見解を求めます。

発足時に新会員を選考する候補者選考委員会の委員は、内閣総理大臣が指名した有識者と学術会議会長が協議の上任命するとしていますが、なぜ発足時に政府が関与する特別な選考を行うのでしょうか。会員選考がゆがめられるおそれがあり、極めて不自然です。候補者選考委員会の委員は現会員の中から選定できるのか、伺います。

発足時の候補者選考委員会は、三年後の会員候補者選定委員会にそのままスライドすることになっており、同じ委員が二回にわたり会員を選定することになります。現学術会議の会員は三年後の会員更新時に再任されないため、実質的に現会員との連続性はなくなり、学術会議を変質させるのではないかと危惧するものです。会員選考に当たっては、政府側の恣意的な選考とならないように、候補者選考委員会をやめて、学術会議が選考すべきと考えますが、見解を伺います。

選定された新会員の候補者は、内閣総理大臣が権限の一部を委任した設立委員が指名するとしていますが、つまり、新会員は実質的に内閣総理大臣が指名することになるとの疑念が拭えません。他の特殊法人において、内閣総理大臣が全ての構成員を指名する法人はあるのでしょうか。伺います。

新会員の候補者の選定に当たって、先端的、学際的又は総合的な研究分野、行政、産業界等との連携などと配慮事項が明記されていますが、先端的、学際的又は総合的な研究分野とは何を指すのか、伺います。行政、産業界等との連携とありますが、民間企業の研究者が会員となることを想定しているのでしょうか。伺います。

現在約二千人が所属する学術会議の連携会員について、何ら規定されておりません。連携会員については廃止するのでしょうか。伺います。

内閣総理大臣が任命する外部有識者による評価委員会は、学術会議の自己点検評価の方法及び結果を評価し、学術会議は、自主的に策定する中期的な活動計画に評価委員会の意見を反映させなければならぬとしています。評価対象となる具体的な範囲と内容について伺います。

政府が学術を評価することは、憲法二十三条で定められた学問の自由が脅かされかねません。日弁連は、本法案について、独立性、自律性というナショナルアカデミーとしての生命線ともいえるべき根幹を損なうものであり、学問の自由に対する重大な脅威ともなりかねないと警鐘を鳴らしていますが、学問の自由との関係をどのように考えているのか、見解を求めます。また、独立性が担保されるべきナショナルアカデミーを政府が評価する国はほかにあるのか、伺います。

選定助言委員会は、アカデミア全体や産業界等から会長が科学者を任命し、会員選考方針案などに意見を述べるとされていますが、会員の選定は、学術会議が独立性、自主性を確立するための中心的な要素であり、適当でないと思いますが、見解を伺います。また、選定助言委員会は個別の会員選考には介入しないという理解でよいのか、伺います。

外部の知見を取り入れるために設置される運営助言委員会について、政府は、会員ではカバーし切れない分野の人たちから適切なサポートを受けていくために活用されることが想定されていると説明していますが、業務の肥大化を招くのではないのでしょうか。見解を伺います。

新法人の事務局体制について、日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会では、アカデミアと政府、産業界などの実務をつなぐ、いわばファシリテーターのような役割としてリサーチアドミニストレーター等を配置する必要性があるとされて

いますが、事務局の人選に政府が関与する余地はあるのか。事務局の人選は学術会議が行うべきではないですか。伺います。また、事務局に官僚は出向するのか。出向する場合は、その規模を伺います。

学術会議の財源について、政府から長期的に十分な補助が行われるのか、伺います。世界の学術から孤立しないよう、国際学術団体への分担金を支払う十分な財源を補助すべきと考えますが、見解を伺います。また、自主財源に関する規定はありませんが、どのように考えているのか、伺います。

役員及び会員に対し、任務を怠ったときの損害賠償責任を課していますが、どういった事案を想定しているのでしょうか。伺います。また、職務上知ることのできた秘密に守秘義務を課していますが、現学術会議は人事案件以外の議論については公開が原則です。人事案件以外に守秘義務の対象となる秘密とはどのようなものを想定しているのか、伺います。

本法案四十九条では、内閣総理大臣が必要と認めたときは、職員が学術会議の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査できるとし、五十条では、不正行為のおそれがあると認める場合にも是正措置を講ずることを求めることができますという、強力な介入が明記されています。政府の介入が極めて強い立入りや是正措置は見直すべきと考えますが、見解を伺います。さらに、罰則規定を設けていますが、この規定は役員及び会員を萎縮させるものでしかなく、必要性が見当たらないと思います。

今回の法改正により、科学者の国会とも言われるナショナルアカデミーの存在意義が揺らぐのではないかという懸念があります。現学術会議の使命として前文でうたわれた、科学者の総意の下に、平和的復興、人類社会の福祉に貢献の文言を削る一方、新法人の目的を、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与するとしています

すが、政府の言う社会の課題の解決に寄与するとは何を指すのでしょうか。伺います。

二〇二二年十二月に内閣府が発出した日本学術会議の在り方についての方針にある、政府等と問題意識や時間軸等を共有することが本法案に維持されているのか、伺います。

学術は、独立した自由な営みがあつてこそ進歩すると考えます。時の政府の政策を誘導するために都合よく利用するものであつてはならず、耳の痛いことでも真摯に向き合うことがこそが、民主主義のあるべき姿です。こうしたことが守られるのか徹底的に審議することを求めて、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣坂井学君登壇)

○国務大臣(坂井学君) 市来伴子議員の御質問にお答えいたします。

六名の会員候補者を任命しなかった理由についてお尋ねがありました。

これまででも当時の内閣総理大臣や官房長官が国会で答弁しているとおり、二〇二〇年の日本学術会議の会員任命については、日本学術会議法に沿って、任命権者である当時の内閣総理大臣が総合的、俯瞰的な活動を確保する観点から判断を行ったものであり、既に一連の手続は終了しているものと承知しております。

個々人の任命の理由については、政府の機関に所属する公務員の任命であり、通常の公務員の任命と同様に、その理由については、人事に関することであり、お答えを差し控えていただきます。

学術会議を特殊法人とする理由についてお尋ねがありました。

特殊法人とは、一般的に、特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人等であつて、独立行政法人以外のものと定義されます。ホームページの御指摘の記述は、全ての特殊法人に係るものではなく、特殊会社を念頭に

置いた例示であり、学術会議についてはこの例示に該当しないものと理解しています。

この法案では、学術会議が拡大、深化する役割に実効的に対応していくため、その機能強化に向けて独立性、自律性を抜本的に高めることを目的としており、それにふさわしい組織形態として学術会議を法人化するものであります。

日本学術会議総会での声明及び決議についてお尋ねがありました。

先日、日本学術会議総会において、日本学術会議法案に関し、御指摘の決議と、国会において十分に慎重な審議を望むこと等を内容とする声明が決定されたと承知しております。

この法案は、有識者懇談会の報告書を踏まえ、独立性、自律性を抜本的に高めることによる学術会議の機能強化のために学術会議を法人化するものであり、アカデミーの自由な活動を阻害するというようなものではないと考えています。

また、総会後の記者会見において、日本学術会議会長から、法人化自身に反対することではない旨の発言があったと承知しており、国会審議においては、学術会議を法人化することの法案の趣旨、内容をしっかりと説明してまいります。

「独立して」の文言を省いた理由についてお尋ねがありました。

現行法では、行政機関である学術会議が、関係省庁との調整等により自由な意思表出等がなくなることを避けるため、独立して職務を行うと現行法では規定されておりますが、法人化により、学術会議の独立性が組織面でも明確になります。海外アカデミーと同様に、政府とは完全に別な立場で活動できるようになります。

なお、国の責務として、日本学術会議の自主性、自律性に常に配慮しなければならない旨も条文に明記しているところです。

法人化後の学術会議に対する政府の関与、監事等に政府関係者が就く可能性についてお尋ねが

りました。

この法案は、有識者懇談会の報告書を踏まえ、学術会議の機能強化に向けて独立性、自律性を抜本的に高めるため、よりよい役割、機能の発揮にふさわしい組織形態として特殊法人に移行するものです。

一方、国が設立し国の財政的支援を受けて運営される法人である学術会議について、活動、運営を国民に説明する仕組み、活動、運営が適法、適正に行われるための仕組みなどを法定して制度的に担保することは、国が設立する他の法人でも同様に設けられている仕組みであり、活動の学術的な価値や独立性の尊重とは別な、財政民主主義からの要請によるものです。

法案については、懇談会からも、国民からの負託に実効的に応えるための体制整備と、国の財政的負担により運営される法人としての説明責任の担保が、学術会議の独立性、自律性を尊重しつつ実現されたものであり、最終報告書に沿って適切に法案化されたものだとして評価していただいたところでございます。

具体的な人選については、法案の成立後にそれぞれの任命権者が適切に判断するものと考えておりますが、選定助言委員及び運営助言委員は学術会議が選任するものです。

なお、監事は、法人の役員であることから、政府又は地方公共団体の職員が就任できないよう、欠格条項を規定しているところです。

監事の再任についてお尋ねがありました。

監事は、法人の業務が適法に行われていることを監査することを職務とするものです。法案における監事の所掌事務に関する規定も、他の法人における監事と同じく一般的なものであることから、任期についても他の法人と同様に制限を設けておりません。

監事の在り方についてお尋ねがありました。まず、監事による代表権の行使については、会

長等と法人の間に利益相反関係が生じた場合に、監事が法人を代表するものであり、独立行政法人等においても同様の仕組みが定められております。

総会は会長に対する任命権を有することから、総会が定めた者は会長との関係で第三者性を満たしません。このため、利益相反関係が生じた場合、監事が代表権を行使することが適切です。

監事の在り方については、監事は、法人の業務が適法に行われていることを監査することを職務とするものであり、法人の運営に職務として直接携わることではありません。法案における監事の所掌事務に関する規定も、他の法人における監事と同じものです。

候補者選考委員会の委員についてお尋ねがありました。

新法人発足時の会員の選定方法については、平成十七年制度改正時を参考にして、現会員だけによるコオプテーションではなく、多様な視点からよりオープンに慎重かつ幅広く選考する方法により行うこととしています。

その上で、今回は、コオプテーションの要請を尊重し、平成十七年制度改正時とは異なり、現会員が候補者選定委員会の委員になることも可能としたところでございます。

候補者選定委員会についてお尋ねがありました。

有識者懇談会最終報告書においては、新法人発足時の会員の選定方法について、新分野、融合分野への対応などの観点から、現会員だけによる候補者の精査では必要十分な選考を行うことは難しく、大幅な見直しを行った平成十七年制度改正時を参考にして、現会員だけによるコオプテーションではなく、多様な視点からよりオープンに慎重かつ幅広く選考する方法により行うことが適当であるとされています。

このため、この法案では、平成十七年制度改正時と同様に、新たに会員となる二百五十人の選

考、選任は、オープンに慎重かつ幅広い方法で行うこととしました。

その上で、学術会議の意見にも十分に配慮して、コオプテーションの要請を尊重し、平成十七年制度改正時とは異なり、現会員が候補者選考委員会の委員になることが可能であり、総会による承認、推薦の手続も追加していることから、新会員の選定に現会員の意向が反映されることになっていきます。

新法人発足時に任期が残っている会員にも、引き続き会員として活躍していただくことになっており、組織としての継続性にも十分に配慮しているところでございます。

新法人設立時に会員となる者の指名についてお尋ねがありました。

新法人設立時に会員となる者の指名については、法人化後の学術会議の会員の選任に国が関与しないことを踏まえ、設立委員のうち、学術会議の会員と同じ、優れた研究又は業績を有する科学者である者に内閣総理大臣から新会員を指名する権限を委任しておりますので、内閣総理大臣が新会員の指名について指示をすることはできません。

候補者選考委員会の委員は、現行の学術会議の会長が任命し、候補者選考委員会で選考された候補者については、現行の学術会議の総会の承認を経てから、候補者として設立委員に推薦されることになっております。

よって、内閣総理大臣が新会員を実質的に指名するとの御指摘は当たりません。

先端的、学際的又は総合的な研究分野の指すもの等についてお尋ねがありました。

有識者懇談会の報告書では、法人発足時の会員について、既存の学問の分野や分類にとらわれない新分野、融合分野への対応や、大学、研究機関、民間企業などの所属にとらわれず、優れた研究又は業績がある科学者を選任することが求められていたところです。

その上で、先端的、学際的又は総合的な研究分野の内容を始め、具体的な選考の方針や人選については、候補者選考委員会にて御判断いただくものと考えています。

連携会員についてお尋ねがありました。

連携会員については、有識者懇談会の報告書において、法定事項とはせずに学術会議の内規により運用することとする方が法人化のコンセプトに沿ったものとなるとされており、組織運営の自律性、弾力性を高めるため、法定しないこととしたものです。

日本学術会議評価委員会の評価の対象についてお尋ねがありました。

日本学術会議評価委員会は、日本学術会議が中期的な活動計画の期間及び年度ごとに作成する自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果について調査審議することとしております。

自己点検評価は、中期的な活動計画やこれに基づいて作成される年度計画に基づいて学術会議が行うものです。中期的な活動計画に対しては、独立行政法人等とは異なり、国からの目標の提示や認可はありません。

学問の自由との関係についてお尋ねがありました。

憲法第二十三条に定められた学問の自由は、広く全ての国民に保障されたものであり、特に大学における学問研究の自由、その成果の発表の自由、教授の自由を保障したものであると承知しております。

国が設立し国の財政的支援を受けて運営される法人である学術会議について、活動、運営を国民に説明する仕組みを法定して制度的に担保することは、国が設立する他の法人でも同様に設けられている仕組みであり、学術会議の活動の学術的な価値や独立性の尊重とは別な、財政民主主義からの要請によるものです。

なお、海外アカデミーの状況は国によって様々

令和七年四月十八日 衆議院会議録第二十二号

であります。我が国のような特別な地位、権限及び国による財政的支援ができることが法律で明記されている国はないと承知しております。

選定助言委員会についてお尋ねがありました。

有識者懇談会の最終報告書においても、アカデミア全体や産業界等から会長が任命する会員等以外の科学者を委員とする選定助言委員会を法定し、会員選考の方針の案等を作成するに当たって意見を聞くことは、学術の独立性や日本学術会議の自律性、コオプレーションの理念と、外部の知見を取り入れる必要性、分野や選考の固定化、既得権益化の抑止、議論や決定過程の透明化、国民への説明責任などを調和させる工夫として、極めて優れた仕組みであると評価されているところで

す。

選定助言委員会の委員は総会が選任し、意見に法的な拘束力はありません。個別の会員の選考について意見を言わないことも、条文上明らかです。

運営助言委員会についてお尋ねがありました。

有識者懇談会の最終報告書において、運営助言委員会は、会長が実効的な助言を求める専門性と機動性の高い組織として設計、運用されることが望ましいとされており

ます。

これを踏まえ、学術会議のよりよい役割発揮のため、業務の改善やプレゼンスの向上に、会長の諮問機関として活用いただきたいと考えております。

事務局の人選についてお尋ねがありました。

法人化後の学術会議の事務局の職員については、法人が雇用することとなり、公務員の出向の要否も含め、学術会議がお考えになることと考えます。

財源についてお尋ねがありました。

学術会議に対する国からの財源措置については、これまでも予算編成過程のプロセスを経て必要な金額が措置されているところであり、今後も

必要な財政的支援は行っていくことになります。

なお、法人化することにより、財政基盤を多様化し、自律的に活動を拡大する可能性が広がること承知しており、政府としては、学術会議が財源の多様化に向けた取組ができるよう、必要な支援をしてまいりたいと考えております。

賠償責任及び守秘義務についてお尋ねがありました。

どのような場合に賠償責任が生じるか一概にお答えすることは困難ですが、賠償責任に係る規定は、国が設立する法人が適法、適正に運営されることを担保するため、法人に一般的に設けられているものです。

同様に、守秘義務に係る規定についても一般的に置かれているものでありますが、学術会議においては特に、法人化後も政府に対し資料の提出、意見の開陳又は説明その他の協力を求めることができることとしており、国が法人に対して円滑に重要な情報を提供するためには、守秘義務規定を整備する必要があります。

是正措置や罰則規定についてお尋ねがありました。

主務大臣による立入検査や違法行為等の是正の求めについては、国が設立する法人が適法、適正に運営されることを担保するため、一般的に置かれている規定です。

同様に、法人のガバナンスの確保の観点から、認可や承認、届出、公表を義務づける規定に関して罰則を設けることは一般的なものであり、萎縮させることを意図したものではありません。

学術会議の目的、使命についてお尋ねがありました。

学術会議の在り方については、これまで様々な場で検討いただき、御意見をいただけてきました。が、日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会において、学術会議の会長等にも毎回御参加をいただいたながら、学術会議に求められる機能及びそ

れにふさわしい組織形態の在り方を検討し、昨年十二月に最終報告書を取りまとめたところです。

この法案は、この報告書の内容を踏まえ、学術会議の独立性、自律性を本格的に高めることによる機能強化と、国が設立し国の財政的支援を受けて運営される組織としての説明責任の担保を主な内容とするものです。

報告書においては、「近年、いわゆる『政策のための科学』が強く求められるようになってきていることも世界的な潮流であり、海外のナショナルアカデミーの使命・目的の中で大きなウェイトを占めるに至っている。」とされていると承知して

います。

この改革を通じて、学術会議が、サイエンス・フォー・サイエンスのみならず、サイエンス・フォー・ソサエティーやサイエンス・フォー・ポリシーなどの役割に主体的にチャレンジし、国民の期待に応えていくことを期待しております。

(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 三木圭恵君。

(三木圭恵君登壇)

○三木圭恵君 日本維新の会の三木圭恵です。私は、会派を代表して、日本学術会議法案について質問いたします。(拍手)

答弁は全て坂井国務大臣にお願いします。

本法案は、現在、国の機関となっている日本学術会議を、国から独立した法人としようとするものです。

設立から七十六年を経た今、その役割は国民から見えなくなっています。既に役割を終えたとの声も上がっており、廃止も含めた抜本的改革が必要となっています。

最近、唯一、国民の注目を集めたのは、令和二年に当時の菅総理が学術会議の推薦した新会員のうち六名を任命しなかった、いわゆる任命拒否問題でした。

この問題の本質は、現行法において総理の任命権が明記されているにもかかわらず、長年、その法の規定が無視されて慣例で運用されてきたことこそが問題だと考えますが、なぜ法を無視した慣例が続いてきたのか、認識を伺います。

政府は、任命拒否の理由について、人事に関することは答えないとの態度を繰り返すだけでありますが、これが問題を長期化させた大きな要因となっています。任命拒否が法に基づく政府の行為の結果である以上、国民に説明する責任があります。当時の政府の任命方針を大まかにでも明らかにすることを求めますが、明確な答弁をお願いします。

本法案を審議するに当たって、何のための学術会議かという根本が問われます。現行法では、学術会議は、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とすると定められています。近年、国民の生活において、科学的知見を必要とする課題が続発していますが、学術会議は役に立ったのかというのが多くの国民の率直な思いです。

例えば、新型コロナウイルスによるパンデミックの発生です。このとき、科学的に信頼できる情報があれば、多くの国民は心強く思ったでしょう。コロナ禍において、国民が求めている正確な科学的知見を学術会議は提供したでしょうか。コロナ禍での学術会議の活動をどう評価されていますか。

また、東日本大震災に伴う福島第一原発の事故の際には、国民は見えない放射能に恐怖し、心ない多くのデマも飛び交い、不安と混乱の状況が生まれました。もしこのとき、放射線や放射性物質についての正しい知識があれば、こうした事態は防げたと思います。原発事故の際、学術会議は放射線や放射性物質に関する正確で有益な知見を国民に提供しましたか。原発事故に関しての学術会議の役割についてはどう評価していますか。

さらに、事故後、復興に向けてのALPS処理

水の海洋放出について、中国政府が、我が国の海産物を汚染しているとみなして輸入禁止にするという不当な措置を取りました。これに乗じて、国内でも、一部の国会議員が処理水を汚染水と呼び、福島県民や漁業関係者への中傷を続けるということも起きています。学術会議は、科学的知見に基づいて、中国政府に対しきっぱりと抗議の意思を示すべきではありませんか。また、国民に対して、ALPS処理水の海洋放出の安全性について、正確な知見を提供すべきではありませんか。

また、旧優生保護法をめぐって、昨年七月の最高裁で同法が憲法違反として認定され、被害者への国家賠償を命じる判決が下されました。そして、国と原告との和解が合意され、国会においても、昨春秋、議員立法である補償金等支給法が全会一致で成立し、補償が始まっています。このように、法律的、政治的には長い年月を経てようやく一定の反省が示されたわけですが、この問題は科学的見地からの振り返りも大切だと思います。日本学術会議は、旧優生保護法の誤りについて、科学者の立場からどのような反省をしているのでしょうか。

以上、近年の社会課題に対する日本学術会議の対応や役割について、それぞれの政府の認識と見解をお答えください。

国民生活に科学を反映浸透させるという本来の目的がおろそかにされれば、一見科学のように見える偽情報に国民は翻弄されてしまいます。例えば、化学的には水と同じ性質のトリチウムが生物濃縮するかのような言説が一部にまかり通っています。こうした今もはびこる科学を装ったデマ情報への日本学術会議の対処方法をお聞きます。

学術会議をあるべき姿に改革していくためには、歴史的検証も欠かせません。最大の問題は、学術会議が内外の政治勢力からの影響を大きく受けてきたという事実です。

日本学術会議が設立された当時は、ソ連、中国共産党の社会主義勢力が台頭してきた時代でし

た。ソ連、中国の共産党を兄弟党としていた日本共産党は、民科イコール民主主義科学者協会を始めとする社会主義に同調的な科学者を組織し、学術会議の中心メンバーとして送り込んでいます。「日本共産党の七十年」の本には、同党が日本学術会議の設立に一定の役割を果たしたと誇らしげに書かれています。学術会議の設立が特定政党の成果のように語られること自体が、政治的中立性が求められる学術会議にとってふさわしくないことです。

学術会議は、特定の政治勢力や外国勢力から独立していることが最も重要だと考えます。法人化に当たっては、独立性を担保し、不当な支配を排除するために、例えば、海外からの不当な資金を供与されている者が会員にならないようにするなどの対策を講じるべきと思いますが、いかがですか。

会員には、自然科学のみならず、人文科学として法学や政治学の研究者も多くいます。これらの学問分野は、それぞれの政治信条とも深く関わるので政治的中立性を保つことが難しいと言えます。(発言する者あり)恥ずかしくないです。学術会議の運営が特定の政治思想に偏ることのないように、会議全体の政治的中立性をどのように維持するのか、見解をお示しください。

今回、独立した法人格を有する組織として整備すると説明されています。しかし、政府からの独立性を担保するのであれば、政府にひもづいた法人化ではなく、完全民営化の選択肢もあったのではありませんか。なぜ、今回、民営化ではなかったのですか。また、今後、民営化することを検討すべきと思いますが、いかがですか。

会員の選定について、現行の推薦に基づいて内閣総理大臣が任命するという規定が改められ、本法案では、学術会議の総会が選任することとされており、総理は監事を任命するだけになります。しかし、それでも学術会議の内部から、政府は人

事に口出しすべきではないという意見も上がっています。

会員を任命するから監事を任命することに総理の役割が変わることで、会員選任に関する政府の責任はどう変化するのでしょうか。監事は、人事についても影響力を持つことになるのですか。監事の具体的役割をお示しください。また、評価委員、選定助言委員会の役割についても御説明ください。

学術会議の設立当初には選挙で会員を選定していましたが、日本共産党がこの会員選挙に介入し、大勢の党員学者を立候補させたことで混乱が生じたことから、選挙をやめ、現行の推薦方式に変わったという経緯があります。本法案の総会が選任するとは、選挙や推薦とはどう違うのか。会員選定をめぐる不公正を防ぐ方策と併せてお答えください。

会員選定の方針については、今後も現行のオプテーション方式を採用するとされています。オプテーションは、現在の会員が次期会員候補を推薦する仕組みで、学術に関して専門性を持つ者にその価値の判断を委ねることが適当であるとの観点から、海外のアカデミーでも採用されていると説明されています。

しかし、これでは、組織内の価値観が変化なく維持されることになり、世間から隔絶し、いわゆる象牙の塔にこもることにもなりかねません。また、会員資格が利権となることも心配です。新しい学問的知見を積極的に取り入れるためにも、オプテーション方式は一定の見直しが必要ではありませんか。

運営経費について、学術会議は、活動面での政府からの独立とともに、国家財政支出による安定した財政基盤を政府に要求しています。しかし、こうした、口は出すな金は出せという姿勢では、到底、国民の理解は得られるものではありません。

経費について、法案では、政府は、予算の範囲内において、日本学術会議に対し、その業務の財源に充てるために必要と認める金額を補助することができるとしていますが、何を必要と認めるのか曖昧です。国民が、無駄なものに税金を出すのかと思うことがあってはなりません。公費補助についての考えをお示ください。

使途についても明確に説明すべきです。

学術会議に対しては、令和六年まで毎年約九億五千万円が支出されていました。それが、令和七年には十二億円にまで増額されています。なぜこんなにも巨額な税金が必要なのか、お答えください。

海外のアカデミーを見渡すと、運営経費の全額を公費で賄っているのはごく少数で、ほとんどの国では、会費、寄附、事業収入などを財源としています。

例えば、一六六〇年に設立された世界最古のアカデミーである英国王立協会は、八割が公費ですが、そのほかは会員が支払う会費や事業収入を財源としています。カナダの王立協会は、公費に全く頼らずに、全額を会費、寄附、イベント収入、投資で賄っています。

我が国においても、学術会議の運営費用については、全額を税金に頼るのではなく、収益事業など多様な自主財源を設けるべきだと思いますが、いかがですか。中でも、寄附については、一般人が少額から参加できるクラウドファンディングも普及しています。広く国民に学術会議への寄附を呼びかければ、国民の科学への関心も高まると思いますが、答弁を求めます。

最後に、学術会議の姿勢についてです。
先日、四月十五日、日本学術会議は総会を開き、本法案についての声明を発表しました。そこでは、科学者としての決意が表現された法律から、国、政府の側から見た学術への期待を表現する法律に変質させているなどと批判しています。しかし、科学は、科学者だけのものではなく、国民

民全てのためのものであるべきです。主権在民の今、政府が学問の自由を奪うということはあり得ないと考えますが、今回の改革により、学術会議はどうなっていくとお考えですか。

日本学術会議は、昭和二十五年に戦争を目的とする科学の研究には絶対従わぬ決意の表明、昭和四十二年に軍事目的のための科学研究を行わない声明、そして、平成二十九年には軍事的安全保障に関する声明を発表し、我が国の防衛に関する研究を拒否し続けています。

しかし、戦争を防止し、平和を維持するためにも、他国からの侵略を抑止するための防衛技術の研究開発を……(発言する者あり)そちらがどうぞ。研究開発を進めていく必要があります。今日の安全保障の厳しさを直視するならば、国防に関する研究も、知見を活用して社会の課題の解決に寄与するという学術会議の目的にかなうものです。

かたくなな軍学共同反対のスローガンを改め、科学者が我が国の防衛や平和の維持に寄与できるようにしていただきたいが、いかがですか。日本維新の会は、国民生活のあらゆる分野で最新の科学研究や学問的知見が生かされるべきだと考えています。その一端は、現在開催中の大阪・関西万博でじかに感じることができるとでしょう。

今後、国民を豊かにする科学の発展を期待して、私の質問を終わります。
御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣坂井孝登壇)
○国務大臣(坂井孝君) 三木圭恵議員の御質問にお答えいたします。

日本学術会議法における総理の任命権についてお尋ねがありました。
これまで当時の内閣総理大臣や官房長官が国会で答弁しているとおり、日本学術会議の会員任命については、法の規定により、学術会議からの推薦に基づいて内閣総理大臣が任命することになります。これも、同会議から推薦名簿を提

出する前に、事務局を介して学術会議の会長と任命権者との間で様々な意見交換が行われております。

二〇二〇年の日本学術会議の会員任命に当たっても、これまでと同様に、推薦名簿が提出される前に意見交換が学術会議の会長との間で行われましたが、その中で任命の考え方のすり合わせまで至らなかったものと承知しております。

二〇二〇年の会員任命の大まかな方針についてお尋ねがありました。

これまでも当時の内閣総理大臣や官房長官が国会で答弁しているとおり、二〇二〇年の日本学術会議の会員任命については、日本学術会議法に沿って、任命権者である当時の内閣総理大臣が総合的、俯瞰的な活動を確保する観点から任命を行ったものと承知しております。

コロナ禍、原発事故、ALPS処理水、旧優生保護法など、近年の社会課題に対する日本学術会議の対応や役割についてお尋ねがありました。

日本学術会議では、コロナ禍に関連する課題について、早い段階から、公開シンポジウム等を通して、科学者コミュニティや市民との対話を進めてきたと承知しております。また、G7各国のアカデミーとの共同声明を始め、提言や見解、報告書を公表し、これらの取組を学術会議のホームページに特集ページを設けるなどしてきたと聞いております。

東京電力福島第一原発事故に関しては、原発事故の再発防止、放射能対策、エネルギー対策、また、処理水の問題を含めた原発事故に伴う環境汚染への対応等の多様な観点から審議を行い、被災の三か月後には科学的見地から放射線防護への正しい理解を促す会長談話を発出するほか、多くの科学的助言の発出、また公開シンポジウム等の開催を行ってきたと聞いております。
旧優生保護法に関しては、令和二年に、人の生殖にゲノム編集技術を用いることに関する提言に

おいて、旧優生保護法の成立と運用の歴史も真摯に受け止める必要がある旨の言及があったと聞いております。

日本学術会議は、現在、自ら策定したアクションプランに基づき、社会の要請を踏まえたタイムリーな意思の表出による課題解決型の助言機能の強化や、国民に向けた分かりやすい情報の発信等、よりよい役割発揮に向けた改革を進めていると聞いております。

しかしながら、有識者懇談会の最終報告書においては、設立以来七十五年余りの学術の進歩と社会の変化を踏まえると、学術会議には拡大、深化する役割に実効的に対応していくことが求められており、国の機関のままの改革では限界があることから、機能強化に向けて独立性、自律性を抜本的に高めるため、よりよい役割、機能の発揮にふさわしい組織形態として学術会議を法人化することが提言されたところです。この法案は、以上の

ような報告書を踏まえて取りまとめたものです。いわゆるデマ情報への対処方法についてお尋ねがありました。

日本学術会議が自ら義務と責任を定めた日本学術会議憲章において、「科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する。」としていくところとあります。

いわゆるデマ情報への対応については、日本学術会議は、憲章の趣旨を踏まえ、必要に応じて、科学的知見に基づく正確な情報を発信するものと考えています。

海外からの不当な資金を供与されている者が会員にならないようにするなどの対策についてお尋ねがありました。
議員御指摘のように、ナショナルアカデミーが特定の政治勢力や外国勢力から独立して活動することが大事であることは言うまでもありません。

政府全体としても、各大学、研究機関等において、採用や競争的研究費の申請に際して、研究者自身による適切な情報開示を所屬機関に対し報告することなどを求めている。各大学、研究機関等において、こうした研究者からの報告も踏まえた上でマネジメントを行っているところです。

我が国の科学者を代表する機関である学術会議は、このような我が国の科学者コミュニティ全体としての取組も当然踏まえながら、不透明な資金提供を受けるなど公正性に問題があるような人物が会員とならないよう、適切に対応されるものと考えています。

会議全体の政治的中立性についてお尋ねがありました。

アカデミーが政治的、社会的勢力から独立して活動することは極めて重要なことだと考えます。諸外国においても、アカデミーは、政治的、社会的あるいは宗教的な諸勢力からの独立性を保ちながら、学術の発展のための活動や政府への提言などをを行っているものと承知しています。

この法案でも、法律が定める目的と基本理念及びそれに基づいて作成した中期的な活動計画に沿って活動することとなっています。また、学術会議の活動、運営を国民に説明するための仕組みを法律により制度的に担保しています。

加えて、会員の選任について、法律の規定に従い、客観性、透明性の高い方法で行われることや、選任の過程を国民に明らかにすることなどが法定されています。これにより、特定の政治思想などを理由とした選考が行われることにはならないと考えています。

以上のことから、学術会議の運営が特定の政治思想に偏ることはないと考えています。

学術会議の民営化についてお尋ねがありました。

この法案は、学術会議が拡大、深化する役割に実効的に対応していくため、機能強化に向けて独立性、自律性を抜本的に高めることを目的として

おり、それにふさわしい組織形態として学術会議を法人化するものです。

その際、学術会議に期待される役割、機能を十分に発揮するために、特別な地位、権限及び国による必要な財政的支援をすることができるよう法律に明記することから、公益法人といった民間が設立する法人ではなく、国が設立する特殊法人とするものです。

法人化後の会員選任に関する政府の責任並びに監事、評価委員及び選定助言委員会の役割についてお尋ねがありました。

会員の選任については、内閣総理大臣による任命は行わず、政府は関与しないこととなり、海外アカデミーと同じように、学術会議だけで自律的に会員を選任できるようになります。

監事は、法人の業務が適法に行われていることを監査することを職務とするものです。法案における監事の所掌事務に関する規定も、他の法人における監事と同じ一般的なものであり、人事も含め、法人の運営に職務として直接携わるものではありません。なお、学術会議の活動の学術的な内容、価値を判断するものではありません。

日本学術会議評価委員会は、中期的な活動計画に係る期間及び年度ごとに、学術会議の行う自己点検評価の方法及び結果について評価することとしており、学術会議は、その意見を自己点検評価の方法の改善に適切に反映させなければならないこととしています。

選定助言委員会は、会員選定に当たって作成される選定方針の案の作成に関し、会員候補者選定委員会に対し意見を述べることを職務としております。

総会の選任について及び会員選定の不公正を防ぐ方策についてお尋ねがありました。

設立当初の公選制は、一定の資格を有する科学者が、資格審査を経た会員候補者に対して投票を行うことにより会員を選定するものです。また、現行の推薦方式は、学術会議が優れた研究又は業

績がある科学者のうちから会員候補者を選考し、学術会議による推薦に基づいて内閣総理大臣が最終的に任命するものです。総会が選任するは、学術会議自身が最終的に会員の選任を決定できるという点で異なっています。

この法案では、会員選定の不公正を防ぐ方策として、会員の選定が客観性、透明性の高い方法で行われること、選定基準や選定手続等について外部の知見を幅広く聞くこと、選任の過程を国民に明らかにすることなどの枠組みを法律により制度的に担保しているところです。

コオプテーション方式の見直しについてお尋ねがありました。

コオプテーション方式は、海外アカデミーにおいても一般的に行われているものです。ただし、日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会の最終報告書においては、コオプテーションが適切に機能する前提として、外部に説明できるような選考の仕組みを整えることなどの必要性が述べられています。

このため、法案においては、コオプテーション方式を前提としつつも、会員の選定が客観性、透明性の高い方法で行われること、選定基準や選定手続等について外部の意見を幅広く聞くこと、選任の過程を国民に明らかにすることなどの枠組みを法律により制度的に担保しているところです。

公費補助についてお尋ねがありました。

国が設立し国の財政的支援を受けて運営される組織として、活動、運営が国民に説明できるものであることの重要性は、有識者懇談会の最終報告書において強調されています。

法人化後は、実施しようとする主な活動は年度計画の中しっかりと位置づけられ、その意義やコンセプトが国民に説明できるものになっている必要があります。

予算の使途についてお尋ねがありました。

日本学術会議については、政府や社会に対する提言等を行う審議活動や、国際学術団体への代表派遣や共同主催国際会議など国際的な連携、交流を行うための活動に要する経費のほか、これらを支える事務局の人員費等運営経費として、令和六年度予算は約九億五千万円を計上していたところですが、

令和七年度予算については、これらの活動を強化し社会課題の解決に寄与していただきつつ、組織の法人化に向けた準備を進めていただくための予算として約十二億円を計上しております。

自主財源や寄附についてお尋ねがありました。

財政基盤を多様化し、自律的な活動を拡大する可能性が広がることは、法人化によるメリットの一つです。

海外のアカデミーは、政府から独立した自律的な組織として主体的に国民や社会と向き合い、社会的な責務を積極的に引き受けながら活動し、財政面を含めて運営の自律性を高めてきたと承知しています。

懇談会の議論の中でも、各国のアカデミーと同じように、日本学術会議は政府以外からも資金を獲得する組織を目指すのが正しいと思うという意見が述べられていたと承知しています。私としても、そのような努力は、国民、社会や政府等の関心やニーズを正確に把握することにもつながると考えています。

政府としては、学術会議が財源の多様化に向けた取組ができるよう、必要な支援をしてまいりたいと考えています。

改革後の学術会議の展望についてお尋ねがありました。

有識者懇談会においては、現行の日本学術会議法の使命、目的として、国民や社会という視点が欠けていることや、学術会議の活動、運営に外部の知見を取り入れることの重要性などが指摘されていたところです。

このため、法案においては、法人の目的として社会の課題の解決に寄与することを明確にするとともに、活動、運営に外部の知見を取り入れる仕組みを入れ、評価結果や選定過程の公表などにより、国民に対する説明責任を果たしていただくこととしています。

今回の改革を通じて、学術会議が、サイエンス・フォー・サイエンスのみならず、サイエンス・フォー・ソサエティーやサイエンス・フォー・ポリシーなどの役割に主体的にチャレンジし、国民の期待に応えていくことを期待しています。

科学者による安全保障に係る研究についてお尋ねがありました。

御指摘の声明について、日本学術会議においては、いわゆるデュアルユースに係る研究のような、安全保障に資する研究を一律に禁止するという趣旨のものではないと説明しております。

また、令和四年七月、当時の梶田日本学術会議会長名で、今日の先端科学技術、新興科学技術は、従来のように、デュアルユースとそうでないものとの単純に二分することははや困難であり、研究対象となる科学技術を、その潜在的な軍事への転用可能性をもって峻別し、扱いを一律に判断することは現実的ではないといった考え方が示されたところです。

加えて、日本学術会議からは、令和五年九月に、用途の多様性、両義性、いわゆるデュアルユースを有する先端科学技術、新興科学技術に係る研究が大学等の研究機関で円滑に実施される方策について見解が取りまとめられたところと承知しています。

今後、この見解が大学等の研究機関の現場に浸

透し、我が国の研究力の向上や国際競争力の強化などにつながることを期待をいたしております。(拍手)

○議長 額賀福志郎君 塩川鉄也君。

(塩川鉄也君登壇)

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、日本学術会議法案について質問します。(拍手)

先ほど、学術会議に対する全く事実無根の誹謗中傷の中で、我が党に対する言及がありました。しかし、我が党は、学術会議に対し、不当な介入、干渉を行った事実は一切ありません。我が党の党史には指摘のような記述はありません。断固抗議し、撤回を求めるものであります。

その上で、まず、任命拒否問題です。二〇二〇年十月、学術会議会員の改選に当たり、菅総理が六名の任命を拒否したことは、学術会議の推薦に基づき内閣総理大臣が形式的に任命するという確定した法解釈を覆すもので、到底許されるものではありません。

しかも、二〇二〇年六月、学術会議が候補選考中の段階で、官邸側が学術会議事務局に六人を選考対象から外すよう求めている文書が明らかになりました。極めて重大です。

政府は、任命拒否の理由、事前介入の経緯を全て明らかにし、任命拒否を撤回すべきであります。任命拒否問題を棚上げにしたまま、学術会議の在り方の問題にすり替えた政府に、法案を提出する資格はありません。

本法案は、現行の日本学術会議を廃止し、別組織に変えようというものです。現行法は、戦前の日本が学術を政治に従属させ、学術の側も戦争遂行に加担する役割を果たしたとの痛苦の反省の上に、学問の自由を保障する日本国憲法を具体化したものです。現行法の前文は、科学が文化国家の基礎であり、平和的復興、人類社会の福祉に貢献すると学術会議の使命をうたっています。しかし、本法案は、この前文を削

除して、学術を経済社会の健全な発展の基礎、社会課題の解決に寄与するものと置き換えています。

本法案は、憲法に立脚する学術会議の理念を真つ向から否定するものではありませんか。

日本学術会議はナショナルアカデミーです。その組織が満たすべき五つの要件は、学術的に国を代表する機関としての地位、そのための公的資格の付与、国家財政支出による安定した財政基盤、活動面での政府からの独立、会員選考における自主性、独立性です。

現行の学術会議は、政府からの独立を保障するルールを厳格に定め、学術の立場から政府の政策に反する提言や勧告も行ってきました。法案は、現行法の独立して職務を行うを削除し、法人とする

と定め、学術会議の組織、運営に関する事務を内閣府の所掌事務に位置づけています。学術会議を政府の監督の下に置かれる組織へと変えるものではありませんか。独立性の担保はどこにあるのですか。

さらに、学術会議の運営、財務に、政府や学術会議以外の者が介入できる仕組みを設けています。本法案は、外部者で構成される監事、日本学術会議評価委員会、運営助言委員会を新設し、学術会議の中期的な活動計画は評価委員会が意見を述べることにしています。

これらの規定は、学術会議の運営、活動における政府からの独立性、自主性、自律性を剥奪するものではありませんか。政府からの独立が確保されなければ、学術会議の勧告権は失われるのでは

ありませんか。会員選考においても、法案は、会員以外の者で構成される選定助言委員会を設置し、外部の意向が反映可能な仕組みを設けています。さらに、新たな組織の設立時、新会員候補者は、内閣総理大臣が関与する候補者選考委員会が推薦するとし、三年の任期が残っている会員は三年後の再任を認めないとしています。

これまでの会員自身による選考方法を投げ捨て、会員をリセットしようというものではありませんか。会員選考における自主性、独立性を著しく毀損すると言わざるを得ません。

今週開かれた日本学術会議の総会は、本法案がナショナルアカデミーの要件を充足しておらず、懸念を払拭していないと厳しく批判しています。このことを重く受け止めるべきです。金を出すから従えという政府などの言い分は、国際的に見ても、全く道理がありません。

本法案は、科学の成果を軍事に利用し、目先の経済的利益追求に貢献させるため、現行法の理念を全面的に否定し、学術会議から独立性、自主性、自律性を奪い、政府の意向に従う組織へと変質させる憲法違反の立法です。

断固廃案を求め、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣林芳正君登壇)

○国務大臣(林芳正君) 塩川鉄也議員にお答えをいたします。

二〇二〇年の日本学術会議の会員任命についてお尋ねがありました。二〇二〇年の日本学術会議の会員任命については、日本学術会議法に沿って、任命権者である当時の内閣総理大臣が総合的、俯瞰的な活動を確保する観点から判断を行ったものと承知をしております。

その上で、当時の内閣総理大臣や官房長官が国会で答弁しているとおり、日本学術会議から推薦名簿を提出する前に、事務局を介して学術会議の会長と任命権者との間で意見交換が行われていたが、二〇二〇年の任命に当たっても、これまでと同様に、推薦名簿が提出される前に意見交換が日本学術会議の会長との間で行われたものの、その中で任命の考え方のすり合わせまで至らなかったものと承知をしております。

なお、二〇二〇年の会員任命については、一連の手続は終了しているものと承知をしております。

次に、法案提出についてお尋ねがありました。
この法案は、我が国の研究力の向上や国際競争力の強化などの観点から、学術会議の機能強化が先延ばしできない喫緊の課題となっている中、学術会議の機能強化に向けて独立性、自律性を抜本的に高めるため、よりよい役割、機能の発揮にふさわしい組織形態として学術会議を法人化するため提出したものです。(拍手)

(国務大臣坂井学君登壇)

○国務大臣 坂井学君 学術会議の理念についてお尋ねがありました。

戦後間もなくの立法例を除けば、いわゆる基本法のほかは特に補償等を行う場合を除き前文は置かれていません。組織法である日本学術会議法案においても、基本理念は条文の形で規定をしています。

法案における日本学術会議の目的及び基本理念は、日本学術会議の拡大、深化する使命、目的を現代の視点から捉え直し、法制的な観点も踏まえつつ、より恒久的、普遍的な用語を用いるという考えの下、科学が文化国家の基礎、我が国の平和的復興を包含する、学術に関する知見が人類共有の知的資源、経済社会の健全な発展という表現を用いています。

その上で、有識者懇談会の報告書では、学術会議には拡大、深化する役割に実効的に対応していくことが求められており、国の機関のままの改革では限界があることから、機能強化に向けて独立性、自律性を抜本的に高めるため、よりよい役割、機能の発揮にふさわしい組織形態として学術会議を法人化することが提言されています。

学術会議が拡大、深化するアカデミーの役割にふさわしい組織にステップアップし、海外アカデミーのような活動しやすい体制を整えていくことが法人化の目的であり、学術会議の継続性が失われるということにはなりません。

独立性の担保についてお尋ねがありました。
この法案は、有識者懇談会の最終報告書を踏ま

え、学術会議の独立性、自律性を抜本的に高めることによる機能強化と、国が設立し国の財政的支援を受けて運営される組織としての説明責任の担保を内容とするものであり、学術会議の独立性、自主的、自律的な活動を阻害するようなものではありません。

現行法では、行政機関である学術会議が、関係省庁との調整等により自由な意思表出等がでなくなることを避けるため、独立して職務を行うと規定されておりますが、法人化により、学術会議の独立性は組織面でも明確になり、海外アカデミーと同様に、政府とは完全に別な立場で活動できるようにになります。

なお、国の責務として、日本学術会議の自主性、自律性に常に配慮しなければならぬ旨も条文に明記しているところです。

法案で置かれる組織が学術会議の運営、活動に与える影響についてお尋ねがありました。

この法案は、有識者懇談会の報告書を踏まえ、学術会議の機能強化に向けて独立性、自律性を抜本的に高めるため、よりよい役割、機能の発揮にふさわしい組織形態として特殊法人に移行するものです。

一方、国が設立し国の財政的支援を受けて運営される法人である学術会議について、活動、運営を国民に説明する仕組み、活動、運営が適正、適法に行われるための仕組みなどを法定して制度的に担保することは、国が設立する他の法人でも同様に設けられている仕組みであり、活動の学術的な価値や独立性の尊重とは別な、財政民主主義からの要請によるものでございます。

この法案については、懇談会からも、国民からの負託に実効的に応えるための体制整備と国の財政的負担により運営される法人としての説明責任の担保が、学術会議の独立性、自律性を尊重しつつ実現されたものであり、最終報告書に沿って適切に法案化されたものだとして評価していただけたところでです。

勧告権についてお尋ねがありました。

この法案は、有識者懇談会の最終報告書を踏まえ、学術会議の独立性、自律性を抜本的に高めることによる機能強化と、国が設立し国の財政的支援を受けて運営される組織としての説明責任の担保を内容とするものであり、学術会議の独立性、自主的、自律的な活動を阻害するようなものではありません。

また、法人化することにより、学術会議の独立性が組織面でも明確になり、海外アカデミーと同様に、政府とは完全に別な立場で活動できるようにになります。

この改革を通じて、学術会議が、サイエンス・フォー・サイエンスのみならず、サイエンス・フォー・ソサエティーやサイエンス・フォー・ポリシーなどの役割に主体的にチャレンジし、国民の期待に応えていくことを期待しています。

会員選考の仕組みについてお尋ねがありました。

選定助言委員会については、有識者懇談会からも、アカデミア全体や産業界等から会長が任命する会員等以外の科学者を委員とする選定助言委員会を法定し、会員選考の方針の案等を作成するに当たって意見を聞くことは、学術の独立性や日本学術会議の自律性、コオプテーションの理念と外部の知見を取り入れる必要性、分野や選考の固定化、既得権益化の抑止、議論や決定過程の透明化、国民への説明責任などを調和させる工夫として、極めて優れた仕組みであると評価されているところです。

選定助言委員会の委員は総会が選任し、意見に法的な拘束力はありません。個別の会員の選考について意見を言わないことも、条文中明らかなです。

新法人発足時の会員の選定方法については、有識者懇談会最終報告書において、新分野、融合分野への対応などの観点から、現会員だけによる精査では必要十分な選考を行うことは難しく、大幅

な見直しを行った平成十七年制度改正時を参考に、現会員だけによるコオプテーションではなく、多様な視点からよりオープンに慎重かつ幅広く選考する方法により行うことが適当であるとされています。

このため、この法案では、平成十七年制度改正時と同様に、新たに会員となる二百五十人の選考、選任は、オープンに慎重かつ幅広い方法で行うこととしました。

その上で、学術会議の意見にも十分に配慮して、コオプテーションの要請を尊重し、平成十七年制度改正時とは異なり、現会員が候補者選定委員会の委員になることが可能であり、総会による承認、推薦の手続も追加していることから、新会員の選定に現会員の意向が反映されることになっています。

新法人発足時に任期が残っている会員にも、引き続き会員として活躍していただくことになっており、組織としての継続性にも十分に配慮しているところです。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十三分散会

出席国務大臣

出席副大臣

法務大臣	鈴木 馨祐君
国務大臣	坂井 学君
国務大臣	平 将明君
国務大臣	林 芳正君
内閣府副大臣	鳩山 二郎君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障委員

辞任

補欠

草間 剛君	吉田 真次君
五十嵐えり君	佐々木ナオミ君
伊藤 俊輔君	鈴木 岳幸君
古田 真次君	古川 直季君
鈴木 岳幸君	西川 厚志君
古川 直季君	草間 剛君
佐々木ナオミ君	五十嵐えり君
西川 厚志君	伊藤 俊輔君

議院運営委員

辞任

補欠

上田 英俊君	栗原 渉君
三谷 英弘君	草間 剛君
伊藤 俊輔君	下野 幸助君
山川 仁君	上村 英明君
草間 剛君	三谷 英弘君
栗原 渉君	上田 英俊君
下野 幸助君	伊藤 俊輔君
上村 英明君	山川 仁君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

今枝宗一郎君	根本 幸典君
高木 啓君	島田 智明君
永岡 桂子君	土屋 品子君
中西 健治君	向山 淳君
山井 和則君	川内 博史君
島田 智明君	平沼正二郎君
向山 淳君	森下 千里君

土屋 品子君

根本 幸典君

平沼正二郎君

森下 千里君

川内 博史君

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員

辞任

補欠

草間 剛君	広瀬 建君
田野瀬太道君	島田 智明君
萩生田光一君	大空 幸星君
三反園 訓君	平沼正二郎君
宮内 秀樹君	向山 淳君
大空 幸星君	福田かおる君
平沼正二郎君	三反園 訓君
島田 智明君	田野瀬太道君
広瀬 建君	草間 剛君
福田かおる君	萩生田光一君
向山 淳君	宮内 秀樹君

(議案付託)

一、昨十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

海洋法に関する国際連合条約に基づきいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約(第百五十五号)の締結について承認を求めるの件(条約第二二二号)

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(条約第一三二号)

以上三件 外務委員会 付託
食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号) 農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、昨十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定に約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件

船員法等の一部を改正する法律案
災害対策基本法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)
一、昨十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

マイナンバーカードの更新手続の存在が保険診療の円滑な受診を阻害する可能性等に関する質問主意書(山井和則君提出)

再エネ賦課金に関する質問主意書(島田洋一君提出)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和七年三月七日

内閣総理大臣 石破 茂

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表六の項の次に次のように加える。

六の二 海難審判所長

海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)による海事補佐人の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表中十四の二の項を十四の三の項とし、同項の次に次のように加える。

十四の四 都道府県知事

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)による危険物取扱者免状又は消防設備士免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表十四の項の次に次のように加える。

十四の二 日本公認会計士協会		公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)による公認会計士、外国公認会計士又は特定社員の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
----------------	--	--

別表十九の二の項中「いう。」の下に「又は許可(同法第六条の六第一項の許可をいう。)」を加え、同表十九の四の項中「都道府県教育委員会」の下に「又は構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会」を加え、「による」を「構造改革特別区域法により読み替えて適用する場合を含む。」によるに改め、同表中十九の七の項を十九の九の項とし、十九の六の項を十九の八の項とし、十九の五の項を十九の七の項とし、十九の四の項の次に次のように加える。

十九の五 農林水産大臣	獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)による獣医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十九の六 国土交通大臣	海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)による安全統括管理者資格者証又は運輸管理者資格者証の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表二十二の項の次に次のように加える。

二十二の二 総務大臣	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)による無線従事者の免許又は船舶局無線従事者証明書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
------------	--

別表中二十三の六の項を二十三の九の項とし、二十三の二の項から二十三の五の項までを三項ずつ繰り下げ、二十三の項の次に次のように加える。

二十三の二 経済産業大臣	火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)による甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三の三 都道府県知事	火薬類取締法による丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三の四 日本司法書士会連合会	司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)による司法書士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表中二十五の三の項を二十五の四の項とし、二十五の二の項を二十五の三の項とし、二十五の項の次に次のように加える。

二十五の二 日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)による土地家屋調査士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
---------------------	--

別表二十七の項の次に次のように加える。

二十七の二 経済産業大臣又は都道府県知事	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)による高圧ガス製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
----------------------	--

別表中三十一の二の項を三十一の三の項とし、同項の次に次のように加える。

三十一の四 出入国在留管理庁長官	出入国管理及び難民認定法による外国人の出入国又は在留の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
------------------	---

別表三十一の項の次に次のように加える。

三十一の二 外務大臣	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)による旅券又は渡航書の発給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
------------	---

別表三十二の項の次に次のように加える。

三十二の二 国土交通大臣	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)による宅地建物取引業の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十二の三 都道府県知事	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十二の四 国土交通大臣	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による耐空検査員の認定、航空従事者技能証明書の交付、操縦技能審査員の認定、運輸管理者技能検定の実施又は無人航空機操縦者技能証明書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表三十三の項の次に次のように加える。

三十三の二 国税庁長官	酒税法(昭和二十八年法律第六号)による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
-------------	---

別表三十六の項の次に次のように加える。

三六の二 経済産業大臣	別表七十九の項中「よる」の下に「保険金の支払」を、「把握」の下に「又は預金等債権（同法第七十条第一項に規定する預金等債権をいう。）の買取り」を加え、同表八十二の項中「よる」の下に「保険金の支払」を、「把握」の下に「又は貯金等債権（同法第七十条第一項に規定する貯金等債権をいう。）の買取り」を加え、同表八十五の項の次に次のように加える。
三十九の三 原子力規制委員会	八十五の二 文部科学大臣
三十九の四 原子力規制委員会	八十五の三 総務大臣
別表中五十三の二の項を五十三の四の項とし、五十三の項の次に次のように加える。	別表九十一の二の項の次に次のように加える。
五十三の二 都道府県知事	九十一の三 経済産業大臣
五十三の三 経済産業大臣	別表九十九の項の次に次のように加える。
別表六十一の項の次に次のように加える。	九十九の二 預金保険機構
六十一の二 経済産業大臣	別表百五の二の項中「の登録」を、「マニション管理者又は管理業務主任者の登録」に改め、同項を同表百五の四の項とし、同表百五の項の次に次のように加える。
別表六十七の項の次に次のように加える。	百五の二 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十条第二号に規定する審議会
六十七の二 経済産業大臣	百五の三 農水産業協同組合貯金保険機構
別表七十五の項の次に次のように加える。	別表百十四の項の次に次のように加える。
七十五の二 財務大臣	農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）による再生手続に属する行為（同法第九十九条本文に規定する行為をいう。）又は破産手続に属する行為（同法第四十条本文に規定する行為をいう。）の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
別表中七十六の二の項を七十六の三の項とし、七十六の項の次に次のように加える。	農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）による再生手続に属する行為（同法第九十九条本文に規定する行為をいう。）又は破産手続に属する行為（同法第四十条本文に規定する行為をいう。）の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十六の二 都道府県知事	農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）による再生手続に属する行為（同法第九十九条本文に規定する行為をいう。）又は破産手続に属する行為（同法第四十条本文に規定する行為をいう。）の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百十四の二 日本公認会計士協会	公認会計士法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の公認会計士法による会計士補の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
-----------------	---

別表百十五の項の次に次のように加える。

百十五の二 市町村長	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)による避難住民の誘導に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百十五の三 都道府県知事	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による避難住民及び武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害による被災者の救援の実施又は医療関係者に対する実費の弁償に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百十五の四 総務大臣又は地方公共団体の長	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による安否情報の収集又は提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百十五の五 地方公共団体の長	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による損害の補償(同法第百六十条第一項又は第二項(これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。))の規定による補償をいう。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表百三十三の項の次に次のように加える。

百三十三の二 農林水産大臣又は環境大臣	愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号)による愛玩動物看護師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百三十三の三 国土交通大臣	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二年法律第六十号)による賃貸住宅管理業者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

(住民基本台帳法の一部改正)

第二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の項中「よる」の下に「同法第五十三条第一項の保険金の支払、同条第四項の仮払金の支払、」を、「把握」の下に「又は同法第七十条第一項の預金等債権の買取り」を加え、同表中十三の三の項を十三の四の項とし、十三の二の項を十三の三の項とし、十三の項の次に次のように加える。

十三の二 預金保険機構	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)による同法第三百九十五条の更生手続に属する行為の実施、同法第四百六十六条の再生手続に属する行為の実施又は同法第五百七条の破産手続に属する行為の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
-------------	--

別表第一の十四の項中「よる」の下に「同法第五十五条第一項の保険金の支払、同条第三項の仮払金の支払、」を、「把握」の下に「又は同法第七十条第一項の貯金等債権の買取り」を加え、同項の次に次のように加える。

十四の二 農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)による同法第十九条の再生手続に属する行為の実施又は同法第四十条の破産手続に属する行為の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十四の三 日本公認会計士協会	公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)による同法第十六条の二第二項の外国公認会計士(同条第五項に規定する外国公認会計士をいう。)の登録、同条第五項の登録の抹消、同法第十七条の公認会計士の登録、同法第二十条(同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)の変更の登録、同法第二十一条第一項若しくは第二項(同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)の登録の抹消、同法第三十四条の十の八の登録、同法第三十四条の十の十三の変更の登録若しくは同法第三十四条の十の十四第一項若しくは第二項の登録の抹消又は公認会計士法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の公認会計士法第十七条の登録、同法第二十条の変更の登録若しくは同法第二十一条第一項の登録の抹消に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の十五の項中「昭和二十三年法律第百三十三号」を削り、同表の二十九の項の次に次のように加える。

二十九の二 消防庁	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)による同法第九十五条第一項(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)の安否情報に関する事務であつて総務省令で定めるもの
-----------	--

別表第一中三十九の二の項を三十九の四の項とし、三十九の項の次に次のように加える。

三十九の二 日本司法書士会連合会	司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)による同法第八条第一項の司法書士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十九の三 日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)による同法第八条第一項の土地家屋調査士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の四の二の項中、「同法」の下に「第十一条第一項の異議の申出、同法第十二条第一項」を加え、同表の四十の二の項中「よる」の下に「同法第九条第一項の上陸許可の証印、同条第四項の記録、同法第十条第八項若しくは第十一条第四項の上陸許可の証印、同法第十九条第二項の許可、同法第十九条の六の在留カードの交付、同法第十九条の七第一項、第十九条の八第一項若しくは第十九条の九第一項の届出、同法第十九条の十第二項（同法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）の在留カードの交付、同法第十九条の十五の在留カードの返納、同法第十九条の十五の二第六項の特定在留カードの交付、同法第十九条の十五の四第二項の特定在留カードの返納、同条第三項の在留カードの交付、同法第十九条の十六から第十九条の十八までの届出」を加え、「更新又はを更新」に改め、「届出」の下に、「同法第二十条第四項第一号（同法第二十一条第四項、第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）及び第六十一条の二の五第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二十二条第三項（同法第二十二条の二第四項 同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の在留カードの交付、同法第二十五条第一項の確認又は同法第五十条第七項若しくは第六十一条の二の二第二項第一号の在留カードの交付」を加え、同表の四十の三の項中「又は同法第七条第一項を」、「同法第七条」に改め、「交付」の下に、「同法第十条第一項若しくは第二項の届出、同法第十一条第二項（同法第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の特別永住者証明書の交付、同法第十六条の特別永住者証明書の返納、同法第十六条の二第七項の特定特別永住者証明書の交付、同法第十六条の三第二項の特定特別永住者証明書の返納又は同条第三項の特別永住者証明書の交付」を加え、同表の四十の二の項中「発給を」申請、同法第四条第一項の請求、同法第五条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第五条の二の発行」に、「又はを」、「同法第十条第三項ただし書の渡航先の訂正」に改め、「届出」の下に「同法第十八条第一項の失効、同法第十九条第一項の命令又は同法第十九条の三第一項の申請」を加え、同表の四十五の二の項の次に次のように加える。

四十五の三 財務省
通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）による同法第三十一条第一項の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の五十七の二の項中「認定」の下に「又は同法第六條の六第一項の許可」を加え、同表中八十一の二の項を八十一の四の項とし、八十一の項の次に次のように加える。

八十一の二 農林水産省	獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）による同法第三条の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十一の三 農林水産省、環境省又は愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第十二条第一項に規定する指定登録機関	愛玩動物看護師法による同法第三条の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の八・四の項中「届出又は」を「届出」に、「届出に」を「届出、同法第百二十二条第一項の計量士の登録又は同法第百二十五条の計量士国家試験の実施に」に改め、同表の九十一の項中「（経済産業大臣が行うものに限る。）」を削り、「実施」の下に「若しくは火薬類製造保安責任者免状の交付、同条第五項の命令又は同条第七項において準用する同法第十七条第七項の書換え若しくは同条第八項の再交付」を、「事務」の下に「（経済産業大臣が行うものに限る。）」を加え、同表の九十二の項中「実施」の下に「若しくは火薬類製造保安責任者免状若しくは火薬類取扱保安責任者免状の交付又は同条第七項において準用する同法第十七条第七項の書換え若しくは同条第八項の再交付」を加え、同項の次に次のように加える。

九十二の二 経済産業省	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）による同法第二十九条第三項の製造保安責任者免状若しくは販売主任者免状の交付、同法第三十条の命令又は同法第三十一条第二項の製造保安責任者試験若しくは販売主任者試験の実施に関する事務（経済産業大臣が行うものに限る。）であつて総務省令で定めるもの
九十二の三 高圧ガス保安協会又は高圧ガス保安法第三十一条の二第一項に規定する指定試験機関	高圧ガス保安法による同法第三十一条第二項の製造保安責任者試験又は販売主任者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の九・三の項中「昭和二十六年法律第二百四号」を削り、「規定する」の下に「同法第二十九條の二第一項の免状交付事務又は」を加え、同項の次に次のように加える。

九十三の二 経済産業省又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第一百十二条第一項に規定する指定試験機関	ガス事業法による同法第二十六条第三項のガス主任技術者免状の交付又は同法第二十九条第二項のガス主任技術者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
--	---

九十三の三 経済産業省		ガス事業法による同法第二十六条第三項第二号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一の九十四の項の次に次のように加える。		
九十四の二 経済産業省	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)による同法第四十四条第二項の主任技術者免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
九十四の三 高圧ガス保安協会又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の六第一項に規定する指定試験機関	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の五第二項の液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
別表第一の九十五の項の次に次のように加える。		
九十五の二 特許庁	弁理士法(平成十二年法律第四十九号)による同法第十二条第一項の弁理士試験の執行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
九十五の三 中小企業庁	中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号)による同法第十一条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
別表第一中百十四の二の項を百十四の三の項とし、百十四の項の次に次のように加える。		
百十四の二 国土交通省	海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)による同法第三十二条の三第一項の安全統括管理者資格者証(同法第三十二条の四に規定する安全統括管理者資格者証をいう。)又は同法第三十二条の七第一項の運航管理者資格者証(同法第三十二条の八に規定する運航管理者資格者証をいう。)の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
別表第一の百十八の項中「抹消登録」の下に「同法第十条の二第二項の認定」を、「許可」の下に「同法第七十一条の三第一項の認定、同法第七十八条第一項の運航管理者技能検定」を加え、「届出又は」を「届出」に改め、「登録の抹消」の下に「又は同法第百三十二条の四十の無人航空機操縦者技能証明」を加え、同表の百十八の三の項中「よる」の下に「同法第二十一条第二項の登録」を加え、同表の百二十の項の次に次のように加える。		

百二十の二 原子力規制委員会		核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)による同法第二十二条の第三項の核燃料取扱主任者免状の交付、同項第一号の核燃料取扱主任者試験の実施、同条第三項の命令、同法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状の交付、同項第一号の原子炉主任技術者試験の実施又は同条第三項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一の百二十一の項中「の交付」の下に、「同条第六項の命令」を加える。 別表第二中一の十一の項を一の十三の項とし、一の五の項から一の十の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の一の四の項中「別表第四の一の四の項」を「別表第四の一の六の項」に改め、同項を同表の一の六の項とし、同表の一の三の項中「別表第四の一の三の項」を「別表第四の一の五の項」に改め、同項を同表の一の五の項とし、同表中一の二の項を一の四の項とし、一の項を一の三の項とし、同項の前に次のように加える。		
一 市町村長	一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第六十二条第一項(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)の避難住民の誘導、同法第七十六条第二項(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)の救援の補助、同法第九十四条第一項(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)の安否情報の収集、同法第九十五条第一項(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)の安否情報の回答又は同法第百六十条第一項(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
一の二 指定都市の長	二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)の救援の実施に関する事務のうち、同法第七十六条第一項(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)の救援の実施、同法第百五十九条第二項(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)の実費弁償又は同法第百六十条第二項(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの		

別表第二の三の二の項の次に次のように加える。

三の三 構造改革特別区域法 (平成十四年法律第八十九号)第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会	構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用する教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)による同法第八十一条若しくは第三項の記入、同法第十一一条第一項から第三項までの取上げ、同法第四項の通知、同法第十三条第一項の公告及び通知、同法第二項の記入又は同法第十五条の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
---	--

別表第三中一の五の項を一の六の項とし、一の二の項から一の四の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項を一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 都道府県知事	一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の救援の実施、同法第九十四条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の安否情報の収集、同法第九十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の安否情報の回答、同法第九十五条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の実費弁償又は同法第六十条第一項若しくは第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの 二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第六十二条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の避難住民の誘導に関する事務のうち、同法第十四条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	--

別表第三の五の四の項中「(昭和二十四年法律第四十七号)」を削り、同表の十の項中「又はを」「同法第二百二十二条第一項の計量士の登録又は」に改め、同表の十三の項中「(都道府県知事が行うものに限る。)」を削り、「実施」の下に「若しくは火薬類製造保安責任者免状若しくは火薬類取扱保安責任者免状の交付、同法第五項の命令又は同法第七項において準用する同法第十七条第七項の書換え若しくは同法第八項の再交付」を、「事務」の下に「(都道府県知事が行うものに限る。)」を加え、同項の次に次のように加える。

十三の二 都道府県知事

高压ガス保安法による同法第二十九条第三項の製造保安責任者免状若しくは販売主任者免状の交付、同法第三十条の命令又は同法第三十一条第二項の製造保安責任者試験若しくは販売主任者試験の実施に関する事務(都道府県知事が行うものに限る。)であつて総務省令で定めるもの

別表第三の十六の項中「又は」を「同法第四項の命令」に、「書換えを」を「再交付若しくは書換え又は同法第三十八条の五第二項の液化石油ガス設備士試験の実施」に改める。
別表第四中一の十二の項を一の十四の項とし、一の二の項から一の十一の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項を一の三の項とし、同項の前に次のように加える。

一 市町村長	一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第六十二条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の避難住民の誘導、同法第七十六条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の救援の補助、同法第九十四条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の安否情報の収集、同法第九十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の安否情報の回答又は同法第六十条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの 二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の救援の実施に関する事務のうち、同法第七十六条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の二 指定都市の長	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の救援の実施、同法第五十九条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の実費弁償又は同法第六十条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の二の二の項の次に次のように加える。

二の三 構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会

構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用する教育職員免許法による同法第八条第一項若しくは第三項の記入、同法第十一条第一項から第三項までの取上げ、同条第四項の通知、同法第十三条第一項の公告及び通知、同条第二項の記入又は同法第十五条の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第一号の五を第一号の七とし、第一号の二から第一号の四までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の救援の実施、同法第九十四条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の安否情報の収集、同法第九十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の安否情報の回答、同法第二百五十九条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の実費弁償又は同法第六十条第一項若しくは第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの

一の二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第六十二条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の避難住民の誘導に関する事務のうち、同法第十四条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第六号中「発給を」申請に改め、同表第十四号中「又は」を、「同法第二百二十二条第

一項の計量士の登録又は」に改め、同表第十七号中「(都道府県知事が行うものに限る。)」を削り、「実施」の下に「若しくは火薬類製造保安責任者免状若しくは火薬類取扱保安責任者免状の交付、同条第五項の命令又は同条第七項において準用する同法第十七条第七項の書換え若しくは同条第八項の再交付」を、「事務」の下に「(都道府県知事が行うものに限る。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十七の二 高圧ガス保安法による同法第二十九条第三項の製造保安責任者免状若しくは販売主任者免状の交付、同法第三十条の命令又は同法第三十一条第二項の製造保安責任者試験若しくは販売主任者試験の実施に関する事務(都道府県知事が行うものに限る。)であつて総務省令で定めるもの

別表第五第二十号中「又は」を、「同条第四項の命令」に、「書換えを」再交付若しくは書換え又は同法第三十八条の五第二項の液化石油ガス設備士試験の実施」に改める。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日が出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和六年法

第五十九号)の施行の日(次条において「入管法等改正法施行日」という。)前である場合には、同法第三条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表三十一の二の項の改正規定中「別表三十一の二の項」とあるのは、「別表三十一の三の項」とする。

第三条 この法律の施行の日が入管法等改正法施行日前である場合には、入管法等改正法施行日の前日までの間における第二条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の規定の適用については、同表の四十の二の項中「同法第十九条の十五の二第六項の特定在留カードの交付、同法第十九条の十五の四第二項の特定在留カードの返納、同条第三項の在留カードの交付、同法」とあるのは「同法」と、同表の四十の三の項中「同法第十六条の特別永住者証明書の返納、同法第十六条の二第七項の特定特別永住者証明書の交付、同法第十六条の三第二項の特定特別永住者証明書の返納又は同条第三項の特別永住者証明書の交付」とあるのは「又は同法第十六条の特別永住者証明書の返納」とする。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号を利用することができる事務として酒類の製造免許に関する事務、司法書士等の国家資格に関する事務等を追加するとともに、これに伴う地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供等を行うことができる事務に関する規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号を利用することができる事務を追加するとともに、これに伴う地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供等を行うことができる事務に関する規定の整備を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 司法書士、公認会計士、獣医師、電気工事士及び宅地建物取引士等の国家資格に関する事務並びに酒類等の製造免許に関する事務等における個人番号の利用を可能とすること等の措置を講ずること。

2 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号を利用することができる事務を追加するとともに、これに伴う地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供等を行うことができる事務に関する規定の整備を行う本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和七年四月十七日

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成 谷 公一
衆議院議長 額賀福志郎殿

〔別紙〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 マイナンバーの利用事務の拡大に当たっては、令和六年五月に国会及び内閣に提出された会計検査院からの「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」の報告及び同報告を受けて行われた調査の結果を踏まえて、情報連携の実施における地方公共団体の事務負担の更なる軽減に努めること。また、現時点において情報照会の利用が少ない事務についても、情報照会の実施により国民に対し添付書類の省略といったメリットがあることから、事務の実態等に合わせて適切な助言を行う等、実施の推進に必要な支援を行うこと。

二 国家資格等のオンライン・デジタル化に際しては、都道府県、士業団体その他の資格管理者等において、国家資格等情報連携・活用システムの利用に向けた各種対応が必要となることに鑑み、資格管理者等における負担軽減のための各種支援を国において講ずること。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和七年二月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

令和七年四月十八日 衆議院会議録第二十二号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

(刑事訴訟法の一部改正)

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び搜索を」、「搜索等」に改める。

第四十条第一項中「且つ」を「及び」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「第五百七条の六第四項」を「第五百七条の六第五項」に改める。

第一編第九章の章名中「及び搜索を」、「搜索等」に改める。

第九十九条第一項ただし書中「但し、特別の定」を「ただし、特別の定め」に改め、同条第二項中「した電磁的記録」の下に「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第九十九条の二を削る。

第二百二条の次に次の一条を加える。

第二百二条の二 裁判所は、必要があるときは、電磁的記録提供命令(次の各号に掲げる者に對し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令をいう。以下同じ。)をすることができる。

一 電磁的記録を保管する者 次のイ又はロに掲げる方法

イ 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ 電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

二 電磁的記録を利用する権限を有する者(前号に掲げる者を除く。) 同号イ又はロ

に掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。)

電磁的記録提供命令は、提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものとする。

第二百五条の次に次の一条を加える。

第二百五条の二 前三条の規定は、電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)による電磁的記録の提供について準用する。この場合において、第二百三条及び前条中「又は所持する物」とあるのは、「その他利用する権限を有する電磁的記録」と読み替えるものとする。

第二百六条中、「記録命令付差押え」及び「記録命令付差押状」を削る。

第二百七条第二項中、「記録命令付差押状」及び「記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」を削り、同条第三項中、「記録命令付差押状」及び「これを」を削る。

第二百八条第一項及び第二項中、「記録命令付差押状」を削り、同条第四項中、「記録命令付差押状」及び「これを」を削る。

第二百九条及び第二百十条中、「記録命令付差押状」を削る。

第二百十一条第一項中、「記録命令付差押状」を削り、「はずし」を「外し」に改め、「記録命令付差押え」を削り、「である」を「とする」に改め、同条に次の一項を加える。

電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)により電磁的記録を提供させたときは、当該電磁的記録の内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができる。

第二百十二条第一項並びに第二百十三条第一項及び第二項中、「記録命令付差押状」を削る。

第二百十四条第一項中、「記録命令付差押状」を削り、同条第二項中「除いて」を「除き」に改め、「記録命令付差押状」を削る。

第二百十六条から第二百十八条までの規定中「記録命令付差押状」を削る。

第二百二十条中「処分」を「処分又は電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)」に改め、「これを」を削り、同条に次の二項を加える。

電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)により電磁的記録を提供させた場合には、書面又は電磁的記録をもつてその記録を作り、当該電磁的記録提供命令を受けた者又はこれに代わるべき者に提供しなければならない。

前項の規定にかかわらず、電磁的記録をもつて作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第二百二十三条第三項中「第二百十条の二の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた」を「次の各号に掲げる」に、「差し押えを受けた者」及び「当該差し押えを受けた者」を、「当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二百十条の二の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体 差し押えを受けた者

二 電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。))による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。)により提出させた記録媒体 電磁的記録提供命令を受けた者

第二百二十三条の次に次の一条を加える。 第二百二十三条の二 電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号口に掲げる方法、電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。)による提供を命ずるものに限る。)により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなつたときは、当該者の請求により又は職権で、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。 前条第四項の規定は、前項の決定について準用する。 第二百二十四条の次に次の一条を加える。 第二百二十四条の二 正当な理由がなく、第二百二条の二第一項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。 第二百二十五条第一項中「又は搜索を」(電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))を含む。第四項において同じ。、搜索又は電磁的記録提供命令(同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。同項において同じ。))に改める。 第二百五十七條の六第二項中「は、証人」の下に「(国内にいる者に限る。以下この項及び次項において同じ。)」を、「聴き、」の下に「他の裁判所	の構内にある場所その他の」を加え、「裁判所の規則で定める」を、「適当と認める」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。 四 証人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。 第六百五十七條の六第二項に次の三号を加える。 六 証人が身体の拘束を受けている場合であつて、その年齢、心身の状態、処遇の実施状況その他の事情により、同一構内への出頭に伴う移動により証人が精神の平穩を著しく害され、その処遇の適切な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるとき。 七 証人が身体の拘束を受けている場合であつて、同一構内への出頭に伴う移動に際し、証人を奪取し又は解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。 八 証人にさせる供述が鑑定に属するものである場合であつて、その職業、健康状態その他の事情により証人がその尋問の日時に同一構内に出頭することが著しく困難であり、かつ、証人の重要性、審理の状況その他の事情により当該日時に尋問することが特に必要であると認めるとき。 第六百五十七條の六第三項中「前二項」を「第一項又は第二項に」、「前項第四号」を「同項第五号から第八号まで」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。 前二項に規定する場合のほか、裁判所は、証人を尋問する場合において、前二項に規定する方法のいずれかによつて尋問することについて検察官及び被告人に異議がなく、証人の重要性、当該方法によつて尋問することの	必要性その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、当該方法によつて、尋問することができる。 第七百七十一條中「除いて」を「除き」に改め、「これを」を削り、同条に後段として次のように加える。 この場合において、第六百五十七條の六第二項中「ときは」とあるのは、「とき、又は鑑定人を尋問する場合、鑑定の経過及び結果に関する尋問をする場合を除く。」において、相当と認めるときは」と読み替えるものとする。 第七百七十八條中「これを」を削り、同条に後段として次のように加える。 この場合において、第七百七十一條において準用する第六百五十七條の六第二項中「場合において、次に掲げる場合であつて」とあるのは「場合において」と、「方法に」とあるのは「方法(当該方法による通訳又は翻訳が著しく困難であるときにあつては、音声の送受信により同時に通話をすることができる方法)」と読み替えるものとする。 第七百七十九條第一項中、「搜索を」(電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))を含む。)、搜索、電磁的記録提供命令(同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))に改める。 第八百八十条第一項中「且つ」を「及び」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「第六百五十七條の六第四項」を「第六百五十七條の六第五項」に改める。 第九百九十七條第一項中「取調」を「取調べ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「の定」を「の定め」に改め、同条第三項中「又は記録命令付差押えをするため」を「をし、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるた	め」に、「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に、「当該電磁的記録を」を「当該求めに係る電磁的記録」に、「又は記録命令付差押えをする必要」を「をし、又は電磁的記録提供命令により当該電磁的記録を提供させる必要」に改める。 第二百十八條第一項中「記録命令付差押え、搜索を」搜索、電磁的記録提供命令」に改め、同条第六項中「附する」を「付する」に改め、同条第四項の次に次の二項を加える。 第三項の許可の請求は、前項の請求をする際に、検察官、検察事務官又は司法警察員からしなければならない。 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。 第二百十八條第二項の次に次の一項を加える。 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかつたことを漏らしてはならない旨を命ずることができ。 第二百十九條第一項中、「記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」を削り、「身体若しくは物」の下に、「提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法」を加え、「記録命令付差押え、搜索又は検証に着手する」を「搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をする」に改め、同条第三項中「これ
---	--	--	---

を」を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

裁判官は、前条第三項の許可をするときは、同条の令状にその旨を記載しなければならない。

第二百二十二条第一項中「第二百二条を」第二百二条、第二百三条に、「から第二百二条まで」を「第二百二条の二前段、第二百二条第一項前段及び第二百二条、第二百二条の二前段、第二百二条に、及び第二百二条から第二百二十四条まで」を、「第二百二条、第二百二条、第二百二条第一項及び第二百二条、第二百二条、第二百二条第一項から第三項まで並びに第二百二十四条に、第二百二条の二を」の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百二条の規定によつてする電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)によつて、第二百二条の二、第二百二条、第二百二条第三項、第二百二条第二項及び第三項並びに第二百二十三条の二第一項の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百二条の規定によつてする電磁的記録提供命令(同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。)によつて、第二百二条、第二百二条の二前段に、「これを」を、「それぞれに改め、同条第三項中「記録命令付差押え」及び「これを」を削り、同条第四項ただし書中「但し、第二百二条に規定する」を「ただし、第二百二条各号に掲げる」に改め、同条第六項中「差押え」を「差押え」に改め、同条に次の五項を加える。

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第二百二条の規定により電磁的記録提供命令をする場合において、第一項において準用

する第二百二条の規定による令状の提示のため必要があるときは、裁判官の許可を受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる。

前項の許可の請求は、第二百二条第五項の請求をする際に、検察官、検察事務官又は司法警察職員からしなければならない。

裁判官は、第八項の許可をするときは、第二百二条の令状に立ち入るべき場所を記載しなければならない。

検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百二条の規定により電磁的記録提供命令をする場合(第八項の許可を受けた場合に限る。)における第一項において準用する第二百二条の規定による令状の提示については、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができる。

一 錠を外すこと。
二 何人に対しても、検察官、検察事務官又は司法警察職員の許可を受けないで令状の提示をする場所に入出入りすることを禁止すること。

三 この項(前号に係る部分に限る。)の規定による処分に従わない者について、これを退去させ、又は令状の提示が終わるまでこれに看守者を付すること。

第八項の規定にかかわらず、日出前、日没後には、第二百二条の令状(第十項の規定により立ち入るべき場所が記載されたものに限る。)に夜間でも令状の提示をすることができる旨の記載がなければ、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、同条の規定により電磁的記録提供命令をする場合における第一項において準用する第二百二条の規定による令状の提示のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる

ない。ただし、第二百二条各号に掲げる場所については、この限りでない。

第二百二条の二を第二百二条の三とし、第二百二条の次に次の一条を加える。

第二百二条の二 正当な理由がなく、第二百二条第一項の規定による電磁的記録提供命令又は同条第三項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第二百二条第一項中「且つ」を「及び」に改め、同条第二項中「第二百二条の六第四項を」第二百二条の六第五項に改める。

第二百二条の二第六項中「及び第二項を」第二項(第八号に係る部分を除く。)及び第三項に改める。

第二百二条中「及び搜索を」(電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)(含む。)、搜索及び電磁的記録提供命令(同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。))に、「物に」を「物及び電磁的記録提供命令(同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))により提供させた電磁的記録を記録した記録媒体に」に改める。

第二百二条第五項及び第六項中「第二百二条の六第四項を」第二百二条の六第五項に改める。
第二百二条の二中「乃至第二百二条を」から第二百二条まで「に、乃至前条を」から前条ま

で」に、「証拠調べ」を「証拠調べ」に改め、同条を第二百二条の三とし、第二百二条の次に次の一条を加える。

第二百二条の二 検察官、被告人又は弁護人の請求により、電磁的記録の取調べをするについては、裁判長は、証拠となる事項に応じ、その取調べを請求した者に、その内容を朗読させ、表示させ、又は再生させなければならない。ただし、裁判長は、自らこれらの措置をとり、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれらの措置をとらせることができる。

裁判所が職権で電磁的記録の取調べをするについては、裁判長は、自ら前項に規定する措置をとり、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれらの措置をとらせなければならない。

第二百二条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による措置について準用する。

第二百二条の十五第一項第九号中「押収手続記録書面(押収手続等記録書面(押収手続又は電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。))により電磁的記録を提供させる手続」に、「に」を「又は電磁的記録提供命令による電磁的記録の提供に」に、「状況」を「状況又はその命令をした者、電磁的記録の提供の年月日その他の電磁的記録提供命令による電磁的記録の提供の状況」に改め、同条第二項及び第三項第二号イ中「押収手続記録書面」を「押収手続等記録書面」に改める。

第二百二条第一項第一号中「第二百二条の六第一項及び第二項に規定する」を「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる」に改め、「含む」の下に。次号において同じ」を加える。

第三百四十六条の次に次の一条を加える。

第三百四十六条の二 電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号に掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。))による提供を命ずるものに限る。))により

移転させた電磁的記録について、没収の言渡しがないときは、当該電磁的記録の複写を許す言渡しがあつたものとする。ただし、不正に作られた電磁的記録については、この限りでない。

第三百五十条の二十四第一項中「第三百七条を」第三百七条の二に改める。

第四百二十条第二項中「又は押収物の還付」を「(電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))を含む。、押収物の還付、電磁的記録提供命令(同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))又は第二百二十三条の二第一項(第五百十三条第十項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による複写」に改める。

第四百二十九条第一項第二号中「又は押収物の還付」を「(電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))を含む。、押収物の還付、電磁的記録提供命令(同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))又は第二百二十三条の二第一項(第五百十三条第十項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による複写」に改め、同条第二項中「これを」を削る。

第四百三十条第一項中「若しくは押収物の還付」を「(電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))を含む。、押収物の還付、電磁的記録提供命令(同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))、第二百十八条第三項の規

定による命令若しくは第二百二十二条第一項若しくは第五百十三条第六項において準用する第二百二十三条の二第一項の規定による複写」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「取消」を「取消し」に改める。

第四百九十八条の二第二項の次に次の一項を加える。

不正に作られた電磁的記録については、複写を許してはならない。

第四百九十九条の二第一項を次のように改める。

前条第一項の規定は第二百二十三条第三項の規定による交付又は複写及び第二百二十三条の二第一項の規定による複写について、前条第二項の規定は第二百二十条第二項及び第二百二十二条第一項において準用する第二百二十三条第三項の規定による交付又は複写並びに第二百二十二条第一項において準用する第二百二十三条の二第二項の規定による複写について、それぞれ準用する。

第五百九条第一項中「記録命令付差押え、搜索」を「搜索、電磁的記録提供命令」に改める。

第五百十條第一項中、「記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」を削り、「身体若しくは物」の下に、「提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法」を加え、「記録命令付差押え、搜索又は検証に着手する」を「搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をする」に改める。

第五百十一条第一項中、「記録命令付差押え」を削り、同条の次に次の一条を加える。
第五百十一条の二 裁判所又は裁判官は、裁判の執行に関し必要があると認めるときは、電磁的記録提供命令をすることができる。
前項の規定による電磁的記録提供命令は、

提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものとする。

第五百十三条第一項中「第二百二条から」を「第二百二条、第二百三条から」に、「から第二百二十条まで」を、「第二百九条、第二百二十条第一項」に改め、「搜索について」の下に、「第二百十條及び第二百二十二条第八項から第十二項までの規定は、檢察官が第五百九条の規定によつてする電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))について」を加え、「読み替えるを」、同条第八項、第十一項及び第十二項中「第一項」とあるのは「第五百十三条第一項」と、同条第九項中「第二百十八条第五項」とあるのは「第五百九条第三項」と、同条第十項及び第十二項中「第二百十八條」とあるのは「第五百九条」と読み替える」に改め、同条第二項中「記録命令付差押えを削り、同条第六項中「第二百二条から」を「第二百二条、第二百三条から」に、「から第二百二十一条まで」を、「第二百九条、第二百二十条第一項、第二百二十一条に、」前二条」を「前三条に、」押収」を「押収(電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))を含む。))に、」第五百十三条第六項を「第五百十三条第七項」に改め、同条第七項中「記録命令付差押えを削り、同条第九項中「第六項」を「第七項」に、」第五百十三条第九項を「第五百十三条第十一項」に改め、同条第十項中「第六項」を「第七項」に、「複写を」複写並びに第六項及び第十項において読み替えて準用する第二百二十三条の二第一項の規定による複写」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

第五百五条の二、第二百十一条第三項、第二百二十条第二項及び第三項、第二百二十三条の二第一項並びに第二百五条第一項から第三項ま

で及び第四項本文の規定は、裁判所又は裁判官が第五百十一条の二の規定によつてする電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)) (当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。))について準用する。この場合において、第五百五条の二において読み替えて準用する第五百五条ただし書中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第二百二十三条の二第一項中「被告事件」とあるのは「裁判の執行」と読み替えるものとする。

第五百十三条第五項の次に次の一項を加える。

第五百五条の二、第二百十條、第二百十一條第三項、第二百二十條第二項及び第三項、第二百二十三條の二第一項並びに第二百二十二條第八項から第十二項までの規定は、檢察官が第五百九條の規定によつてする電磁的記録提供命令(第二百二條の二第一項第一号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)) (当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。))について準用する。この場合において、第五百五条の二において読み替えて準用する第五百五条ただし書中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第二百二十三條の二第一項中「被告事件」とあるのは「裁判の執行」とあるのは「第二百二十二條第八項、第十一項及び第十二項中「第一項」とあるのは「第五百十三條第六項」と、同条第九項中「第二百十八條第五項」とあるのは「第五百九條第三項」と、同条第十項及び第十二項中「第二百十八條」とあるのは「第五百九條」と読み替えるものとする。
第五百十三條の次に次の一條を加える。
第五百十三條の二 正当な理由がなく、第五百

九条第一項又は第五百十一条の二第一項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 書類及び送達第四十七条―第五十四条」を「第六章 書類及び送達(第四十七条―第五十四条) 電子情報処理組織による申立て等(第五十四条の二―第五十四条の四)」に、「第百八十条」を「第百八十条の二」に、「第二章 裁判の執行に関する調査(第五百七条―第五百十六条)」を「第二章 裁判の執行に関する調査(第五百七条―第五百十七條)」に改める。

第四十条第一項中「及び証拠物」を「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)」及び証拠物(電磁的記録であるものを含む。第九十九条第一項、第百十九條、第二百三十三條第一項、第二百四十二條、第二百四十六條、第二百五十八條、第三百六條及び第三百七條を除き、以下同じ。)」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であ

るときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第四十条第二項中「前項」を「前二項」に、「記録媒体」を「電磁的記録」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、次に掲げる行為をするについては、裁判長の許可を受けなければならない。

一 証拠物を謄写すること(次号及び第三号に掲げるものを除く。)

二 訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録について、これを複写する方法により謄写すること。

三 訴訟に関する書類又は証拠物(当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示し又は再生したもの)を電磁的記録として記録する方法により謄写すること。

第四十条の次に次の一項を加える。

第四十条の二 弁護人は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類又は証拠物が裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録されている場合においては、裁判長の許可を受けて、電磁的方法(電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と弁護人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。))を使用する方法その他の情報通信の技術

を利用する方法であつて裁判所の規則で定めるものをいう。))により、これを閲覧し、又は謄写することができる。

前条第一項後段の規定は前項の規定による閲覧又は謄写について、同条第三項の規定は前項の規定による謄写について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「次条第一項及び同条第二項において準用する第一項後段」と読み替えるものとする。

第四十六條に次の一項を加える。

裁判書が電磁的記録であるとき、又は裁判書が電磁的記録である調書に記録されているときは、被告人その他訴訟関係人は、自己の費用で、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項の全部又は一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書又は当該調書に記録されている事項と同一であることの証明がされたものの提供を請求することができる。

第四十八條第二項中「記載しなければ」を「記録しなければ」に改め、同条第三項中「速かに」を「速やかに」に、「これを整理しなければ」を「ファイルに記録しなければ」に改め、同項ただし書中「調書」を「公判調書」に、「整理すれば」を「ファイルに記録すれば」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもつて作成し、ファイルに記録しなければならない。

第四十九條中「これを閲覧する」を「その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する」に、「朗読」を「内容の朗読」に改める。

第五十条第一項中「整理されなかつた」を「ファイルに記録されなかつた」に、「裁判所書

記」を「裁判所書記官」に、「に記載しなければ」を「(電磁的記録をもつて作成するものを含む。次条第一項、第六十五條第二項、第百五十七條の六第五項、第百九十八條及び第二百四十一條第三項において同じ。))に記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第二項中「整理されなかつた」を「ファイルに記録されなかつた」に、「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第五十一条第一項中「の記録」を「の記録」に、「申立」を「申立て」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第二項ただし書中「第四十八條第三項ただし書」を「第四十八條第四項ただし書」に、「整理された調書」を「ファイルに記録された公判調書」に、「整理ができた」を「ファイルに記録された」に改める。

第五十二条中「記載されたものは、」を「記録されたものは、当該」に改める。

第五十三条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第八十二条第二項但し」を「第八十二条第二項ただし書」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項の訴訟記録の全部又は一部が電磁的記録であるときは、同項の規定による当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。

第五十四条中「書類の」を削り、「第百条第二項並びに第一編第五章第四節第三款及び第四款」を「第百九條の四及び第一編第五章第四節第四款」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百九條の二第二項中「受訴裁判所」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。

第一編第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 電子情報処理組織による申立て等

第五十四条の二 申立て、請求その他の裁判所若しくは裁判長又は裁判官に対してする申述（以下「申立て等」という。）であつて、当該申立て等に関するこの法律の規定により書面をもつてするものとされているものについては、当該規定にかかわらず、裁判所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりすることができる。

前項の方法によりされた申立て等については、当該申立て等を書面をもつてするものとして規定したこの法律の規定に規定する書面をもつてされたものとみなして、この法律その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。ただし、当該法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所若しくは裁判長又は裁判官に到達したものとみなす。

第五十四条の三 検察官及び弁護士である弁護士は、申立て等については、口頭である場合を除き、裁判所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織を使用して当該申立て等に係る事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判

官に提出する方法によりしなければならない。ただし、次に掲げる申立て等については、この限りでない。

一 令状の請求

二 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八章又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四十五号）第十七条若しくは第十八条の罪に係る事件に係る略式命令の請求及びこれと同時にする公訴の提起（これらの事件の簡易かつ迅速な処理に関する準則で定める様式の書面によりするものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、裁判所の規則で定める申立て等

前項の規定は、検察官又は弁護士である弁護人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他のその責めに帰することができない事由により、同項の方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

第五十四条の四 申立て等が、書面によりされたとき（前条第一項の規定に違反してされたとき及び当該申立て等が同項ただし書に該当するときは除く。）又は裁判所の規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第六十一条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

裁判所は、前項の規定により刑事施設にいる被告人に対し被告事件を告げこれに関する

陳述を聴く場合において、裁判所に被告人を在席させて当該手続を行うことが困難な事情があるときは、刑事施設に被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、当該手続を行うことができる。この場合においては、被告人に対し、あらかじめ、裁判所が当該手続を行う旨を告げなければならない。

第六十二条に次の一項を加える。

召喚状、勾引状又は勾留状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第六十三条中「裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

召喚状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は受命裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 召喚状が書面による場合 記名押印すること。

二 召喚状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（召喚状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第六十四条第一項中「有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨」を「これを返還しなければならない旨」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項に、「裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 勾引状又は勾留状が書面による場合 有

効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨

二 勾引状又は勾留状が電磁的記録による場合 有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができる旨

第六十四条第三項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

勾引状又は勾留状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は受命裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 勾引状又は勾留状が書面による場合 記名押印すること。

二 勾引状又は勾留状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（勾引状又は勾留状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第六十五条第二項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第六十六条第五項中「ついでこれを」を「ついで」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第七十三条第一項中「これを被告人に示した」

を「被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとつた」に、「且つ」を「かつ」に、「場所に」を「場所にこれを」に改め、同項に次の各号を加える。 一 勾引状が書面である場合 勾引状を示すこと。 二 勾引状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、勾引状に記録された事項及び第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。 第七十三条第二項中「これを被告人に示した」を「被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとつた」に改め、「刑事施設に」の下に「これを」を加え、同項に次の各号を加える。 一 勾留状が書面である場合 勾留状を示すこと。 二 勾留状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、勾留状に記録された事項及び第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。	項中「これを」を削る。 第九十四条第三項中「差し出した保証書を以て」を「提出した保証書(電磁的記録を含む。)をもつて」に改める。 第九十八条第一項中「勾留状の謄本及び」を「被告人に対し、勾留状について第一号に掲げる措置をとるとともに、」に、「の謄本又は」を「又は」に、「の謄本を被告人に示して」を「について第二号に掲げる措置をとつた上、」に改め、同項に次の各号を加える。 一 勾留状が書面である場合にあつては、その謄本を示し、勾留状が電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、勾留状に記録された事項及び第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。 二 当該決定が書面である場合にあつては、その謄本を示し、当該決定が電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、当該決定に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。 第九十八条第二項中「前項の書面を所持しないためこれを示す」を「前項各号に掲げる措置をとる」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。 この場合においては、できる限り速やかに、同項各号に掲げる措置をとらなければならない。 第九十八条第三項中「これを」を削る。 第九十九条第二項中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。	以下同じ。」を削る。 第六十六条に次の一項を加える。 差押状又は搜索状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。 第一百七条第一項中「有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに」を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項及び「に、」に、「裁判長が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。 一 差押状又は搜索状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状を返還しなければならない旨 二 差押状又は搜索状が電磁的記録による場合 有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員(次条第一項ただし書の規定により裁判所書記官又は司法警察職員に執行を命ずる場合にあつては、裁判所書記官又は司法警察職員)の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出しなければならない旨 第一百七条第二項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第三項中「第六十四条第二項」を「第六十四条第三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。 差押状又は搜索状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。 一 差押状又は搜索状が書面による場合 記名押印すること。	二 差押状又は搜索状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置(差押状又は搜索状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。 第一百八条第二項中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。 第一百十条中「又は搜索状を」について「に、」これを示さなければ「を」に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ「に改め、同条に次の各号を加える。 一 差押状が書面である場合 差押状を示すこと。 二 差押状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、差押状に記録された事項及び第一百七条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は処分を受ける者をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。 第一百十条に次の一項を加える。 搜索状については、処分を受ける者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。 一 搜索状が書面である場合 搜索状を示すこと。 二 搜索状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、搜索状に記録された事項及び第一百七条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は処分を受ける者をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。
--	---	---	--

令和七年四月十八日 衆議院會議録第二十二号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案及び同報告書

る裁判長の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。
第百十六条第一項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第百十九条中「を交付しなければ」を「電磁的記録をもつて作成するものを含む」を提供しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録をもつて作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第百二十条第一項中「その」を「書面又は電磁的記録をもつてその」に、「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改める。

第百五十七条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の二項を加える。

裁判所は、証人を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、審理の状況、弁護人の数、事案の軽重その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがなく、かつ、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内（裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所と同一の構内をいう。以下この項並びに第百五十七条の六第一項及び第二項において同じ。）以外にある場所であつて、適当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、尋問することができる。この場合において、その場所に在席した被告人は、その尋問に立ち会つたものとみなす。

一 同一構内への出頭に伴う移動に際し、被

告人の身体に害を加え又は身体の拘束を受けている被告人を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

二 被告人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

弁護人は、裁判所が前項の規定により証人を尋問するときは、被告人が在席する場所に在席することができる。この場合において、その場所に在席した弁護人は、その尋問に立ち会つたものとみなす。

第百五十七条の五第一項中「次条第一項及び第二項に規定する」を「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる」に改める。

第百五十七条の六第一項中「これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。」を削り、同条第四項中「記録媒体（映像及び音声と同時に記録することができるものに限る。）を「録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録として記録し、これをファイル」に改め、同条第五項中「証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して」を「ファイルに記録した電磁的記録は」に改める。

第百六十七條第五項中「の定」を「の定め」に改め、「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

鑑定留置状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第百六十八條第二項を次のように改める。
裁判所は、前項の許可をするには、許可状を発して、これをしなければならない。

第百六十八條第三項中「附する」を「付する」に改め、同条第四項中「許可状を示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二項の許可状が書面である場合 同項の許可状を示すこと。

二 第二項の許可状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、同項の許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第百六十八條第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同条第六項中「これを」を削り、同条第二項の次に次の二項を加える。

前項の許可状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第二項の許可状には、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

第百八十条第一項中「書類」の下に「電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録

する方法によるものとする。
第百八十条第二項中「前項」を「前二項」に、「記録媒体」を「電磁的記録」に改め、同条第三項中「第一項の」を「前条第一項の処分に關する」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、弁護人が次に掲げる行為をするについては、裁判官の許可を受けなければならない。

一 証拠物を謄写すること（次号及び第三号に掲げるものを除く。）。

二 前条第一項の処分に關する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録について、これを複写する方法により謄写すること。

三 前条第一項の処分に關する書類又は証拠物（当該処分に關する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示し又は再生したもの）を電磁的記録として記録する方法により謄写すること。

第百八十条に次の一項を加える。

前項本文の場合において、前条第一項の処分に關する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。

第一編第十四章に次の一条を加える。

第百八十条の二 検察官は、第百七十九条第一項の処分に關する書類又は証拠物がファイルに記録されている場合においては、電磁的方法（電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と検察官の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて裁判所の規則で

定めるものをいう。)により、これを閲覧し、及び謄写することができる。

弁護人は、前項に規定する場合においては、裁判官の許可を受けて、第四十条の二第二項に規定する電磁的方法により、第七百七十九条第一項の処分に関する書類又は証拠物を閲覧し、又は謄写することができる。

前条第一項後段の規定は前二項の規定による閲覧又は謄写について、同条第三項の規定は前二項の規定による謄写について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「次条第一項及び第二項の規定並びに同条第三項において準用する第一項後段」と読み替えるものとする。

第九百九十八条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「取調を取調べ」に改め、同条第四項中「は、これを」について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に、「誤が」を「誤りが」に、「申立を」を「申立て」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書

二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書の内容を表示したもの

第九百九十八条第五項中「に誤」を「に誤り」に、「これに署名押印する」を「被疑者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項に次の各号を加える。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書に署名押印すること。

二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書に裁判所の規則で定める署名押印に代わる措置をとること。

第九百九十九条第二項中「次項を」を「第四項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

逮捕状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第二百条第一項中「有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「裁判官が、これに記名押印しなければを」又は「記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 逮捕状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず令状を返還しなければならない旨

二 逮捕状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

第二百条第二項中「第六十四条第二項及び第三項を」を「第六十四条第三項及び第四項」に改め、「これを」を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

逮捕状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 逮捕状が書面による場合 記名押印すること。

二 逮捕状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置(逮捕状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、

併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

第二百一条第一項中「逮捕状を被疑者に示さなければを」被疑者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

一 逮捕状が書面である場合 逮捕状を示すこと。

二 逮捕状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、逮捕状に記録された事項及び前条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第二百一条第二項中「これを」を「ついで」に改める。

第二百一条の二第一項中「被疑者に示す」を「第三項の規定による措置に用いる」に、「記載を」を「記載又は記録」に、「交付を」を「提供」に改め、同条第二項中「被疑者に示す」を「次項の規定による措置に用いる」に、「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「交付する」を「提供する」に改め、同条第三項中「交付を」を「提供」に、「当該逮捕状に代わるものを被疑者に示す」を「被疑者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 逮捕状に代わるものが書面である場合 逮捕状に代わるものを示すこと。

二 逮捕状に代わるものが電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、逮捕状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第二百一条の二第四項中「交付を」を「提供」に、

「を所持しないためこれを示す」を「について前項の規定による措置をとる」に、「記載された」を「記載され又は記録された」に、「記載が」を「記載又は記録が」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、できる限り速やかに、前項の規定による措置をとらなければならない。

第二百三条第一項中「とともに」を「並びに電磁的記録と共に」に改める。

第二百五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

検察官は、刑事施設に被疑者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができする方法によつて、前項の規定により弁解の機会を与えるときは、被疑者に対し、あらかじめ、検察官が同項の規定により弁解の機会を与える旨を告げなければならない。

第二百七条の二第一項中「被疑者に示す」を「勾留状を執行するための措置に用いる」に、「記載を」を「記載又は記録」に、「交付する」を「提供する」に改め、同条第二項中「被疑者に示す」を「勾留状を執行するための措置に用いる」に、「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「交付する」を「提供する」に改める。

第二百七条の三第三項中「被疑者に示す」を「第五項第二号に係る部分に限る。」の規定による措置に用いる」に、「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「交付する」を「提供する」に改め、同条第五項中「を」を「について」に、「示さなければを」を「対し、それぞれ第一号又は第二号に掲げる措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 勾留状が書面である場合にあつては、これを示し、勾留状が電磁的記録である場合に於ては、裁判所の規則の定めるところにより、勾留状に記録された事項及び勾留留状にとられた記名押印に代わる措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二 第三項の勾留状に代わるものが書面である場合にあつては、これを示し、同項の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、同項の勾留状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第二百十八条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

第一項の令状は、書面によるほか、裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第二百十九条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「有効期間及びその期間經過後は差押え、搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状はこれを返還しなればならない旨」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「裁判官が、これに記名押印しなれば」を「又は記録しなれば」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該令状が書面による場合、有効期間及びその期間経過後は差押え、搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状を返還しなければならない旨

二 当該令状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供

命令をすることができず檢察官、檢察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

「同条第一項」に「記載しなければ」を記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第四項中「第六十四条第二項」を「第六十四条第三項」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前条第一項の令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 当該令状が書面による場合 記名押印すること。

一 当該令状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（当該令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

ことなるものに限る。)をとること。

第二百二十二条第一項中「第二百十條第一項」の下に及び第三項を加え、「ついで、第二百十條を」ついで、第二百十條第一項に、「第二百五條の二、第二百十條を」第二百五條の二、第二百十條第一項に改め、同条第四項中「記載」を「記載又は記録」に改め、同条第八項中「第二百十條を」第二百十條第一項に、「令状の提示の」を「措置をとる」に改め、同条第十項中「第二百十八條を」第二百十八條第一項に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第十一項中「第二百十條を」第二百十條第一項に、「令状の提示に」を「措置をとる」に改め、同項第二号中「令状の提示をする」を「当該措置をとる」

に改め、同項第三号中「令状の提示が終わる」を「当該措置をとり終わる」に改め、同条第十二項中「第二百十八条を」を「第二百十八条第一項に」、「記載された」を「記載され、又は記録された」に、「の記載」を「の記載又は記録」に、「第百十條を」を「第百十條第一項に」、「令状の提示の」を「措置をとる」に改める。

第二百二十四条の二「交付」を「提供」に「勾留状」を「対し、勾留状」とあるのは「対し、第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」と、同項第一号中「勾留状が」とあるのは「当該勾留状に代わるものが」と、「その」に、「第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものを」「当該勾留状に代わるもの」と、「勾

留状に記録された事項及び第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「当該留状に代わるものに記録された事項」と、同項第二号中「当該決定」とあるのは「当該決定又は鑑定留置状」と、「その謄本」とあるのは「当該決定又は鑑定留置状の謄本」に改める。

第二百二十五条第四項中「乃至第四項及び第六項」を「から第六項まで及び第八項」に改め、「これを」を削る。

第二百四十一条第一項中「又は口頭で」を「若しくは口頭で、又は主務省令で定めるところにより電磁的方法（電子情報処理組織（檢察官又は司法警察員の使用に係る電子計算機と告訴又は告発をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。）により、」に改め、「これを削り、同項の次に次の一項を加える。

告訴又は告発は、犯罪事実、その犯人の処罰を求める旨並びに告訴又は告発をする者の

氏名及び住居又はこれに代わる連絡先（法人にあつては、その名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所又は本店の所在地）を明らかにしてしなければならない。

第二百四十二条中「証拠物」の下に「並びに電磁的記録」を加える。

第二百四十三条中「取消」を「取消し」に改め「これを」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二百四十一条第二項中「犯罪事実、その犯人の処罰を求める」とあるのは、「取消しの対象とする告訴又は告発を特定するに足りる事項、その告訴又は告発を取り消す」と読み替えるものとする。

第二百四十五条中「第二百四十一条及び」を「第二百四十一条第一項及び第三項並びに」に改め、「これを」を削る。

第二百四十六条中「の定」を「の定め」に、「ともに」を「並びに電磁的記録と共に」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第二百五十五条中「起訴状の謄本の」を「第二百七十一条第一項の規定による」に改める。

第二百五十六條第二項中「左の」を「次に掲げ
る」に改め、同条第三項中「以て」を「もつて」に
改め、同条第四項ただし書中「但し」を「ただし」

に、「の誤をの誤り」に、「防禦を防禦」に「虞が」を「おそれが」に改め、同条第六項中「生ぜしめる虞を」を「生じさせるおそれ」に、「物を添附し、又は」を「ものを添えてはならず、かつ、」に改める。

第二百五十六條の二に次の一項を加える。

前項の規定は、公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

第二百五十八条中「とともに」を「並びに電磁的記録と共に」に改める。

第二百六十二条第二項中「の請求」を「の規定による請求」に、「通知」を「規定による通知」に、「請求書」を「書面」で、又は法務省令で定めるところにより電磁的方法(電子情報処理組織・検察官の使用に係る電子計算機と同項の規定による請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。)により、「に改め、」差し出してこれを「を削り、同条に次の一項を加える。

第一項の規定による請求については、第一編第六章の二の規定は、適用しない。
第二百七十条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第二百七十条第二項中「前項」を「前二項」に、「記録媒体」を「電磁的記録」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

検察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類又は証拠物がファイルに記録されている場合においては、第八十条の二第一項に規定する電磁的方法により、これを閲覧し、及び謄写することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第二百七十一条第一項中「起訴状の謄本」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を

加える。

一 公訴の提起が第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状に記載すべき事項を記載した書面)

二 公訴の提起が起訴状の提出によりされた場合 起訴状の謄本

第二百七十一条第二項中「起訴状の謄本が送達されない」を「前項の規定による送達が行われない」に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改める。

第二百七十一条の二第二項中「起訴状の謄本の」を削り、同条第二項中「ともに」を「共に」に改め、同条第三項中「以て」を「もつて」に改め、同条第四項中「第二項の」を「第一項の」に、「起訴状抄本等の提出」を「求め」に、「起訴状抄本等を」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に、「及び」を「中」第二百七十一条第一項とあるのは「第二百七十一条の二第四項」と、「に」、「起訴状の謄本」を「前項」に、「起訴状抄本等」を「次条第四項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該求めが第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状抄本等を記載した書面)

二 当該求めが起訴状抄本等の提出によりされた場合 起訴状抄本等

第二百七十一条の三第三項中「前条第二項を」を「前条第一項」に、「より起訴状抄本等を提出する」を「求める」に、「弁護人に送達する

ものとして、起訴状の謄本を提出しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりする場合 ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知すること。

二 公訴の提起を起訴状の提出によりする場合 弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出すること。

第二百七十一条の三第二項中「起訴状の謄本の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状に記載された」を「前条第一項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの」を削り、「起訴状の謄本」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に定める措置がとられた場合 ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状に記載すべき事項を記載した書面)

二 前項第二号に定める措置がとられた場合 起訴状の謄本

第二百七十一条の三第三項中「起訴状の謄本に代えて弁護人に送達するものとして、起訴状抄本等を提出する」を「第一項の規定による措置に代えて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前条第一項の規定による求めを第五十四条の二第二項の方法によりする場合 ファ

イルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知すること。

二 前条第一項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりする場合 弁護人に送達するものとして、起訴状抄本等を提出すること。

第二百七十一条の三第四項中「起訴状抄本等の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状抄本等を」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に定める措置がとられた場合 ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記載した書面)

二 前項第二号に定める措置がとられた場合 起訴状抄本等

第二百七十一条の四第一項中「第二百七十一条の二第二項」を「第二百七十一条の二第一項」に、「起訴状抄本等の提出」を「求め」に改め、同条第二項中「弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合 ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知すること。

二 公訴の提起を起訴状の提出によりした場合 弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出すること。

第二百七十一条の四第三項中「起訴状の謄本の提出があつたを」措置がとられたに、「起訴状に記載されたを」第二百七十一条の第二項の規定による求めに係るに改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないものを削り、「起訴状の謄本を」を、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に定める措置がとられた場合、ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状に記載すべき事項を記載した書面)

二 前項第二号に定める措置がとられた場合
起訴状の謄本

第二百七十一条の四第四項中「起訴状の謄本に代えて弁護士に送達するものとして、起訴状抄本等を提出する」を「第二項の規定による措置に代えて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二百七十一条の二第二項の規定による求めを第五十四条の二第二項の方法によりした場合 ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知すること。

二 第二百七十一条の二第二項の規定による
求めを起訴状抄本等の提出によりした場
合 弁護人に送達するものとして、起訴状
抄本等を提出すること。

第二百七十一条の第四第五項中「起訴状抄本等の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状抄本等」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に改め、同項

に次の各号を加える。

一 前項第一号に定める措置がとられた場合 ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつて

は、同条の記録媒体に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記載した書面

二 前項第二号に定める措置がとられた場合
起訴状抄本等

第二百七十一条の五第四項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、被告人に対する電磁的記録による当該通知は、被告人に異議があるときは、することができない。

第二百七十一条の六第一項中「起訴状の謄本の提出があつたを措置がとられた」に、「起訴状に記載されたを第二百七十一条の第二項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないものを削り、〔第四十条第一項〕の下に「又は第四十条の第二項」を加

え、同条第二項中「起訴状抄本等の提出があつた」を措置がとられたに、「起訴状に記載されたを」第二百七十一条の第二項の規定によるために係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の第二項第一号」

「第四十条第二項」の

下に「又は第四十条の第二項」を加え、同条第三項中「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の第二項の規定による求めに係る」に、「の」のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の第二項第一号」を「同項第一号」に、「第四十六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、こ

れらに記載されている当該個人特定事項を被告人に知らせる時期若しくは方法を指定する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六条第一項の規定による請求 弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。

二 第四十六条第二項の規定による請求 弁護人に同項に規定する書面又は電磁的記録を提供するに当たり、これらに記載され、又は記録されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。

第二百七十一条の六第四項中「起訴状に記載されたを」第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の二第一項第一号を」が同項第一号に、「第四十六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「裁判書若しくは

は裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人に特定事項の記載がないものを交付し、又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本

若しくは抄本を交付するに当たり、当該個人特定事項を被告人に知らせはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六條第一項の規定による請求 次
のイ又はロのいずれかに掲げる措置
イ 裁判書又は裁判を記載した調書の抄本

であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付すること。

口 前項第一号に定める措置をとること。

二 第四十六条第二項の規定による請求 次
のイ又は口のいずれかに掲げる措置

イ 第四十六条第二項に規定する裁判書又は調書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

(当該個人特定事項の記載又は記録がないものに限る。)であつてその内容が当該裁判書又は調書に記載されている事項と同一であることの証明がされたものを提出すること。

口 前項第二号に定める措置をとること。

第二百七十一條の六第五項中「第二百七十一條の二第二項」を「第二百七十一條の二第一項」に、「起訴状抄本等の提出」を「求め」に、「起訴状に記載された」を「当該求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号」を「が同項第一号」に、「第四十六條の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六条第一項の規定による請求 前
項第一号イに掲げる措置をとること。

二 第四十六条第二項の規定による請求 前項第二号イに掲げる措置をとること。

第二百七十一条の六第六項中「起訴状に記載されたを」第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の二第一項第一号」を「が同項第一号」に、「を閲覧し又はその」を「の内容を表示したものを閲覧し若しくはその内容を再生したものを視聴し又はその内容

の「に」、「の閲覧」を「の閲覧若しくは視聴」に改める。

第二百七十一条の八第一項中「第二百七十一条の二第二項」を「第二百七十一条の二第二項」に、「起訴状抄本等の提出」を「求め」に、「起訴状に記載された」を「当該求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号」を「が同項第一号」に改め、同項第一号中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、同項第二号中「被告人に示す」を「これらを執行するための措置に用いる」に、「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「交付する」を「提供する」に改め、同条第二項中「交付」を「提供」に、「同条第一項前段中「これ」とあり、」を「同条第一項第一号及び第二号中「勾引状」とあり、並びに」に改め、「あり、及び同項ただし書中「令状」とを削り、「同項中」を「同条第一項第二号中「事項及び第六十四条第二項第二号に係る部分に限る。」の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と、同条第三項中「に」、「記載された」を「記載され又は記録された」に、「記載が」を「記載又は記録が」に改め、同条第三項中「交付」を「提供」に、「同条第二項中「これ」とあり、」を「同条第二項第一号及び第二号中「勾留状」とあり、並びに」に改め、「あり、及び同項ただし書中「令状」とを削り、「同項中」を「同条第二項第二号中「事項及び第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と、同条第三項中「に」、「記載された」を「記載され又は記録された」に、「記載が」を「記載又は記録が」に改め、同条第四項中「交付」を「提供」に、「記載された」を「記載され又は記録され又は記録された」に、「記載が」を「記載又は記録が」に改め、同条第五項中「交付」を「提供」に、「勾留状の」を「対し、勾留状」とあるのは

「対し、第二百七十一条の八第二項第二号の勾留状に代わるもの又は第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」と、同項第一号中「勾留状」とあるのは「これらの勾留状に代わるもの」と、「その」に、「第二百七十一条の八第一項第二号の勾留状に代わるもの又は第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」を「これらの勾留状に代わるもの」と、「勾留状に記録された事項及び第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「これらの勾留状に代わるものに記録された事項」に改め、同条第六項中「交付」を「提供」に改める。

第二百八十一条の二中「並びに第五十七条の六第一項及び第二項に規定する」を「及び映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる」に改める。

第二百八十六条の二の次に次の一条を加える。

第二百八十六条の三 裁判所は、公判期日における手続を行う場合において、次に掲げる場合であつて、審理の状況、弁護人の数、事案の軽重その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがなく、かつ、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内（裁判官及び訴訟関係人が公判期日における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。以下この項及び第三百十六条の三十四第五項において同じ。）以外にある場所であつて、適当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる。ただし、手続を行うことができる。ただし、拘禁刑以上の刑に当た

罪で起訴されている被告人が保釈又は勾留の執行停止をされている場合において、判決を宣告する公判期日における手続を行うときは、この限りでない。

一 同一構内への出頭に伴う移動に際し、被告人の身体に害を加え又は身体の拘束を受けている被告人を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

二 被告人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

前項の規定により公判期日における手続を行う場合において、同項の適当と認める場所に在席した被告人は、その公判期日に出頭したものとみなす。

第二百八十八条の次に次の一条を加える。

第二百八十八条の二 弁護人は、裁判所が第二百八十六条の三第一項の規定により公判期日における手続を行うときは、被告人が在席する場所に在席することができ、この場合において、その場所に在席した弁護人は、その公判期日に出頭したものとみなす。

第二百九十条の三第一項中「供述書」を「供述書（電磁的記録を含む。第三百二十一条第一項及び第三百二十二条第一項において同じ。）」に、「書面で」を「書面若しくは電磁的記録であつて」に、「のある」を「があり、若しくは裁判所の規則で定める供述者の署名若しくは押印に代わる措置がとられた」に、「映像若しくは音声」を「記録することができる記録媒体であつて供述を記録したもの」を「録音若しくは録画を行う方法により供述を記録した電磁的記録」に改める。

第二百九十一条第一項中「起訴状」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合 ファイル（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状に記載すべき事項

二 公訴の提起を起訴状の提出によりした場合 起訴状

第二百九十一条第二項中「起訴状の」を「規定による」に、「起訴状を示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合 裁判所の規則の定めるところにより、前項第一号に定めるものを電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二 公訴の提起を起訴状の提出によりした場合 起訴状を示すこと。

第二百九十一条第三項中「起訴状の」を「規定による」に改め、同条第四項中「においては」の下に「当該措置に係る個人特定事項の全部について第二百七十一条の五第一項の決定があつたときを除き」を加え、「以下この項において同じ」を削り、「当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部について第二百七十一条の五第一項の決定があつた場合に限り、適用する」を「適用しない」に改め、同項後段を削り、同条第五項中「起訴状の」を「規定による」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

第二百九十条の二第二項若しくは第三項又は前条第一項の決定があり、かつ、第二百七十一条の二第四項の規定による措置がとられた場合において、当該措置に係る個人特定事項の一部について第二百七十一条の五第一項の決定があつたときは、検察官は、被告人に

対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとるとともに、裁判所の規則の定めるところにより同条第四項に規定する電磁的記録の内容を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示し、又は同項に規定する書面を示さなければならぬ。 一 第二百七十一条の二第二項の規定による求めを第五十四条の二第二項の方法によりした場合 裁判所の規則の定めるところにより、ファイル(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。 二 第二百七十一条の二第二項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりした場合 起訴状抄本等を示すこと。 第二百九十一条の二中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。 第二百九十二条の二第七項中「意見の陳述に代え意見を記載した書面」を「第一項の規定による陳述に代えて書面により意見に」、「又は意見の」を「又は同項の規定による」に改め、同条第八項中「前項の規定により書面が提出された」を「次の各号に掲げる」に、「その旨」を「当該意見の提出があつた旨」に、「その書面」を「当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。 一 前項の規定による意見の提出が書面によりされた場合 当該書面 二 前項の規定による意見の提出が第五十四条の二第二項の方法によりされた場合 ファイル(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体)に記録され	ている当該意見 第二百九十二条の二第九項中「よる書面」を「より提出された意見」に改める。 第二百九十九条第一項中「又は証拠物の取調」を「(電磁的記録を含む。第三百五十五条を除き、以下同じ。)又は証拠物の取調べ」に改め、「閲覧する機会」の下に「(証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会。次条、第二百九十九条の三及び第二百九十九条の四第六項から第九項までにおいて同じ。)」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「証拠調」を「証拠調べ」に改める。 第二百九十九条の三ただし書中「第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出した」を「第二百七十一条の二第二項の規定による求めをした」に改める。 第二百九十九条の四第二項中「第二百七十一条の二第二項」を「第二百七十一条の二第一項」に、「より起訴状抄本等を提出した」を「よる求めをした」に、「第三百十二条の二第二項」を「第三百十二条の二第一項」に、「より訴因変更等請求書面抄本等(同項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。以下この条及び次条第二項第一号において同じ。)を提出した」を「よる求めをした」に、「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第二項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの」及び「いづれも」を削り、「第七項及び同号」を「第七項及び次条第二項第一号」に改め、同条第四項中「より起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した」を「よる措置をとつた」に、「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第二項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面に記載がないもの」を削る。 第二百九十九条の五第二項第一号中「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第二項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面に記載がないもの」を削る。	「いづれも」を削り、「第七項及び同号」を「第七項及び次条第二項第一号」に改め、同条第四項中「より起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した」を「よる措置をとつた」に、「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第二項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面に記載がないもの」を削る。 第二百九十九条の五第二項第一号中「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第二項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面に記載がないもの」を削る。	人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの」を削る。 第二百九十九条の六第一項及び第二項中「第四十条第一項」の下に「又は第四十条の二第一項」を加え、同条第三項中「若しくはこれら」を「(以下この項においてこれらの者を「措置対象者」という。若しくは措置対象者に、「第四十六六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「弁護士に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該措置に係る者の氏名又は住所を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項ただし書中「措置に係る者」を「措置対象者」に改め、同項に次の各号を加える。 一 第四十六条第一項の規定による請求 弁護士に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該措置対象者の氏名又は住所を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。 二 第四十六条第二項の規定による請求 弁護士に同項に規定する書面又は電磁的記録を提供するに当たり、これらに記載され、又は記録されている当該措置対象者の氏名又は住所を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。 第二百九十九条の六第四項中「若しくはその」を「(以下この項において「措置対象者」という。若しくは措置対象者の)」に、「第四十六六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて当該措
--	--	--	--

置に係る者の氏名若しくは住居の記載がないものを交付し、又は弁護士に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、当該氏名若しくは住居を被告人に知らせなければならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項ただし書中「措置に係る者」を「措置対象者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六条第一項の規定による請求 次のイ又はロのいずれかに掲げる措置

イ 裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置対象者の氏名又は住居の記載がないものを交付すること。

ロ 前項第一号に定める措置をとること。

二 第四十六条第二項の規定による請求 次のイ又はロのいずれかに掲げる措置

イ 第四十六条第二項に規定する裁判書又は調書に記載されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（当該措置対象者の氏名又は住居の記載又は記録がないものに限る。）であつてその内容が当該裁判書又は調書に記載されている事項と同一であることを証明がされたものを提供すること。

ロ 前項第二号に定める措置をとること。

第二百九十九条の六第五項中「若しくはこれら」を「（以下この項においてこれらの者を「措置対象者」という。）若しくは措置対象者に」、「第四十六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置に係る者の氏名又は住居の記載がないものを交付する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項ただし書中「措置に係る者」を「措置対象者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六条第一項の規定による請求 前項第一号イに掲げる措置をとること。

二 第四十六条第二項の規定による請求 前項第二号イに掲げる措置をとること。

第二百九十九条の六第六項中「若しくはこれら」を「（以下この項においてこれらの者を「措置対象者」という。）若しくは措置対象者に」、「を閲覧し又はその」を「の内容を表示したものを閲覧し若しくはその内容を再生したものを視聴し又はその内容の」に、「措置に係る者の氏名」を「措置対象者の氏名」に、「の閲覧」を「の閲覧若しくは視聴」に改め、同項ただし書中「措置に係る者」を「措置対象者」に改める。

第三百条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「取調」を「取調べ」に改める。

第三百一条の二第一項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「記録媒体の」を「電磁的記録（以下この項及び次項において「供述状況記録」という。）の」に改め、同項ただし書中「同項各号」を「第四項各号」に、「当該記録媒体」を「供述状況記録」に改め、同条第二項中「同項に規定する記録媒体」を「供述状況記録」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第三項中「これを」を「について」に改め、同条第四項中「記録媒体」を「電磁的記録として」に改める。

第三百二条中「乃至第三百二十三条」を「から第三百二十三条まで」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「取調」を「取調べ」に改める。

第三百三条中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、「を記録した記録媒体」を削る。

第三百四条の二中「並びに第五百七条の六第一項及び第二項に規定する」を「及び映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しな

から通話をすることができ」に改める。

第三百五条第五項及び第六項を削る。

第三百七条の二に次の二項を加える。

第三百五条第一項及び第二項の規定並びに第一項及び第二項の規定にかかわらず、第五百七条の六第五項の規定により電磁的記録がその一部とされた調書の取調べについては、当該調書の一部とされた電磁的記録の内容を再生するものとする。ただし、裁判長は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、その内容の再生に代えて、当該調書の取調べを請求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該調書に記録された供述の内容を告げさせ、又は自らこれを告げることができ。

裁判所は、前項の規定により第五百七条の六第五項に規定する電磁的記録の内容を再生する場合において、必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、第五百七条の五に規定する措置を採ることができ。

第三百十條の次に次の一条を加える。

第三百十條の二 裁判所書記官は、証拠調べを終わつた証拠書類又は証拠物に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならぬ。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第三百十二条第四項に次のただし書を加える。

ただし、当該請求を第五十四条の二第一項の方法によりする場合は、この限りでない。

を「、当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項の請求が第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 ファイルに記載されている訴因変更等請求書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている訴因変更等請求書面に記載すべき事項を記載した書面）

二 第一項の請求が訴因変更等請求書面の提出によりされた場合 訴因変更等請求書面の謄本

第三百十二条の二第一項中「訴因変更等請求書面の謄本の」を削り、同条第二項中「ともに」を「共に」に改め、同条第三項中「前項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたときは」を「次の各号に掲げる場合には」に、「訴因変更等請求書面抄本等」を「当該各号に定めるものを」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項の規定による求めが第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 ファイルに記載されている訴因変更等請求書面抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている訴因変更等請求書面抄本等に記載すべき事項を記載した書面）

二 第一項の規定による求めが訴因変更等請求書面抄本等の提出によりされた場合 訴因変更等請求書面抄本等

第三百十二条の二第四項中「第二項」を「第一項」に、「訴因変更等請求書面抄本等の提出」を「求め」に、「において」を「において、第二百七十一条の三第一項及び第二百七十一条の四第二項中

「公訴の提起」とあるのは「第三百十二条第一項の請求」と、第二百七十一条の第三項及び第二項並びに第二百七十一条の第四項及び第三項中「起訴状」とあるのは「訴因変更等請求書面」とに、「第二百七十一条の第五項」を「同項、同条第四項並びに第二百七十一条の第四項及び第五項中「起訴状抄本等」とあるのは「訴因変更等請求書面抄本等」と、第二百七十一条の第五項」に、「第二百七十一条の第六項」を「第二百七十一条の第六項から第六項まで」に、「同条第一項第一号」を「同項第一号」に改める。 第三百十六條の二第三項中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に改める。 第三百十六條の七に次の二項を加える。 裁判所は、公判前整理手続期日における手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内（裁判長が公判前整理手続期日における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。次項及び第三百十六條の九第四項において同じ。）以外にある場所であつて、相当と認めるものに検察官又は弁護人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所の構内に在席した被告人は、その公判前整理手続期日に出頭したもののみならず、第三百十六條の十中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に改める。 第三百十六條の十二に次の一項を加える。 公判前整理手続調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもつて作成し、ファイルに記録しなければならない。 第三百十六條の十三第一項中「提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければ」を「提出し、提出し、改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第四項中「書面の提出及び送付並びに第二項の」を「規定による提出、第二項の規定による送付及び第三項の規定による」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。 前項の場合において、検察官は、被告人又は弁護人に対し、証明予定事実を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を送付しなければならぬ。ただし、被告人に対する証明予定事実を記録した電磁的記録の送付は、被告人に異議があるときは、することができない。 第三百十六條の十四第一項中「前条第二項を「前条第三項」に改め、同項第一号中「を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）」を「」について、次のイ又はロに掲げる相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める機会」に改め、同号に次のように加える。 イ 被告人 閲覧する機会（当該証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会） ロ 弁護人 閲覧し、及び謄写する機会（当該証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、及び当該電磁的記録を複製し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会） 第三百十六條の十四第二項中「交付」を「提供」に改め、同項に次のただし書を加える。 ただし、被告人に対する電磁的記録をもつて作成する一覧表の提供は、被告人に異議があるときは、することができない。 第三百十六條の十四第三項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項第二号中「書面」を「書面（に、もの）」を「ものに限定する。又は電磁的記録（裁判所の規則で定める供述者の署名又は押印に代わる措置がとられたものに限定する。）に、の標目」を「又は当該電磁的記録の標目」に改め、同条第四項中「記載すべき」を「記載し、又は記録すべき」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に、「記載しない」を「記載し、又は記録しない」に改め、同条第五項中「交付」を「提供」に、「前二項」を「同項ただし書及び前二項」に改める。 第三百十六條の十五第一項第二号中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同項第三号及び第四号中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に、「これ」を「これら」に改め、同項第八号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同項第九号中「押収手続等記録書面」を「押収手続等記録書面等」に、「であつて、証拠物の」を「又は電磁的記録であつて、」、 「押収者」を「押収をした者」に改め、同条第二項及び第三項第二号イ中「押収手続等	第三百十六條の九に次の一項を加える。 裁判所は、公判前整理手続期日における手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、相当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所の構内に在席した被告人は、その公判前整理手続期日に出頭したもののみならず、第三百十六條の十中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に改める。 第三百十六條の十二に次の一項を加える。 公判前整理手続調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもつて作成し、ファイルに記録しなければならない。 第三百十六條の十三第一項中「提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければ」を「提出し、提出し、改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第四項中「書面の提出及び送付並びに第二項の」を「規定による提出、第二項の規定による送付及び第三項の規定による」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。 前項の場合において、検察官は、被告人又は弁護人に対し、証明予定事実を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を送付しなければならぬ。ただし、被告人に対する証明予定事実を記録した電磁的記録の送付は、被告人に異議があるときは、することができない。 第三百十六條の十四第一項中「前条第二項を「前条第三項」に改め、同項第一号中「を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）」を「	写する機会）」を「」について、次のイ又はロに掲げる相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める機会」に改め、同号に次のように加える。 イ 被告人 閲覧する機会（当該証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会） ロ 弁護人 閲覧し、及び謄写する機会（当該証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、及び当該電磁的記録を複製し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会） 第三百十六條の十四第二項中「交付」を「提供」に改め、同項に次のただし書を加える。 ただし、被告人に対する電磁的記録をもつて作成する一覧表の提供は、被告人に異議があるときは、することができない。 第三百十六條の十四第三項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項第二号中「書面」を「書面（に、もの）」を「ものに限定する。又は電磁的記録（裁判所の規則で定める供述者の署名又は押印に代わる措置がとられたものに限定する。）に、の標目」を「又は当該電磁的記録の標目」に改め、同条第四項中「記載すべき」を「記載し、又は記録すべき」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に、「記載しない」を「記載し、又は記録しない」に改め、同条第五項中「交付」を「提供」に、「前二項」を「同項ただし書及び前二項」に改める。 第三百十六條の十五第一項第二号中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同項第三号及び第四号中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に、「これ」を「これら」に改め、同項第八号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同項第九号中「押収手続等記録書面」を「押収手続等記録書面等」に、「であつて、証拠物の」を「又は電磁的記録であつて、」、 「押収者」を「押収をした者」に改め、同条第二項及び第三項第二号イ中「押収手続等	面等の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、又はその内容を再生したものを視聴し、及び当該電磁的記録を複製し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会） 第三百十六條の十四第二項中「交付」を「提供」に改め、同項に次のただし書を加える。 ただし、被告人に対する電磁的記録をもつて作成する一覧表の提供は、被告人に異議があるときは、することができない。 第三百十六條の十四第三項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項第二号中「書面」を「書面（に、もの）」を「ものに限定する。又は電磁的記録（裁判所の規則で定める供述者の署名又は押印に代わる措置がとられたものに限定する。）に、の標目」を「又は当該電磁的記録の標目」に改め、同条第四項中「記載すべき」を「記載し、又は記録すべき」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に、「記載しない」を「記載し、又は記録しない」に改め、同条第五項中「交付」を「提供」に、「前二項」を「同項ただし書及び前二項」に改める。 第三百十六條の十五第一項第二号中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同項第三号及び第四号中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に、「これ」を「これら」に改め、同項第八号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同項第九号中「押収手続等記録書面」を「押収手続等記録書面等」に、「であつて、証拠物の」を「又は電磁的記録であつて、」、 「押収者」を「押収をした者」に改め、同条第二項及び第三項第二号イ中「押収手続等
---	--	--	--

記録書面」を「押収手続等記録書面等」に改める。

第三百十六条の十六第一項中「第三百十六条の十三第一項の書面」を「第三百十六条の十三第二項の書面又は電磁的記録」に改める。

第三百十六条の十七第一項中「第三百十六条の十三第一項の書面」を「第三百十六条の十三第二項の書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項中「第三百十六条の十三第三項」を「第三百十六条の十三第四項」に改める。

第三百十六条の十八第一号中「を閲覧し、かつ、謄写する」を「について、第三百十六条の十四第一項第一号口に定める」に改め、同条第二号中「その者が公判期日において供述する」と思料する内容の要旨を記載した書面を閲覧し、かつ、謄写する」を「供述要旨書面等」について、第三百十六条の十四第一項第二号口に定める」に改める。

第三百十六条の二十一第一項中「提出し、及び被告人又は弁護人に交付しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「第三百十六条の十三第三項」を「第三百十六条の十三第四項」に改め、同条第三項中「書面の提出及び交付並びに前項の」を「規定による提出、第二項において準用する第三百十六条の十三第二項の規定による送付及び前項の規定による」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、「これを」を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

第三百十六条の十三第二項の規定は、前項の場合における同項の追加し又は変更すべき証明予定事実について準用する。

第三百十六条の二十二第二項中「第三百十六条の十三第三項」を「第三百十六条の十三第四項」に改め、同条第四項及び第五項中「これを」

を削る。

第三百十六条の二十三第一項中「これを」を削り、同条第二項中「第三百十六条の二十一第四項」を「第三百十六条の二十一第五項」に改め、「これを」を削り、同条第三項中「これを」を削る。

第三百十六条の二十五第一項及び第三百十六条の二十六第一項中「第三百十六条の二十一第四項」を「第三百十六条の二十一第五項」に改める。

第三百十六条の二十七第一項後段を次のように改める。

この場合において、当該証拠の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

第三百十六条の二十七第二項中「を記載した一覧表の提示を」を「一覧表を提示すること」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、検察官が当該一覧表を電磁的記録をもつて作成したときは、当該一覧表については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。

第三百十六条の二十七第三項中「第一項」を「第一項及び前項」に、「前項」を「前二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前二項の場合においては、裁判所は、何人にも、第一項の証拠又は前項の一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

第三百十六条の二十八第二項中「及び第三百十六条の十二」を並びに第三百十六条の十二第三項及び第二項に、「同条第二項」を同項及び同条第三項」に改める。

第三百十六条の三十四第五項中「規定は、」を「規定は」に、「又は」を「が行われる場合について、第一項から第四項までの規定は公判準備において」に、「について」を「について、それぞれ」に改め、同条第四項の次に次の二項を加える。

裁判所は、公判期日における手続を行う場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、次の各号に掲げるいずれかの場所に申出をした者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した当該申出をした者は、その公判期日に出席したものとみなす。

一 裁判官及び訴訟関係人が公判期日における手続を行うために在席する場所以外の場所であつて、同一構内にあるもの

二 他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、裁判所が適当と認めるもの

前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならぬ。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

第三百十六条の三十九第一項中「同条第五項」を「同条第七項」に、「場合に」を「場合」(同条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。))に規定する方法による場合を含む。第四項において同じ。))に改め、同条第四項中「面前」を「面前映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による場合を含む。))」に改め、同条第五項中

「場合」を「場合(同条第五項に規定する方法による場合を含む。))」に改める。

第三百二十一条第一項中「第三百二十一条乃至第三百二十八条」を「次条から第三百二十八条まで」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三百二十一条第一項中「書面で」を「書面若しくは電磁的記録であつて」に、「のある」を「があり、若しくは裁判所の規則で定める供述者の署名若しくは押印に代わる措置がとられた」に改め、同項第一号及び第二号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同項第三号中「以外の書面」を「及び電磁的記録以外の書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは電磁的記録又は」に、「記載した書面」を「記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録」に改め、同条第三項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条第四項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に、「である」を「とする」に改める。

第三百二十一条の二第一項中「記録媒体」を「電磁的記録」に改め、同条第二項中「第三百五条第五項ただし書」を「第三百七条の二第四項ただし書」に改める。

第三百二十一条の三「記録媒体」を「電磁的記録」に改める。

第三百二十二条第一項中「書面で」を「書面若しくは電磁的記録であつて」に、「のある」を「があり、若しくは裁判所の規則で定める被告人の署名若しくは押印に代わる措置がとられた」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「疑いが」を「疑いが」に改め、同条第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三百二十三条中「以外の書面」を「及び電磁的記録以外の書面又は電磁的記録」に改め、同条各号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三百二十五条中「書面又は」を「書面若しくは電磁的記録又は」に、「に記載された」を「若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録された」に改める。

第三百二十六条第一項中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に、「乃至前条を」から前条まで「に改め、同条第二項中「証拠調」を「証拠調べ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三百二十七条中「文書の」を「文書若しくは電磁的記録(以下この条において「文書等」という。の)に、「記載して」を「記載し、又は電磁的記録として記録して」に、「その文書」を「その文書等」に、「その書面」を「当該書面又は当該電磁的記録」に改める。

第三百二十八条中「乃至第三百二十四条を」から第三百二十四条まで「に、「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に改める。

第三百五十条の三第二項中「又は」を「若しくは」に、「書面」を「書面又はこれらの者が裁判所の規則で定める連署に代わる措置をとった電磁的記録」に改める。

第三百五十条の七第一項中「(以下「合意内容書面」又は「電磁的記録(以下これを「合意内容書面等」に改め、同条第二項及び第三項中「合意内容書面」を「合意内容書面等」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三百五十条の八及び第三百五十条の九中「合意内容書面」を「合意内容書面等」に改める。第三百五十条の十第二項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。

改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、被疑者又は被告人に対する電磁的記録による当該告知は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第三百五十条の十六第三項及び第五項中「書面」を「書面又は電磁的記録により」に改め、同条第六項中「を添付しなければ」を「又は電磁的記録を添えなければ」に改める。

第三百五十条の十九中「閲覧する機会」の下に「(証拠書類の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会)」を加える。

第三百五十条の二十二中「第二百九十一条第五項を」第二百九十一条第六項「に改める。

第三百六十条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「取下」を「取下げ」に改める。

第三百六十六条第一項中「申立書を」申立書(電磁的記録を含む。次項において同じ。に、「差し出した」を「提出した」に改め、同条第二項中「代書し」を「被告人に代わつて作成し」に改める。

第三百七十六条第二項中「を添付しなければ」を「電磁的記録を含む。次条及び第三百八十六条第一項第二号において同じ。」を添えなければ」に改める。

第三百七十七条中「左の」を「次に掲げる」に、「申立」を「申立て」に、「充分な」を「十分な」に、「添付しなければ」を「添えなければ」に改める。

第三百八十二条の二第一項中「取調」を「取調べ」に、「控訴申立」を「控訴申立て」に改め、同条第二項中「控訴申立」を「控訴申立て」に、「である」を「とする」に改め、同条第三項中「添付しなければ」を「添えなければ」に、「取調」を「取調べ」に改める。

第三百八十三条中「左の」を「次に掲げる」に、「申立」を「申立て」に、「添付しなければ」を「添えなければ」に改め、同条第一号中「あたる」を「当たる」に改める。

第三百八十六条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中「を添付しない」を「が添えられていない」に改め、同条第三号中「申立」を「申立て」に、「乃至第三百八十二条を」から第三百八十二条まで「に改め、同条第二項中「これを」を削る。

第四百八条中「書類」を「書類又は電磁的記録」に、「申立」を「申立て」に改める。

第四百二十三条第二項中「を添えて、これ」を「(電磁的記録をもつて作成するものを含む。と)共に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 抗告が申立書の差出しによりされた場合
合 当該申立書に記載されている事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、当該申立書)

二 抗告が第五十四条の二第一項の方法によりされた場合
ファイイルに記録されている申立書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている申立書に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録)

第四百三十五条中「左の」を「次に掲げる」に、「言渡をした確定判決」を「言渡しをした確定判決」に、「その言渡」を「その言渡し」に改め、同条第三号中「言渡を受けた者を誣告した」を「言渡しを受けた者をぶ告した」に改め、同号ただし書中「但し、誣告」を「ただし、ぶ告」に、「言

渡」を「言渡し」に改め、同条第五号中「言渡」を「言渡し」に改め、同条第六号中「言渡」を「言渡し」に、「あらたに」を「新たに」に改め、同条第七号中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第四百六十一条の二第二項中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第四百六十二条第二項中「を添付しなければ」を「又は電磁的記録を添えなければ」に改める。

第四百六十二条の二第一項中「と同時に、合意内容書面」を「併せて合意内容書面等」に、「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「合意内容書面」を「合意内容書面等」に、「差し出した」を「提出した」に、「の書面」を「の書面又は電磁的記録」に、「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改める。

第四百六十三条第二項中「である」を「とする」に改め、同条第五項中「第二百七十一条第一項中「公訴の提起」を「第二百七十一条第一項中「された」に、「第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出」を「され、第四百六十三条第三項の規定による通知をした」と、同条第二号中「された」とあるのは「され、第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出があつた」に、「ともに」を「共に」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

前項の規定は、公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合には、適用しない。

第四百六十八条第五項中「ともに」を「共に」に改め、同条第六項中「第四百六十三条第六項を」第四百六十三条第七項「に改める。

第四百七十二條第一項ただし書中「但し、第

七十条第一項但書を「ただし、第七十条第一項ただし書に」、「第百八条第一項但書」を「第百八条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「取下」を「取下げ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「在る」を「において保管されている」に改める。

第四百七十三条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に、「これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本」を「当該書面又は電磁的記録に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「裁判書の原本」を「第一号に掲げる場合にあつては裁判書の原本又は同号に定める」に改め、「又は裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本」を削り、「これを」、「第二号に掲げる場合にあつては同号に定める書面又は電磁的記録に認印し、又は法務省令(前条第一項ただし書の場合にあつては、裁判所の規則)で定める認印に代わる措置をとつて、その指揮を」に改め、同条に次の各号を加える。

一 裁判書が書面である場合又は裁判が書面である調書に記載されている場合 当該裁判書又は当該調書の謄本又は抄本

二 裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合 当該裁判書、当該調書若しくはこれらを印刷した書面又は当該裁判書若しくは当該調書に記録されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該事項と同一であることの証明がされたもの

第四百七十八条中「を作り」を「電磁的記録をもつて作成するものを含む」を作り、「ともに」を「共に」、「署名押印しなければ」を「署名

押印し、又は法務省令で定める署名押印に代わる措置をとらなければ」に改める。

第四百八十四条に次の一項を加える。

収容状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第四百八十四条の二中「前条前段」を「前条第一項前段」に改める。

第四百八十七条中「検察官又は司法警察員が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

収容状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、検察官又は司法警察員が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 収容状が書面による場合 記名押印すること。

二 収容状が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置(収容状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて検察官又は司法警察員の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

第四百八十九条に後段として次のように加える。

この場合において、第七十三条第二項第二号中「裁判所の規則の」とあるのは、「法務省令で」と読み替えるものとする。

第四百九十二条の二中「第四百九十四条の六」を「第四百九十四条の六第一項」に改める。

第四百九十四条の六に次の一項を加える。

裁判所は、前項の規定により刑事施設にいる同項に規定する者に対し理由を告げこれに関する陳述を聴く場合において、裁判所にその者を在席させて当該手続をすることが困難な事情があるときは、刑事施設にその者を在

席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができする方法によつて、当該手続をすることができ。この場合においては、その者に対し、あらかじめ、裁判所が当該手続をする旨を告げなければならない。

第四百九十四条の七第二項の表第六十四条第一項及び第三項、第七十条第二項、第七十二条第一項、第七十三条第二項及び第三項並びに第七十四条の項中「第三項」を「第四項」に改め、同表第六十四条第一項の項を次のように改める。

第六十四条第一項	罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき	罰金の裁判を告知した裁判所、当該裁判が確定した日、当該裁判に係る罰金の金額、罰金を完納することができない場合における留置の期間、拘置すべき
第四百九十四条の七第二項の表第六十四条第一項の項の次に次のように加える。		

第六十四条第一項第二号及び第二項並びに第七十三条第二項第二号	裁判長又は受命裁判官	裁判長
第四百九十四条の七第二項の表第六十四条第二項の項中「第六十四条第二項」を「第六十四条第三項」に改め、同表第七十三条第三項の項を次のように改める。		

第七十三条第三項	第一項各号又は前項各号	第四百九十四条の七第三項において読み替えて準用する第二項各号
前二項	第四百九十四条の七第三項において読み替えて準用する第二項	
公訴事実の要旨	罰金が完納されていない旨	

第四百九十四条の七第一項の次に次の一項を加える。
拘置状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。
第四百九十四条の八第二項の表第九十六条第一項第二号及び第六号の項の次に次のように加える。

第九十八条第一項第一号	第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)	第四百九十四条の七第三項において読み替えて準用する第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)
裁判長又は受命裁判官	裁判長	

を	罪名、公訴事実の要旨	裁判長又は受命裁判官	加える。
罰金の裁判を告知した裁判所、当該裁判が確定した日、当該裁判に係る罰金の金額、罰金を完納することができない場合における留置の期間	裁判長	ける留置の期間	に改め、同項の次に次のように

第七十三條第三項

第五百九条第三項の次に次の一項を加える。 第一項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。 第五百十条第一項中「有効期間及びその期間	前二項	において読み替えて準用する第一項各号 第四百九十四条の十二第三項において読み替えて準用する第一項
第五百九条第三項の次に次の一項を加える。 第一項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。 第五百十条第一項中「有効期間及びその期間	経過後は差押え、搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「裁判官が、これに記名押印しなけ	罰金が完納されていない旨

当該令状が書面による場合、有効期間及びその期間経過後は差押え、搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状を返還しなければならない旨

二 当該令状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず、検察官(第五百十六条の規定により検察事務官に処分をさせる場合にあつては、検察官及び検察事務官)の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならぬ旨

第五百十條第二項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第三項中「第六十四條第二項」を「第六十四條第三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前条第一項の令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 当該令状が書面による場合

記名押印すべし。

二 当該合状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（当該合状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときと、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第五百十一条第三項中「同条第一項を」同条第一項第二号及び第三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第五百十三条第一項中「第百二十条第一項」の
 下に「及び第三項」を加え、「ついで、第百十條」
 を「ついで、第百十條第一項」に、「執行」とを
 「執行」と、第百十條第一項第二号及び第二項第
 号中「第百七条第三項(第二号に係る部分に限

る。」とあるのは「第五百十条第三項(第二号に係る部分に限る。)」と、「裁判長」とあるのは「裁判官」と、第二百十条第三項中「前二項」とあるのは「第五百十三條第一項において準用する第百一十條」に、「第一項」とあるのは「第五百十三條第一項」を「第一項」とあるのは「第五百十一條第一項」に、「第二百十八條」を「第二百十八條第一項」に、「第五百九條」を「第五百九條第一項」に改め、同条第六項中「第一百十條」を「第一百十條第一項」に、「者」とを「者と」と、第二百十二號中「第一百七七條第三項(第二号に係る部分に限る。)」とあるのは「第五百十條第三項(第二号に係る部分に限る。)」と、「裁判長」とあるのは「第五百十條第三項(第二号に係る部分に限る。)」と、「裁判官」と、第二百二十條第三項中「前三項」とあるのは「第五百十三條第六項において準用する第二項」とに、「第一項」を「第一項」に、「第五百十三條第六項」を「第五百十三條第六項」に、「第二百十八條」を「第二百十八條第一項」に、「第五百九條」を「第五百九條第一項」に、「第五百九條」を「第五百九條第一項」に改め、同条第七項中「第一百十條第一項」の下に「及び第三項」を加え、「第一百十條、第一百一十條の二前段を」「第一百十條第一項、第一百一十條の二前段に、「執行」とを「執行」と、第一百十條第一項第二号及び第二項第二号中「第一百十條第三項(第二号に係る部分に限る。)」とあるのは「第五百十一条第四項において読み替えて用いる第五百十條第三項(第二号に係る部分に限る。)」と、「裁判長」とあるのは「裁判官又はは

裁判官」と、第二百三十条第三項中「前二項」とあるのは「第五百十三条第七項において準用する第一項」とに改め、同条第十項中「者」との下に「、第二百三十条第三項中「前二項」とあるのは「第五百十三条第十項において準用する第二項」とを加える。

第五百十五条第四項中「第四項」を「第六項」に、「第六百六十八条第二項」を「、第六百六十八条第四項」に改める。

本則に次の一編を加える。

第八編 雑則

第五百十七条 この法律における主務省令は、法務省令、国家公安委員会規則、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令及び防衛省令とする。

(刑法の一部改正)

第三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第九十五条の次に次の一条を加える。

(電子計算機損壊等公務執行妨害)

第九十五条の二 公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百五十五条第一項を次のように改める。

行使の目的で、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

一 公務所若しくは公務員の印章若しくは署名(以下この章、第百六十五条及び第百六十七条において「印章等」という。)を使用し

令和七年四月十八日 衆議院会議録第二十二号

て公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画(以下この章において「文書等」という。)を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章等を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書等を偽造する行為

二 公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等(印章等として表示されることとなる電磁的記録をいう。以下この章、第百六十五条及び第百六十七条において同じ。)を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等(文書等として表示されて行使されることとなる電磁的記録をいう。以下この章において同じ。)を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造する行為

第百五十五条第二項中「又は公務員」を「若しくは公務員」に、「又は署名した文書又は図画」を「若しくは署名した文書又は公務所若しくは公務員が電磁的記録印章等を使用して作成した電磁的記録文書等」に改め、同条第三項中「文書」を「文書等」に、「図画」を「電磁的記録文書等」に改める。

第百五十六条中「文書」を「文書等」に、「図画」を「電磁的記録文書等」に、「印章又は署名」を「印章等又は電磁的記録印章等」に改める。

第百五十七条第二項中「又は旅券」を「若しくは旅券」に、「させた」を「させ、又は電磁的記録文書等その他の電磁的記録であつて、免状、鑑札若しくは旅券の全部若しくは一部として用いられるものに不実の記録をさせた」に改める。

第百五十八条第一項中「文書」を「文書等」に、「図画」を「電磁的記録文書等」に、「又は前条第一項」を「同条第一項」に、「供した」を「供し、又

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案及び同報告書

は同条第二項の電磁的記録を人の事務処理の用に供したに改める。

第百五十九条第一項を次のように改める。

行使の目的で、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者は、三年以上五年以下の拘禁刑に処する。

一 他人の印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書等を偽造し、又は偽造した他人の印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書等を偽造する行為

二 他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造し、又は偽造した他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造する行為

第百五十九条第二項中「又は署名した権利、義務又ははを若しくは署名した権利、義務若しくはは」に、「文書又は図画」を「文書等又は他人が電磁的記録印章等を使用して作成した権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等」に改め、同条第三項中「文書又は図画」を「文書等又は電磁的記録文書等」に改める。

第百六十条中「公務所」を「公務所」に、「検案書又ははを」を「検案書若しくはは」に、「した」を「し、又は公務所に提出すべき電磁的記録文書等であつて、診断書、検案書若しくは死亡証書の全部若しくは一部として用いられるものに虚偽の記録をした」に改める。

第百六十一条第一項中「文書」を「文書等」に、「図画」を「電磁的記録文書等」に、「記載」を「記載若しくは記録」に改める。

第百六十五条中「印章」を「印章等」に、「署名」を「電磁的記録印章等」に改める。

第百六十六条第一項中「記号」の下に「又は電

磁的記録記号(記号として表示されることとなる電磁的記録をいう。次項において同じ。))を加え、同条第二項中「記号」の下に「若しくは電磁的記録記号」を加える。

第百六十七条中「印章」を「印章等」に、「署名」を「電磁的記録印章等」に改める。

(檢察審査会法の一部改正)

第四条 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項を次のように改める。

前項の規定により宣誓をさせる場合においては、地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官が、起立して、良心に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨を記載した書面又はその旨を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の内容を朗読し、檢察審査員及び補充員をして、当該書面に署名押印させ、又は当該電磁的記録に法務省令で定める署名押印に代わる措置をとらせなければならない。

第十六条第三項及び第四項を削る。

第二十二条に次の一項を加える。

招集状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第二十三条中「檢察審査員及び補充員に対する」を削り、「場所及び」を「及び場所並びに」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第二十四条中「因り」を「より」に、「書面」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第三十一条中「の申立」を「の申立て」に、「且つ申立の理由を明示しなければ」を「又は法務省

令で定めるところにより電磁的方法(電子情報処理組織、檢察審査会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条及び第四十条において同じ。))と審査の申立てをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。)により、かつ、その理由を明示してしなければ」に改める。

第三十五条に次の一項を加える。

檢察審査会は、前項の規定により檢察官に意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、檢察審査員が審査を行うために在席する場所以外の場所であつて、適当と認めるものに檢察官を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、意見を述べさせることができる。

第三十五条の二第二項中「前条」を「前条第一項」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三十七条第二項中「その呼出」を「第一項の規定による呼出し」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

檢察審査会は、前項の規定により審査申立人又は証人を尋問する場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、檢察審査員が審査を行うために在席する場所以外の場所であつて、適当と認めるものに審査申立人又は証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、尋問することができる。

第三十八条に次の一項を加える。

檢察審査会は、前項の規定により相当と認める者から法律その他の事項に関し専門的助言を徴する場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、檢察審査員が審査を行うために在席する場所以外の場所であつて、適当と認めるものに当該相当と認める者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によつて、専門的助言を徴することができる。

第三十八条の二中「意見書」の下に「電磁的記録をもつて作成するものを含む。」を加える。

第四十条中「附した議決書」を「付した議決書(電磁的記録をもつて作成するものを含む。第四十一条の七第一項において同じ。)」に、「謄本」を「謄本又は当該議決書に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該議決書に記録されている事項と同一であることを証明がされたもの」に、「七日間」を「七日間、議決の要旨を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、議決の要旨が記載された書面を」に、「議決の要旨を揭示し、且つ」を「揭示し、又は議決の要旨を当該檢察審査会事務局に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ

る状態に置き、かつ」に、「申立て」を「申立て」に、「かかる」を「係る」に改める。

第四十一条第一項及び第二項中「議決書の謄本」を「規定による」に改める。

第四十一条の二第二項中「より当該議決に係る議決書の謄本」を「よる」に改める。

第四十一条の六第二項に次のただし書を加える。

ただし、檢察官に異議がない場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、檢察審査員が審査を行うために在席する場所以外の場所であつて、適当と認めるものに檢察官を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、意見を述べる機会を与えれば足りる。

第四十一条の七第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の規定による」に、「その議決書の謄本」を「当該議決書の謄本又は当該議決書に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該議決書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの(第四十一条の九第二項において「起訴議決書謄本等」という。)に改める。

第四十一条の九第一項中「議決書の謄本」を削り、同条第二項中「場合」を「規定による指定があつた場合」に、「議決書の謄本」を「起訴議決書謄本等」に、「第四十一条の七第三項ただし書」を「第四十一条の七第三項に」、「前項の規定により裁判所がした」を「当該」に改める。

第四十三条第二項中「第三十七条第三項」を「第三十七条第四項」に改める。

(少年法の一部改正)

第五条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の三」を「第五条の五」に改める。

第五条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該記録の全部又は一部が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第二章第一節に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による申立て等)

第五条の四 檢察官及び弁護士である付添人は、申立て、請求その他の裁判所に対してする申述(以下この条及び次条において「申立て等」という。)については、口頭する場合を除き、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該申立て等に係る事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によりしなければならない。この場合において、当該申立て等がこの法律の規定により書面をもつてするものとされているものであるときにおけるこの法律その他の当該申立て等に関する法令の規定の適用については、当該法令に特別の定めがある場合を除き、当該方法によりされた当該申立て等は、当該書面をもつてされたものとみなす。

2 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所に到達したものとみなす。 3 第一項の規定は、検察官又は弁護士である付添人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他のその責めに帰することができない事由により、同項の方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。 (裁判所書記官によるファイルへの記録) 第五条の五 申立て等が、書面によりされたとき(前条第一項の規定に違反してされたときを除く。)、又は最高裁判所規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。 第六条の五の見出し中「鑑定嘱託」を「鑑定嘱託等」に改め、同条第一項中「捜索」を「刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同項第一号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。を含む。次項及び第十五条において同じ。)、捜索、同法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。次項及び第十五条において単に「電磁的記録提供命令」という。)」に改め、同条第二項中「(昭和二十三年法律第三十一号)」を削り、「捜索」を「捜索、電磁的記録提供命令」に、「これを」を「ついで」に改める。	て」に改める。 第六条の六第一項中「とともに」を「及び電磁的記録と共に」に改め、同条第二項中「証拠物」の下に「(電磁的記録であるものを含む。第二十二条の二第三項及び第四十五条の三第二項において同じ。)」を加える。 第三十一条に次の一項を加える。 3 呼出状及び同行状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。 第十二条に次の一項を加える。 3 前条第三項の規定は、第一項の同行状について準用する。 第十五条の見出しを「(検証、押収、捜索等)」に改め、同条第一項中「又は捜索」を「捜索又は電磁的記録提供命令」に改め、同条第二項中「及び捜索」を「捜索及び電磁的記録提供命令」に、「これを」を「ついで」に改める。 第二十六条第五項を次のように改める。 5 第十一条第三項の規定は第二項の呼出状及び前二項の同行状について、第十三条の規定は前二項の同行状について、それぞれ準用する。 第三十二条の四第二項後段を削り、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「第二項の申立書の」を「第三項の規定による」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。 3 抗告受理の申立てを受けた原裁判所は、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを高等裁判所に送付しなければならない。	一 抗告受理の申立てが第五条の四第一項の方法によりされた場合 ファイルに記録されている申立書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五条の五ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている申立書に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録) 二 抗告受理の申立てが申立書の差出しによりされた場合 当該申立書に記載されている事項を記録した電磁的記録(第五条の五ただし書の場合にあつては、当該申立書)第三十二条の五第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。 (刑事訴訟法施行法の一部改正) 第六条 刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。 第十条第一項中「新法第四十六条」を「刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第四十六条第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 刑事訴訟法第四十六条第二項の規定により訴訟関係人から同項に規定する書面又は電磁的記録の提供を請求する場合の費用の額は、当分の間、当該書面については用紙一枚につき六十円、当該電磁的記録については一件につき八千四百円とする。 (刑事補償法の一部改正) 第七条 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。 第九条の次に次の二条を加える。 (電子情報処理組織による申立て等) 第九条の二 代理人が弁護士であるときは、当該代理人は、申立て、請求その他の裁判所に對してする申述であつてこの法律に規定する	もの(以下この条及び次条において「申立て等」という。))については、口頭である場合を除き、最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と当該代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。))を使用し、当該申立て等に係る事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によりしなければならない。 2 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所に到達したものとみなす。 3 第一項の規定は、同項の代理人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他のその責めに帰することができない事由により、同項の方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。 (裁判所書記官によるファイルへの記録) 第九条の三 申立て等が、書面によりされたとき(前条第一項の規定に違反してされたときを除く。)、又は最高裁判所規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
---	---	---	---

第十四条中「聞き」を「聴き」に改め、同条後段を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）をもつて決定書を作成しななければならない。この場合において、電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならぬ。

3 前項の場合において、裁判所は、決定書の謄本又はファイルに記録された決定書に係る電磁的記録を、検察官及び請求人に送達しななければならない。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第八条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第一号中「当該被疑者を」を「入国警備官に対し、当該被疑者を引き渡すとともに」に、「とともに入国警備官に引き渡す」を「並びに電磁的記録を提供する」に改め、同項第二号中「書類及び証拠物を入国警備官に引き渡す」を「入国警備官に対し、書類及び証拠物並びに電磁的記録を提供する」に改める。

第七十三条の三第一項中「在留カード」の下に「又は、在留カードとして表示されて行使されることとなる在留カード電磁的記録（次項及び第三項において「在留カード等」という。）」を加え、同条第二項及び第三項中「偽造又は変造の在留カード」を「偽造され、又は変造された在留カード等」に改める。

第七十三条の四第一項中「偽造又は変造の在

留カード」を「偽造され、又は変造された在留カード（偽造され、又は変造された前条第一項の在留カード電磁的記録が記録されたものを含む。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 行使の目的又は人の事務処理を誤らせる目的で、偽造され、若しくは変造され、又は不正に作られた在留カード電磁的記録を保管した者も、第一項と同様とする。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正）

第九条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「ともに」を「並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）と共に」に改める。

第十二条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとつて」に、「刑事訴訟法を」同法に、「交付」を「提供」に、「を示して」を「について同条第三項の規定による措置をとつて」に改め、同条第四項ただし書中「第二百五条第二項」を「第二百五条第三項」に改める。

第十三条中「記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む）」を「刑事訴訟法第二百二条の二

第一項に規定する電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という。）に、「は、」を「は、検察官若しくは司法警察官が」に改め、同条ただし書中「検証の嘱託」を「電磁的記録提供命令又は検証」に、「又は裁判官からする」を「若しくは裁判官が合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から合衆国軍隊の権限ある者に嘱託して行う」に改める。

第十六条第四項中「勾引」の下に「ついで」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項第二号中「裁判所の規則」とあるのは、「最高裁判所規則」と、「事項及び第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。

第十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の勾引状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第十七条の見出しを（書類等の提供等）に改め、同条中「又は証拠物を」若しくは「証拠物又は電磁的記録」に、「その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

二 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明がされたものを作成して提供すること。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を再生したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第十九条第一項中「若しくは」を「若しくは」に、「提出」を「提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。

（法廷等の秩序維持に関する法律の一部改正）

第十条 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「以下」を「次条第三項及び第四項、第六条の二第一項並びに第六条の三第二項を除き、以下」に、「けん騒」を「けん騒」に改める。

第三条第二項中「あたる」を「該当する」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前条第一項に該当する行為を直接に知り得

た裁判所又は裁判官は、自ら裁判をする場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所に対し、同項の規定による制裁を科すべき旨の請求をすることができる。

一 裁判所が請求する場合 その裁判所を構成する裁判官所属の裁判所

二 裁判官が請求する場合 その裁判官所属の裁判所

4 前項の請求があつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が、裁判をする。

一 裁判所が請求した場合 その裁判所を構成する裁判官以外の裁判官をもつて構成する裁判所

二 裁判官が請求した場合 その裁判官以外の裁判官をもつて構成する裁判所

第三条の次に次の一条を加える。

(弁護士との補佐)

第三条の二 裁判所は、制裁を科する裁判の手續が遅延するおそれがないと認める場合には、本人に事件につき弁護士との補佐を受けさせることができる。

2 前条第四項の規定により裁判をする場合には、本人は、事件につき弁護士の補佐を受けることができる。

第四条第四項中、「第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項」及び、「第二百五条第二項を削り、「第二百五十七條第二項、」を「並びに」に改め、「並びに第二百五十三條の二を削り、「別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に」を「同法第二百五十七條第二項中「第百三十二條の十三」とあるのは、「法廷等の秩序維持に関する法

律第六條の五」とに改める。

第五條の見出し中「申立て」を「申立て」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「申立て」を「申立て」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の抗告をする場合には、本人は、弁護士を代理人に選任することができる。

第六條第一項中「申立てについて高等裁判所を「申立てについて高等裁判所に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「に誤を」に誤り」に改め、同項第三号中「申立てを「申立て」に改め、同条第三項中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同条の次に次の四條を加える。

(電子情報処理組織による申立て等)

第六條の二 制裁を科する裁判に関する手續における申立て、請求その他の申述(以下「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)をもつてするものとされているものであつて、裁判所又は裁判官に対してするもの(当該裁判所の裁判長若しくは受命裁判官又は受託裁判官に對してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。第六條の五を除き、以下同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用

して当該書面等に記載すべき事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録する方法により行うことができる。

2 前項の方法によりされた申立て等(次項において「電子情報処理組織を使用する申立て等」という。)については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 電子情報処理組織を使用する申立て等は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る事項がファイルに記録された時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

(電子情報処理組織による申立て等の特例)

第六條の三 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件の申立て等をするときは、前条第一項の方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭ですることができる申立て等については、口頭でするときは、この限りでない。

一 第三条の二の規定により本人を補佐する弁護士 当該本人を補佐する事件

二 第五条第四項(第六條第三項において準用する場合を含む。)の規定により代理人に選任された弁護士 当該代理人に選任された事件

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

(書面等による申立て等)

第六條の四 申立て等が書面等により行われたとき(前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。)は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

(書面等に記録された事項のファイルへの記録等)

第六條の五 裁判所書記官は、前条の申立て等に係る書面等のほか、制裁を科する裁判に関する手續においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第七條第三項を次のように改める。

3 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六十二條第二項、第六十四條(第一項各号を除く。)、第七十條第一項本文、第七十一條、第七十二條、第七十三條第一項前段及び第三項、第七十四條、第二百六十六條並びに第二百七十七條の規定は、収容状について準用する。この場合において、これらの規定中「被告人」とあるのは、「制裁を科する裁判を受けた者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第六十四条第一項	氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき刑事施設、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項	氏名、住居、年齢、監置の期間その他収容に必要な事項
第六十四条第二項及び第七十三条第一項第二号	裁判長又は受命裁判官	裁判官
第七十条第一項	検察官	裁判官
第七十二条第一項	裁判長	裁判官
第七十三条第三項	ついで第一項各号又は前項各号	ついで第一項各号
	前二項	同項前段
	公訴事実の要旨及び令状号、第一項各号又は前項各号	収容状、同項各号

別表を削る。

〔逃亡犯罪人引渡法の一部改正〕

第十一条 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「二」を「いずれかに」に、「又は」を

「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。」又は「二」に、「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に、「を添附し」を「(電磁的記録を含む。第十条第四項を除き、以下同じ。)を添えて」に改め、同条第一号中「行なわれた」を「行なれた」に改め、同条第二号中「行なわれた」を「行なれた」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四条第一項中「引渡し」の請求に関する書面

の「を削り、「二」を「いずれかに」に改める。

第五条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず拘禁許可状は返還しなければならない旨並びに」を「及び」に、「を記載し、裁判官が記名押印しなければ」を「のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 拘禁許可状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず拘禁許可状を返還しなければならない旨

二 拘禁許可状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は拘束に着手する

ことができる。二 拘禁許可状が電磁的記録である場合 最高裁判所規則の定めるところにより、拘禁許可状に記録された事項及び前条第五項

の「第二号に係る部分に限る。」の規定による措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第六条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第七十三条第三項中「ついで第一項各号又は前項各号」とあるのは「ついで逃亡犯罪人引渡法第六条第二項各号」と、「前二項」とあるのは「同項」と、「第一項各号又は前項各号」とあるのは「同項各号」と読み替えるものとする。

第八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「審査の請求」を付し、同条第一項中「判らない」を「分からない」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の審査の請求は、書面により、又は最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(東京高等裁判所の使用に係る電子計算機と東京高等検察庁の検察官の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該審査の請求に係る事項を東京高等裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録する方法若しくは当該事項を記録した記録媒体を東京高等裁判所に提出する方法によりするものとする。この場合においては、併せて関係書類を提出しなければならない。

3 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた第一項の審査の請求は、当該審査の請求に係る事項がファイルに記録された時に東京高等裁判所に到達したもののみをなす。

ることができず東京高等検察庁の検察官(次条第一項の規定により同項に規定する検察事務官等に拘禁許可状による拘束をさせる場合にあつては、東京高等検察庁の検察官及び当該検察事務官等)の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から拘禁許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を東京高等裁判所の裁判官に提出しなければならない旨

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 拘禁許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第五条に次の一項を加える。

5 拘禁許可状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、東京高等裁判所の裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 拘禁許可状が書面による場合 記名押印すること。

二 拘禁許可状が電磁的記録による場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(拘禁許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

第六条第二項中「これを」を削り、「示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

一 拘禁許可状が書面である場合 拘禁許可状を示すこと。

二 拘禁許可状が電磁的記録である場合 最高裁判所規則の定めるところにより、拘禁許可状に記録された事項及び前条第五項

の「第二号に係る部分に限る。」の規定による措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第六条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第七十三条第三項中「ついで第一項各号又は前項各号」とあるのは「ついで逃亡犯罪人引渡法第六条第二項各号」と、「前二項」とあるのは「同項」と、「第一項各号又は前項各号」とあるのは「同項各号」と読み替えるものとする。

第八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「審査の請求」を付し、同条第一項中「判らない」を「分からない」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の審査の請求は、書面により、又は最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(東京高等裁判所の使用に係る電子計算機と東京高等検察庁の検察官の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該審査の請求に係る事項を東京高等裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録する方法若しくは当該事項を記録した記録媒体を東京高等裁判所に提出する方法によりするものとする。この場合においては、併せて関係書類を提出しなければならない。

3 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた第一項の審査の請求は、当該審査の請求に係る事項がファイルに記録された時に東京高等裁判所に到達したもののみをなす。

第八条の次に次の二条を加える。

第八条の二 前条第一項の審査の請求が同条第二項の記録媒体を提出する方法によりされたときは、東京高等裁判所の裁判所書記官は、当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第八条の三 東京高等検察庁の検察官は、第八条第一項の審査の請求をしたときは、逃亡犯罪人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送付しなければならない。ただし、第二号に定める電磁的記録の送付は、逃亡犯罪人に異議があるときは、することができない。

一 当該審査の請求を書面によりした場合
当該書面の謄本

二 当該審査の請求を第八条第二項の電子情報処理組織を使用して当該審査の請求に係る事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を東京高等裁判所に提出する方法によりした場合 ファイル又は当該記録媒体に記録されている当該事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

第九条第一項中「前条」を「第八条第一項」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「おそくとも」を「遅くとも」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十条第一項中「基いて、左」を「基づいて、次に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に、「謄本」を「謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、書面又は電磁的記

録をもつて裁判書を作成しなければならない。この場合において、電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

第十一条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「書面の」を削り、「第三条第二号」を「同条第二号」に改め、同条第二項中「第四条第一項各号の二」を「同条第一項各号のいずれか」に、「第八条第三項の規定による審査請求書の謄本」を「第八条の三各号に定めるもの」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に、「裁判書の謄本」を「次の各号に掲げるもの」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「附し」を「付して」に、「ともに、これ」を「共に、当該各号に定めるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一 裁判書の謄本 当該謄本
二 ファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録 当該裁判書に記録されている事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

第十四条の見出し及び同条第一項中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第二項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に、「謄本」を「謄本若しくはファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同条第三項中「引渡」を「引渡し」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「の定」を「の定め」に、「同条同号」を「同号」に改める。

第十六条の前の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第一項中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第二項中「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条第四項中「引渡」を「引渡し」に、「法務大臣が記名押印しなければ」

を「又は記録しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 引渡状及び受領許可状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第十六条に次の一項を加える。

6 引渡状及び受領許可状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、法務大臣が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 引渡状又は受領許可状が書面による場合 記名押印すること。

二 引渡状又は受領許可状が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置(引渡状又は受領許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて法務大臣の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

第十七条第一項中「の交付」を「の提供」に、「交付して」を「提供して」に改め、同条第二項中「交付」を「提供」に改め、同条第五項中「交付して」を「提供して」に改め、同条第六項とし、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条第二項第二号中「最高裁判所規則の定めるところにより、拘禁許可状に記録された事項及び前条第五項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判官の氏名」とあるのは、「拘禁状に記録された事項」と読み替えるものとする。

第十七条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 拘禁状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第十八条中「前条第五項」を「前条第六項」に、「引渡」を「引渡し」に改める。

第二十条第一項中「第五項」を「第六項」に、「受領許可状を示して」を、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとつて」に改め、同項に次の各号を加える。

一 受領許可状が書面である場合 受領許可状を示すこと。

二 受領許可状が電磁的記録である場合 法務省令で定めるところにより、受領許可状に記録された事項及び第十六条第六項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る法務大臣の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は刑事施設の長をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

第二十二條第二項中「交付」を「提供」に改め、同条第四項中「の謄本」を削り、「を逃亡犯罪人に示した」を「又は電磁的記録について、逃亡犯罪人に対し、次に掲げる措置をとつた」に改め、同項に次の各号を加える。

一 拘禁許可状が書面である場合にあつては、その謄本を示し、拘禁許可状が電磁的記録である場合にあつては、最高裁判所規則の定めるところにより、拘禁許可状に記録された事項及び第五条第五項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二 拘禁の停止を取り消した旨の書面にあつては、当該書面を示し、拘禁の停止を取り消した旨の電磁的記録にあつては、最高裁判所規則の定めるところにより、当該電磁的記録に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第二十二条第五項中「前項の書面を所持しないためこれを示す」を「前項各号に掲げる措置をとる」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、できる限り速やかに、同項各号に掲げる措置をとらなければならない。

第二十二条第七項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「又は」を「若しくは」に、「謄本」を「謄本又はファイルに記録された当該裁判書に係る電磁的記録」に改める。

第二十三条第一項中「一」を「いずれかに」に、「関係書類を添付し」を「又は電磁的記録に関係書類を添えて」に改める。

第二十四条中「書面の」を削る。

第二十五条第二項中「及び第三項」を「から第五項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二十六条第一項中「引渡し」の請求に関する書面の「を」を削り、「一」を「いずれかに」に、「同条同項」を「同項」に改める。

第二十七条第一項中「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録を送付して行う告知は、これを受ける者に異議があるときは、行うことができない。

第二十八条第一項中「書面の」を削る。

(日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法(昭和二十八年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二

項中「すみやかに」を「速やかに」に、「とともに」を「並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」と共に」に改める。

第四条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとつて、」に、「刑事訴訟法を」同法に、「交付」を「提供」に、「を示して、」を「について同条第三項の規定による措置をとつて、」に改め、同条第四項ただし書中「第二百五条第二項」を「第二百五条第三項」に改める。

第五条中「記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む)」を「刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」というに、「つは、」を「つは、」に、「検察官若しくは司法警察員が」に改め、同条ただし書中「検証の嘱託」を「電磁的記録提供命令又は検証に、」又は裁判官からする」を「若しくは裁判官が当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から当該国際連合の軍隊の権限ある者に嘱託して行う」に改める。

第八条第四項中「勾引」の下に「ついて」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項第二号中「裁判所の規則」とあるのは「最高裁判所規則」と、「事項及び第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)」の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。

第八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

れば」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の勾引状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第九条の見出しを「書類等の提供等」に改め、同条中「又は証拠物を」若しくは証拠物又は電磁的記録」に、「その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

二 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供すること。

第九条に次の一項を加える。

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第十一条第一項中「提出」を「提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。

(交通事件即決裁判手続法の一部改正)
第十三条 交通事件即決裁判手続法(昭和二十九年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「差出」を「提出」に改め、同条中「と同時に」を「する際は、併せて」に、「証拠物を」証拠物並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」に、「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改める。

第十条の見出し中「取調」を「取調べ」に改め、同条第三項中「証拠物を」証拠物並びに電磁的記録」に、「取調」を「取調べ」に改める。

第十一条中「差し出した」を「提出した」に、「証拠物を」証拠物並びに電磁的記録」に、「取調」を「取調べ」に、「すべて」を「全て」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第十七条中「の外」を「のほか」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十四条の二第二項及び第二項中「この法律の」とあるのは「この法律又は交通事件即決裁判手続法(昭和二十九年法律第百十三号)の」と、同項中「その他のの」とあるのは「交通事件即決裁判手続法その他のの」とする。

第十七条に次の一項を加える。

2 即決裁判の請求及びこれと同時にする公訴の提起については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法第五十四条の三の規定は適用せず、同項の規定による同法第五十四条の四の規定の適用については、同条中「申立て等が、書面によりされたとき(前条第一項の規定に違反してされたとき及び当該申立て等が同項ただし書に該当するときを除く。)、又は裁判所の規則の定めるところにより当該申立

〔刑事訴訟費用等に関する法律の一部改正〕

第十六条 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「さん橋賃」を「棧橋賃」に、「裁判所が相当」を「裁判所書記官が相当」に、「裁判所が支給」を「裁判所書記官が支給」に、「において裁判所を」において「裁判所書記官」に改める。

第四条第二項、第五条第二項及び第六条中「裁判所」を「裁判所書記官」に改める。

第八条第一項ただし書中「場合」の下に「(同法第一百五十七條第五項又は第二百八十八條の二若しくは第三百十六條の七第二項(同法第三百十六條の二十八第二項において準用する場合を含む。))の規定により尋問に立ち会い、又は期日に出席したものとみなされる場合を含む。」を加え、「裁判所」を「裁判所書記官」に改める。

(成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正)

第十七条 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「職務強要」の下に「第九十五條の二(電子計算機損壊等公務執行妨害)」を加える。

(国際捜査共助等に関する法律の一部改正)

第十八条 国際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「書面」を「書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」に改める。

第四条中「又は」を「(電磁的記録を含む。)」又

は「に」、「に關係書類を添付し」を「若しくは電磁的記録に關係書類(電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第六條において同じ。)を添え」に改める。

第五条第一項第二号及び第三号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項中「の提供」を「(電磁的記録を含む。以下この項及び第十四條第四項において同じ。))の提供」に、「その書類」を「その訴訟に關係する書類」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第六條及び第七條第四項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第八條第一項第四号中「又は」を「若しくは」に、「求める」を「求め、又は電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求める」に改め、同項第六号中「書面」を「書面又は電磁的記録により」に改め、同条第二項中「記録命令付差押え、搜索」を「搜索、刑事訴訟法第二百二條の二第一項に規定する電磁的記録提供命令」に改め、同条第三項中「の物」の下に「又は電磁的記録」を、「証明書」の下に「(電磁的記録をもつて作成するものを含む。次項、次條及び第十條第三号において同じ。)」を加える。

第十一條中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十二條中「又は押収物の還付」を「刑事訴訟法第二百二條の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。を含む。)、押収物の還付、同項に規定する電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)、次條において準用する同法第二百十八條第三項の規定による命令又は次條において準用する同法第二百二十二條第一項において準用する同法第二百二十三條の二第一項の規定による複写」に改める。

第十四條第四項中「書面の」を「書面又は電磁的記録の」に、「当該書類」を「当該訴訟に關係する書類」に、「謄本」を「謄本若しくは当該訴訟に關係する書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該訴訟に關係する書類に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの(第二号において「当該訴訟に關係する書類等」という。))」に、「(共助の要請に關係する書面を法務大臣に返送しなければ)」を「(次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ)」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 共助の要請に關係する書面の送付を受けた場合 当該書面を法務大臣に返送すること。
- 二 共助の要請に關係する電磁的記録の送付を受けた場合 当該訴訟に關係する書類等を送付することができない旨を法務大臣に通知すること。

第十五條及び第十六條第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十八條第一項第二号及び第八項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同條第九項中「提示を」の下に「求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提示を」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

第十九條第一項第一号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第二十條第一項中「受領許可証」の下に「(電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下この條において同じ。)」を加え、同條第四項中「受領許可証を示して」を「、次の各号に掲げる場合の

区分に応じ、当該各号に定める措置をとつて」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 受領許可証が書面である場合 受領許可証を示すこと。
- 二 受領許可証が電磁的記録である場合 法務省令で定めるところにより、受領許可証に記録された事項を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は刑事施設の長をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

第二十三條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次の一項を加える。

2 受入移送拘禁状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

(刑事確定訴訟記録法の一部改正)

第十九條 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その謄本」を「当該和解記録中同項第二号に規定する電磁的和解記録を除いた部分の謄本及び当該電磁的和解記録の内容の全部を証明した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」に改め、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次の一項を加える。

2 前項に規定する訴訟の記録については、その全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録を除き、同項の規定による保管は、当該訴訟の記録の原本に代えてその内容を記録した電磁的記録を保管する方法によることができる。

第三条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による再審保存記録(その全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録を除く)の保存について準用する。

第四条第一項中「次項」を「次項及び第三項」に改め、同条第四項中「保管記録」の下に「(その全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録を除く。)」を、「謄本」の下に「又はその内容を記録した電磁的記録」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該電磁的記録の閲覧については、第二項の規定を準用する。

第四条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の規定」を「第一項及び第二項の規定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「裁判書」の下に「(電磁的記録を含む。別表において同じ。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保管記録の全部又は一部が電磁的記録であるときは、前項の規定による当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧させ、又はその内容を再生したものを視聴させる方法によるものとする。

第五条第一項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同条第二項中「及び第四項」を「第二項及び第五項」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第二項及び第五項」に改める。

第八条第一項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第九条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第

三項を同条第四項とし、同条第二項中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定による刑事参考記録(その全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録を除く)の保存について準用する。

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)

第二十条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「特別永住者証明書」の下に「又は特別永住者証明書として表示されて行使されることとなる特別永住者証明書の記録(次項及び第三項において「特別永住者証明書等」という。)」を加え、同条第二項及び第三項中「偽造又は変造の特別永住者証明書を「偽造され、又は変造された特別永住者証明書等」に改める。

第二十七条第一項中「偽造又は変造の特別永住者証明書を「偽造され、又は変造された特別永住者証明書(偽造され、又は変造された前条第一項の特別永住者証明書の記録が記録されたものを含む。)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 行使の目的又は人の事務処理を誤らせる目的で、偽造され、若しくは変造され、又は不正に作られた特別永住者証明書の電磁的記録を保管した者も、第一項と同様とする。

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正)

第二十一条 国際的な協力の下に規制薬物に係る

不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第十九条」を「第十八条の三及び第十九条」に、「次章第一節」とあるのは「を「係る登記等」とあるのは「係る登記若しくは登録」と、「次章第一節」とあるのは「に改め、同条の次に次の一条を加える。

(没収の裁判の執行における移転命令違反)

第十七条の二 正当な理由がなく、前条において準用する組織的犯罪処罰法第十八条の三ただし書の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(不正競争防止法の一部改正)

第二十二條 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「起訴状の」を「規定による」に、「起訴状を示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公訴の提起を刑事訴訟法第五十四条の二第一項の方法によりした場合 最高裁判所規則の定めるところにより、同法第四十条の二第二項に規定するファイル(同法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体)に記録されている起訴状に記載すべき事項を電子計算機(入出力装置を含む。次項において同じ。)の映像面、書

面その他のものに表示して示すこと。

二 公訴の提起を起訴状の提出によりした場合 起訴状を示すこと。

第二十四条第二項を次のように改める。

2 刑事訴訟法第二百七十一條の二第四項の規定による措置がとられた場合(当該措置に係る個人特定事項(同法第二百一十一條の二第一項に規定する個人特定事項をいう。以下この項において同じ。))の全部について同法第二百七十一條の五第一項の決定があつた場合を除く。))においては、前項後段の規定は、適用しない。この場合において、檢察官は、被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとるとともに、同法第二百七十一條の二第四項の規定による措置に係る個人特定事項の一部について同法第二百七十一條の五第一項の決定があつたときは、最高裁判所規則の定めるところにより同条第四項に規定する電磁的記録の内容を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示し、又は同項に規定する書面を示さなければならぬ。

一 刑事訴訟法第二百七十一條の二第一項の規定による求めを同法第五十四条の二第一項の方法によりした場合 最高裁判所規則の定めるところにより、前項第一号に規定するファイル(同法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体)に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二 刑事訴訟法第二百七十一條の二第一項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりした場合 起訴状抄本等を示すこと。

第二十六條第二項中「及び搜索」を「(電磁的記録提供命令(第二百一十一條の二第一項第一号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))を含む

む。）、捜索及び電磁的記録提供命令（同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）に、「記載した書面並びに押収した物」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録並びに押収した物及び電磁的記録提供命令（同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録に、「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に、「証拠書類」を「証拠書類（電磁的記録を含む。）」に改める。

第二十七条の見出し中「書面」を「書面等」に改め、同条中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。

第二十八条中「又は」を「若しくは」に、「朗読」を「朗読又は同法第三百七条の二第一項若しくは第二項の規定による電磁的記録の内容の朗読」に改める。

第三十三条中「第十九条」を「第十八条の三及び第十九条」に、「次章第一節」とあるのは、「に係る登記等」とあるのは「に係る登記若しくは登録」と、「次章第一節」とあるのは「に改め、同条の次に次の一条を加える。

（没収の裁判の執行における移転命令違反）
第三十三条の二 正当な理由がなく、前条において準用する組織的犯罪処罰法第十八条の三ただし書の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたと

きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第二十三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の次に次の二条を加える。

（特定電子移転財産権の没収の裁判の執行）
第十八条の三 第三十条から第三十条までに規定する財産以外の財産に係る権利で債務者又はこれに準ずる者がないもの（権利の移転について登記又は登録（以下「登記等」という。）を要するものを除く。）であつて電子情報処理組織を用いて移転するもの（以下この条及び第三十条の二において「特定電子移転財産権」という。）の没収の裁判の執行は、刑事訴訟法第四百九十条第二項の規定にかかわらず、特定電子移転財産権を検察官に移転する方法により行う。ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。第三十条の二第二項及び第三項において同じ。）であつてこれを他の者に移転することができるとに命じて、特定電子移転財産権を検察官に移転させる方法により行うことができる。

（没収の裁判の執行における移転命令違反）
第十八条の四 正当な理由がなく、前条ただし書の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたと

きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第十九条第二項中「抄本を抄本（裁判書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該裁判書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録による通知は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第二十条中「登記又は登録（以下「登記等」という。）を削る。

第二十二條第三項中「裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 没収保全命令又は附帯保全命令には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は受命裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 没収保全命令又は附帯保全命令を書面をもつて作成する場合 記名押印すること。

二 没収保全命令又は附帯保全命令を電磁的記録をもつて作成する場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置 没収保全命令又は附帯保全命令に記録された事項を電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は受命裁判官の

氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

5 没収保全命令又は附帯保全命令を電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これを裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録しなければならない。

第二十三条第二項中「関係書類」の下に「電磁的記録を含む。」を加え、同条第七項中「検察官の掲示場に七日間掲示して」を「法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を検察官の掲示場に掲示し、又はその旨を検察官に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができると状態に置く措置をとることにより」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもつて更新の裁判の裁判書を作成しなければならない。この場合において、電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

第二十三条に次の一項を加える。

9 前項の規定による公告の期間は、同項の措置を開始した日から七日間とする。

第二十四条第二項中「命令」を「没収保全命令に」、「謄本」を「謄本又はファイルに記録された当該没収保全命令に係る電磁的記録」に改める。

第二十七条第二項中「及び」を「（没収保全命令が電磁的記録である場合にあつては、ファイル

に記録された当該没収保全命令に係る電磁的記録。以下同じ。及び」に、「以下」を裁判書が電磁的記録である場合にあっては、ファイルに記録された当該裁判書に係る電磁的記録。以下」に改め、同条第四項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第五項中「登記事項証明書」を「旨及び最高裁判所規則で定める事項」に、「送付しなければ」を「通知しなければ」に改める。

第三十条第四項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(特定電子移転財産権の没収保全)

第三十条の二 特定電子移転財産権の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

2 前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、特定電子移転財産権の権利者に送達しなければならない。

3 特定電子移転財産権の没収保全命令の執行は、特定電子移転財産権を検察官の管理に移す方法により行う。ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者であつてこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を検察官の管理に移させる方法により行うことができる。

4 特定電子移転財産権の没収保全の効力は、前項本文の規定により特定電子移転財産権が検察官の管理に移され、又は同項ただし書の規定による命令の告知がされた時に生ずる。(没収保全における移転命令違反)

第三十条の三 正当な理由がなく、前条第三項ただし書の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理

令和七年四月十八日 衆議院会議録第二十二号

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第三十一条第一項中「前条」を「第三十条の二」に、「財産権」を「財産に係る権利」に改める。

第三十四条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「謄本」を「謄本裁判書が電磁的記録である場合にあっては、当該裁判書に記録されている事項を記載した書面であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの。第三十九条の二において同じ。」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもつて決定の裁判書を作成しなければならない。この場合において、電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

第三十九条第二項中「命令の謄本」を「附帯保全命令の謄本(当該附帯保全命令が電磁的記録である場合にあっては、当該附帯保全命令に記録されている事項を記載した書面であつてその内容が当該附帯保全命令に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの。次条において同じ。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(謄本の提出に代わる措置)

第三十九条の二 検察官は、第三十八条第三項の規定による裁判書の謄本の提出又は前条第二項の規定による附帯保全命令の謄本の提出に代えて、最高裁判所規則の定めるところにより、当該裁判書又は当該附帯保全命令に係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができる。この場合において、検察官は、これらの謄本を提出したものとみなす。

第四十一条第一項中「命令」を「附帯保全命令」に改める。

第四十二条第四項中「裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同条第五項中「第二十二条第四項及び第五項」を「第二十二条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 追徴保全命令には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は受命裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 追徴保全命令を書面をもつて作成する場合 記名押印すること。

二 追徴保全命令を電磁的記録をもつて作成する場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(追徴保全命令に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

6 追徴保全命令を電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

第四十三条第二項中「第六項」を「第七項」に改める。

第四十四条第二項中「追徴保全命令の謄本」を「当該追徴保全命令の謄本又はファイルに記録された当該追徴保全命令に係る電磁的記録」に改める。

第五十条第一項中「書類の」を削り、「第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条及び第百十二条第二項」を「第百九条の四」に

改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同法第百九条の二第二項中「受訴裁判所」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。

第五十条第二項を次のように改める。

2 前項において準用する民事訴訟法第百十条第三項に規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送達の効力が生ずる期間は、前項において準用する同法第百十二条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、七日間とする。

第五十三条に次の一項を加える。

2 没収保全及び追徴保全の請求については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法第五十四条の三の規定は準用せず、同項の規定による同法第五十四条の四の規定の準用については、同条中「申立て等が、書面によりされたとき(前条第一項の規定に違反してされたとき及び当該申立て等が同項ただし書に該当するときにを除く。)、又は裁判所の規則の定めるところにより当該申立て等」とあるのは「没収保全又は追徴保全の請求が、最高裁判所規則の定めるところにより、これらの請求」と、

「当該書面に記載され、又は当該とあるのは「当該と読み替えるものとする。」

第七十一条第一項第四号中「又は」を「若しくは」に、「求める」を「求め、又は電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求める」に改め、同項第六号中「書面」を「書面又は電磁的記録により」に改め、同項第七号中「記録命令付差押え、搜索」を「搜索、刑事訴訟法第百二条の二第二項に規定する電磁的記録提供命令」に改める。

第七十三条第一項中「第八条第二項」の下に「及び第三項、第八条の二」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第五十三条第二項の規定は、この章の規定による没収保全及び追徴保全の請求について準用する。

別表第一第四号中「有印公文書偽造」を「有印公文書等偽造」に、「有印公文書変造」を「有印公文書等変造」に、「有印私文書偽造」を「有印私文書等偽造」に、「有印私文書変造」を「有印私文書等変造」に改め、同表第十号中「裁判」を「若しくは同法第九十五条の二(電子計算機損壊等公務執行妨害の罪(裁判))に改める。

別表第三第二号又中「有印公文書偽造」を「有印公文書等偽造」に、「有印私文書偽造」を「有印私文書等偽造」に、「有印私文書変造」を「有印私文書等変造」に改める。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正)

第二十四条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 傍受令状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ)によることができる。

第六条の見出しを「(傍受令状の記載事項等)」に改め、同条第一項中「有効期間及びその期間経過後は傍受の処分着手することができず傍受令状はこれを返還しなければならない旨」を「次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める事項」に、「裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、

同項ただし書中「記載すれば」を「記載し、又は記録すれば」に改め、同項に次の各号を加える。

一 傍受令状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は傍受の処分着手することができず傍受令状を返還しなければならない旨

二 傍受令状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は傍受の処分着手することができず検察官又は司法警察官の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)から傍受令状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

第六条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 傍受令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 傍受令状が書面による場合 記名押印すること。

二 傍受令状が電磁的記録による場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(傍受令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

第七条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による延長の裁判をする場合においては、書面又は電磁的記録をもつて裁判書を作成しなければならない。

第七条に次の一項を加える。

3 前項の裁判書には、延長する期間及び理由

を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 前項の裁判書を書面をもつて作成する場合 記名押印すること。

二 前項の裁判書を電磁的記録をもつて作成する場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(同項の裁判書に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

第九条各号中「記載」を「記載又は記録」に改める。

第十条の見出しを「(傍受令状等の提示)」に改め、同条第一項中「傍受令状」の下に「について」を加え、「示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 傍受令状が書面である場合 傍受令状を示すこと。

二 傍受令状が電磁的記録である場合 最高裁判所規則の定めるところにより、傍受令状に記録された事項及び第六条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は通信管理者等をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

第十条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、傍受ができる期間が延長された場合における第七条第二項の裁判書について準用する。この場合において、前項第二号中「第六条第二項 第二号に係る部分に限る。」とあるのは、「第七条第三項(第二号に

係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。

第十四条第一項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第十五条及び第十六条中「記載されて」を「記載され、又は記録されて」に改める。

第十八条中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第十九条中「記載された」を「又は第七条第二項の裁判書に記載され、又は記録された」に改める。

第二十條第一項中「記載する」を「又は第七条第二項の裁判書の記載し、又は記録する」に改める。

第二十一条第八項中「実施は、傍受令状に記載された」を「実施は、傍受令状又は第七条第二項の裁判書に記載され、又は記録された」に、「ときは、傍受令状に記載された」を「ときは、傍受令状又は同項の裁判書に記載され、又は記録された」に改め、同条第九項中「記載された傍受が」を「又は第七条第二項の裁判書に記載され、又は記録された傍受が」に改め、同項ただし書中「記載された」を「記載され、若しくは記録された」に改める。

第二十三条第三項中「記載」を「記載又は記録」に改める。

第二十七条第一項及び第二項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に、「をする時」を「を請求する時」に改め、同条第三項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第二十八条第一項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に、「をする時」を「を請求する時」に改め、同条第三項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三十条第一項中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録による通知は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第三十条第一項第五号中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第三十九条中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。

別表第二第二号へ中「第二百三十六条第一項」を「第二百三十六条に改め、同号ト中「第二百四十六条第一項」を「第二百四十六条に」、「第二百四十九条第一項」を「第二百四十九条に」改める。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正）

第二十五条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該訴訟記録の全部又は一部が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第四条第四項中「前条第二項」を「前条第一項後段、第二項」に改める。

第五条第一項中「同条第五項」を「同条第七項」に改める。

第六条第一項中「請求書」の下に「電磁的記録をもつて作成するものを含む。次項において同じ。」を加え、同条第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十一条第二項及び第三項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十六条及び第十七条第一項中「記載を」記載又は記録」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十九条第一項及び第二項中「記載を」記載」に改め、同条第三項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条第四項中「記載した」を「記録した」に、「記載」を「記録」に改める。

第二十条第一項中「記載された」を「記録された」に、「対し」を「対し」、最高裁判所規則で定めるところにより、「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付を請求する」を「について、次に掲げる請求をする」に改め、同項ただし書中「及び謄写」を「謄写及び複写」に改め、同項に次の各号を加える。

一 非電磁的和解記録の閲覧等（和解記録中次号に規定する電磁的和解記録を除いた部分の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付をいう。）の請求

二 電磁的和解記録（和解記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第四項及び第六項において同じ。）に備えられたファイル（第三十二条第一項第二号及び第四十四条第一項第二号において単に「フ

イル」という。）に記録された事項に係る部分をいう。第四項において同じ。）の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供（同項において「電磁的和解記録の閲覧等」という。）の請求

三 和解に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求

第二十条第二項中「前項に規定する和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付の」を「前項各号に掲げる」に、「第九十二条第一項から第八項まで」を「第九十二条に」改め、同項後段を削り、同条に次の三項を加える。

4 電磁的和解記録の閲覧等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一 電磁的和解記録の閲覧 電磁的和解記録の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものを閲覧する方法

二 電磁的和解記録の複写 電磁的和解記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四号及び第六項において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法

三 電磁的和解記録の内容の全部又は一部を証明した書面の交付 電磁的和解記録に記載されている事項の全部又は一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が

電磁的和解記録に記載されている事項と同一であることを証明したものを交付する方法

四 電磁的和解記録の内容の全部又は一部を証明した電磁的記録の提供 電磁的和解記録に記録されている事項の全部又は一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的和解記録に記載されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して手続の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法

5 和解に関する事項を証明した書面の交付については、当該事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付する方法によるものとする。

6 和解に関する事項を証明した電磁的記録の提供については、当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して手続の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法によるものとする。

第二十一条中「（第百三十三条の二第五項及び第六項を除く。）を削り、同条の表第百三十三条第二項の項を削り、同表第百三十三条第三項の項中「について」及び「をいう。以下この章において同じ。」を削り、「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」を「和解記録の閲覧等（非電磁的和解記録の閲覧等）同法第二十

条第一項第一号に規定する非電磁的和解記録の閲覧等をいう。)又は電磁的和解記録の閲覧等(同項第二号に規定する電磁的和解記録の閲覧等をいう。に)に改め、同表第三百三十三條の二第二項の項中「第三百三十三條の二第一項の下に「から第三項まで」を加え、「に係る」を削り、

「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」を「和解記録の閲覧等」に改め、同表第三百三十三條の二第二項及び第三項の項を削り、同表第三百三十三條の四第一項の項中「記載された」を「記録された」に改め、同項の前に次のように加える。

第三百三十三條の二第五項	
電磁的訴訟記録又は第三百三十三條の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分	電磁的和解記録(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十條第一項第二号に規定する電磁的和解記録)
電磁的和解記録等(電磁的訴訟記録等)	電磁的和解記録から

第二百一十一條の表第三百三十三條の四第二項の項中「記載された」を「記録された」に、「閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付」を「和解記録の閲覧等」に改め、同表第三百三十三條の四第七項の項中「記載された」を「記録された」に改める。

第二十二條第一項中「起訴状に記載された」を「同条第一項の規定による求めに係る」に改め、「同法第二百一十一條の二第一項に規定する個人特定事項をいう。以下同じ。」のうち起訴状抄本等(同法第二百一十一條の二第二項に規定する起訴状抄本等をいう。第四十六條第一項において同じ。)に記載がないものを「除く。第四十六條第一項において同じ」を「除く」に、「訴因変更等請求書面(同法第三百三十二條第四項に規定する訴因変更等請求書面をいう。第四十六條第一項において同じ。に)に記載された」を「同条第一項の規定による求めに係る」に、「のうち訴因

変更等請求書面抄本等(同法第三百三十二條の二第二項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。第四十六條第一項において同じ。)に記載がないもの(同法第三百三十二條の二第四項)を「同条第四項に改め、同条第三項中「及び第三百三十三條の四」を、「第五項及び第六項並びに第三百三十三條の四」に改め、同項の表第三百三十三條の二第二項の項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」を「訴訟記録等の閲覧等」に、「の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付」を「和解記録の閲覧等(非電磁的和解記録の閲覧等(同法第二十條第一項第一号に規定する非電磁的和解記録の閲覧等をいう。又は電磁的和解記録の閲覧等(同項第二号に規定する電磁的和解記録の閲覧等をいう。をいう。第三百三十三條の四第二項において同じ。に)に改め、同項の次に次のように加える。

第三百三十三條の二第五項	
申立てが	決定が
電磁的訴訟記録等(電磁的訴訟記録又は第三百三十三條の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分	電磁的和解記録(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十條第一項第二号に規定する電磁的和解記録)
電磁的訴訟記録等から	電磁的和解記録から

第二百一十二條第三項の表第三百三十三條の四第一項の項中「記載された」を「記録された」に改め、同表第三百三十三條の四第二項の項中「記載された」を「記録された」に、「閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付」を「和解記録の閲覧等」に改め、同表第三百三十三條の四第七項の項中「記載された」を「記録された」に改める。

第三十條及び第三十一條を次のように改める。

第三十條及び第三十一條 削除

第三十二條第一項中「対し」を「対し、最高裁判所規則で定めるところにより」に、「の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を請求する」を「(以下この条において「証拠収集処分申立事件」という。の記録について、次に掲げる請求をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 非電磁的処分記録(証拠収集処分申立事件の記録中次号に規定する電磁的処分記録を除いた部分)をいう。以下この号及び次項において同じ。の閲覧等(非電磁的処分記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本

若しくは抄本の交付をいう。の請求の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供(第四項において「電磁的処分記録の閲覧等」という。の請求

二 証拠収集処分申立事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求

第三十二條第二項中「同項に規定する記録」を「非電磁的処分記録」に改め、同条第三項中「第一項に規定する」を「証拠収集処分申立事件の」に、「及び」を、「複写及び」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二十條第四項の規定は電磁的処分記録の閲覧等について、同条第五項の規定は証拠収集処分申立事件に関する事項を証明した書面の交付について、同条第六項の規定は当該事項を証明した電磁的記録の提供について、それぞれ準用する。

第三十三條を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十七条第一項中「記載した決定書」を「記録した電磁的記録（第三項及び第四項において「電子決定書」という。）」に改め、同条第三項中「第一項の決定書」を「電子決定書」に改め、同条第四項中「決定書」を「電子決定書」に改め、同条第五項中「調書に記載させなければ」を「電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）に記録させなければ」に改める。

第三十九条第二項中「損害賠償命令事件」を「損害賠償命令の申立てに係る事件（以下「損害賠償命令事件」という。）」に改める。

第四十四条第一項中「対し」を「対し、最高裁判所規則で定めるところにより」に、「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は損害賠償命令事件に関する事項の証明書の交付を請求する」を「について、次に掲げる請求をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 非電磁的損害賠償命令事件記録 損害賠償命令事件の記録中次号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録を除いた部分をいう。以下この号及び次項において同じ。）の閲覧等 非電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付をいう。）の請求

一 電磁的損害賠償命令事件記録(損害賠償命令事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう)の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一

部を証明した電磁的記録の提供（第九項において「電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等」という。）の請求

二 損害賠償命令事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求

第四十四条第二項中「損害賠償命令事件の記録」を「非電磁的損害賠償命令事件記録」に改め、同条第三項中「若しくは謄写」を「謄写若しくは複写」に、「交付」を「交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供」に、「以下この条」を「次項及び第五項」に、「閲覧等」を「刑事関係記録の閲覧及び第五項」に、「閲覧等」を「刑事関係記録の閲覧等」に改め、同条第四項及び第五項中「その閲覧等」を「刑事関係記録の閲覧等」に改め、同条第六項中「及び」を「複写及び」に改め、同条に次の一項を加える。

9 第二十条第四項の規定は電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等について、同条第五項の規定は損害賠償命令事件に関する事項を証明した書面の交付について、同条第六項の規定は当該事項を証明した電磁的記録の提供について、それぞれ準用する。

第四十五条中「(第七十一条第二項を除く。)、」「(第八十七条の二及び、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項)を削り、」「(第九十四条、第一百条第二項、第四節第三款、第一百一十一条、第一百六条並びに)を」「(第一百六条及び)」に改め、「(第一百三十二条の六第三項及び)」を削り、「及び第八章(第一百三十三条の二第五項及び第六項並びに)第一百三十三条の三第二項を除く。」を、「第七章及び第八章」に改め、「(第一百五十一条第三項、及び、第一百六十条第二

項」を削り、「第百八十五条第三項、第百八十七
条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第
二百十五条第二項、第二百二十七条第二項、第
二百三十二条の二、第二百三十五条第一項た
だし書並びに」を「第二百三十五条第一項た
だし書及び」に改め、「第二百五十六条第三項
各号」を削り、「第二百五十六条第二項及び第
二百六十七條第二項」を及び第二百六十六
条第二項に改め、同条の表第四十五條第五
項の項中「第三十條第一項」を「第三十九
條第二項」に、「の閲覧若しくは謄写、その
正本、謄本若しくは抄本の交付又はその
複製の」を「についての同法第十四條第一
項各号に掲げる請求又は同条第二項

の」に改め、同表第九十二条第一項の項中「に係る」及び「をいう。第百三十三条第三項において同じ。」を削り、「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」を「損害賠償命令事件の記録の閲覧等（非電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第四十四条第一項第一号に規定する非電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等）をいう。又は電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等（同項第二号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等をいう。）」に改め、同項の次に次のように加える。

第九十二条第九項

電磁的訴訟記録中

第九十二条第九項及び第十項

電磁的訴訟記録から

電磁的損害賠償命令事件記録
 (犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第四十四条第一項第二号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録をいう。以下同じ。)中

電磁的損害賠償命令事件記録から

第四十五条の表第一百二十二条第一項本文の項から第百十三条の項までを削り、同表第二百二十八条第二項の項中「決定書」を「電子決定書」に改め、同表第三百三十三条第二項の項を削り、同表第三百三十三条第三項の項中「について」及び「をいう。以下この章において同じ。」を削り、「の」を削り若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」を「損害賠償命令事件の記録等の閲覧等（損害賠償命令事件の記録の閲覧等、非電磁的処分記録の閲覧等（同法第三十二条第一項第一号に規定する非電磁的処分記録の閲覧等をい

う。又は電磁的処分記録の閲覧等（同項第二号に規定する電磁的処分記録の閲覧等をいう。）」に改め、同表第百三十三条の二第一項の項中「第百三十三条の二第二項」の下に「から第三項まで」を加え、「に係る」を削り、「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」を「損害賠償命令事件の記録等の閲覧等」に改め、同表第百三十三条の二第二項及び第三項の項を削り、同表第百三十三条の三第一項の項を次のように改める。

第百三十三条の三第一項		訴訟記録等の閲覧等		損害賠償命令事件の記録等の閲覧等	
第四十五条の表第百三十三条の三第一項の項の前に次のように加える。					
第百三十三条の二第五項		電磁的訴訟記録等（電磁的訴訟記録又は第百三十三条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分		電磁的損害賠償命令事件記録等（電磁的損害賠償命令事件記録又は電磁的処分記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十二条第一項第二号に規定する電磁的処分記録をいう。）	
第百三十三条の二第五項及び第六項		電磁的訴訟記録等から		電磁的損害賠償命令事件記録等から	
第四十五条の表第百三十三条の四第二項の項中「[閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製]を」[損害賠償命令事件の記録等の閲覧等]に改め、同表第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項の項から第百六十七条の二第一項の項までを削る。					
第四十六條第一項中「[起訴状に記載された]を」[同条第一項の規定による求めに係る]に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号」を「(同法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）」が同法第二百七十一条の二第一項第一号」に、「[訴因変更等請求書面に記載された]を」[同条第一項の規定による求めに係る]に、「のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを」(「同条第四項において読み替えて準用する同法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。))に改め、同条第二項中「[第三十条第一項を」[第三十九条第二項]に改め、同条第四項中「及び第百三十三条の					
四)を、第五項及び第六項並びに第百三十三条の四に改め、同項の表第百三十三条の二第二項の項中「[第三十条第一項を」[第三十九条第二項]に、「第百三十三条の四第一項及び第二項において」を「以下」に、「に係る訴訟記録等の閲覧等」を「訴訟記録等の閲覧等」に、「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製]を」[損害賠償命令事件の記録等の閲覧等（非電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等（「同法第四十四条第一項第一号に規定する非電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等をいう。」、電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等（同項第二号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等をいう。）、非電磁的処分記録の閲覧等（「同法第三十二条第一項第一号に規定する非電磁的処分記録の閲覧等をいう。）」又は電磁的処分記録の閲覧等（同項第二号に規定する電磁的処分記録の閲覧等をいう。))をいう。第百三十三条の四第二項において同じ。))に改め、同項の次に次のように加える。					
第四十六條第四項の表第百三十三条の四第二項の項中「[閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製]を」[損害賠償命令事件の記録等の閲覧等]に改め、同条第五項中「[あつて、第三十九条第一項を」[あつて、同項]に改める。					
第四十八條第一項中「[二千元]を」[次に掲げる額を合算した額]に改め、同項に次の各号を加える。					
一 損害賠償の請求の原因とする訴因として特定された事実の数に二千元を乗じて得た額					
二 千七百円(第四十五条において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、九百円)					
第四十八條第三項中「額を」を「額(第一項第一号に掲げる額を超えない部分に限る。))を」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。					
第百三十三条の二第五項		申立てが		電磁的訴訟記録等（電磁的訴訟記録又は第百三十三条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分	
第百三十三条の二第五項及び第六項		電磁的訴訟記録等から		電磁的損害賠償命令事件記録等（電磁的損害賠償命令事件記録又は電磁的処分記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第四十四条第一項第二号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録をいう。))又は電磁的処分記録（「同法第三十二条第一項第二号に規定する電磁的処分記録をいう。))	
第六項		電磁的損害賠償命令事件記録等から		電磁的損害賠償命令事件記録等から	
この場合において、第四十五条において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項の規定による電子情報処理組織を使用する方法による申立ては、民事訴訟費用等に関する法律第三条第二項に規定する特定申立てとみなす。					
(国際受刑者移送法の一部改正)					
第二十六條 国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。					
第三條中「[通知]を」[電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))並びに通知]に改める。					
第四條中「[関係書類を添付し]を」(「電磁的記録を含む。))に「関係書類(電磁的記録を含む。第十條第三項を除き、以下同じ。))を添えて」に改める。					
第六條後段を削り、同条に次の一項を加える。					

2 前項の場合において、当該職員は、その前で、受入受刑者をして、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらせるものとする。

一 第十六条及び第十七条の規定に関する事項その他法務省令で定める事項を記載した書面に署名押印すること。

二 前号に規定する事項を記録した電磁的記録に法務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第八条第二項を次のように改める。

2 前項の審査の請求は、書面により、又は最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（東京地方裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第十九条第四項第二号において同じ。）と東京地方検察庁の検察官の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して当該審査の請求に係る事項を東京地方裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録する方法若しくは当該事項を記録した記録媒体を東京地方裁判所に提出する方法によりするものとする。この場合においては、併せて関係書類を提出しなければならない。

第八条に次の二項を加える。

3 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた第一項の審査の請求は、当該審査の請求に係る事項がファイルに記録された時に東京地方裁判所に到達したもののみならず。

4 第一項の審査の請求が第二項の記録媒体を提出する方法によりされたときは、東京地方裁判所の裁判所書記官は、当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなけれ

ばならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第九条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十条第二項中「前項」を「第一項」に、「謄本」を「謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもって裁判書を作成しなければならない。この場合において、電磁的記録をもって作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

第十一条中「前条第二項」を「前条第三項」に、「謄本」を「謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録」に、「ともに」を「共に」に改める。

第十四条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 第十三条の命令は、書面又は電磁的記録によるものとし、当該書面又は電磁的記録に係る書類の謄本又は関係書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録を添えなければならない。

2 第十三条の命令の書面又は電磁的記録には、受入受刑者の氏名、年齢、裁判国の名称、受入移送犯罪の名称、外国刑の刑期、引渡しを受ける日及び場所並びに引致すべき刑事施設を記載し、又は記録しなければならない。

3 第十三条の命令の書面又は電磁的記録には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、法

務大臣が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第十三条の命令が書面による場合 記名押印すること。

二 第十三条の命令が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置をとること。

第十九条第四項中「同法第七十三条第一項前段中「裁判所」を「同項前段中「裁判所」に改め、「刑事施設」との下に「同項第二号中「裁判所の規則」とあるのは「法務省令で」と、「第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官」とあるのは「国際受刑者移送法第十九条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る東京地方検察庁の検察官」とを加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「勾引状」を「勾引状に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「東京地方検察庁の検察官が記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一項の受入収容状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、東京地方検察庁の検察官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 受入収容状が書面による場合 記名押印すること。

二 受入収容状が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置（受入収容状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて検察官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

2 前項の受入収容状は、書面によるほか、法

務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第二十条第二項を次のように改める。

2 前項の指揮は、書面又は電磁的記録により行い、当該書面又は電磁的記録に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの及び関係書類の謄本又は関係書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録を添えなければならない。

一 第十三条の命令が書面による場合 当該書面の謄本

二 第十三条の命令が電磁的記録による場合 当該命令に係る事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

第二十一条中「及び第九項から第十一項まで」を「第六項及び第十一項から第十三項まで、第五百十三條の二に、「第四百八十七條を「第四百八十七條第一項」に改める。

第三十条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第三十一条第一項中「署名押印しなければ」を「署名押印し、又は法務省令で定める事項を記録した電磁的記録に法務省令で定める署名押印に代わる措置をとらなければ」に改め、同条第二項中「署名押印した」を「署名押印し、又は同項の電磁的記録に署名押印に代わる措置をとった」に、「書面を」を「書面又は電磁的記録を」に改める。

第三十五条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第三十六条中「第三項及び第四項」を「及び第三項から第六項まで」に、「引渡の」を「引渡し」の「に」、「第五項」を「第六項」に、「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「示して」を「とつて」に改める。

第三十九条第一項中「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録により」に改め、同条第四項中「第三項及び第四項」を「及び第三項から第六項まで」に、「引渡」を「引渡し」に、「第五項」を「第六項」に、「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「示して」を「とつて」に改める。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）
第二十七条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第十五条第一項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第二十三条中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」に、「結果を記載した書面」を「結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。

第二十四条第三項中「、搜索」を「（刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。次項において同じ。）、搜索、同条第一項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。次項において単に「電磁的記録提供命令」という。）に改め、同条第四項中「搜索」を「電磁的記録提供命令、搜索」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による申立て等）
第二十四条の二 検察官及び付添人は、申立

て、請求その他の裁判所に対してする申述であつてこの章に規定するもの（以下この条及び次条において「申立て等」という。）については、口頭する場合を除き、最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して当該申立て等に係る事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（次項及び次条において単に「ファイル」という。）に記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によりしなければならない。

2 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所に到達したものとみなす。

3 第一項の規定は、検察官又は付添人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他のその責めに帰することができない事由により、同項の方法により申立て等をするることができない場合には、適用しない。

（裁判所書記官によるファイルへの記録）
第二十四条の三 申立て等が、書面によりされたとき（前条第一項の規定に違反してされたときを除く。）、又は最高裁判所規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第二十六条に次の一項を加える。

4 第一項の呼出状及び前二項の同行状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第二十八条第四項中「これを当該対象者に示した」を「対象者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとつた」に改め、「一の場所に」の下に「これを」を加え、同項に次の各号を加える。

一 同行状が書面である場合 同行状を示すこと。

二 同行状が電磁的記録である場合 最高裁判所規則の定めるところにより、同行状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第二十八条第五項中「を所持しないためこれを示す」を「について前項各号に定める措置をとる」に、「前項」を「同項」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、できる限り速やかに、同項各号に定める措置をとらなければならない。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による審判期日における審判）
第三十一条の二 裁判所は、審判期日における審判を行う場合において、対象者の精神障害の状態、審判の状況その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、対象者又はその保護者若しくは付添人の意見を聴き、対象者が入院している医療機関その他の同一構内（裁判官及び精神保健審判員が審判期日における審判を行うために在席する場所と同一の構内をいう。）以外にある場所であつて、相当と認めるものに対象者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通

話を行うことができる方法によつて、審判を行うことができる。この場合において、その場所に在席した対象者は、その審判期日に出席したものとみなす。

2 保護者又は付添人は、裁判所が前項の規定により審判期日における審判を行うときは、対象者が在席する場所に在席することができ、この場合において、その場所に在席した付添人は、その審判期日に出席したものとみなす。

第三十二条第一項中「証拠物」の下に「（電磁的記録であるものを含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 処遇事件の記録又は証拠物を、第一項の許可を受けて閲覧し若しくは謄写する場合又は前項の規定により閲覧する場合において、当該記録又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第三十九条に次の一項を加える。

4 この節に規定する審判についての第三十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「対象者又はその保護者若しくは」とあるのは、「（検察官及び）」とする。

第四十五条第六項中「前二項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第三項の呼出状及び前二項の同行状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第八十五条第一項中「（電子的方式、磁気的方

式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削り、「含む」の下に「。第九十六条第四項及び第九十七条第一項において同じ」を加える。

第九十条第一項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。

第九十九条第一項及び第五項中「第百条第一項」を「次条第一項」に改め、同条第七項中「第二十八条第四項から」を「第二十六条第四項、第二十八条第四項から」に改める。

第百四条第二項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第二十八条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第三項を次のように改める。

3 補充裁判員は、訴訟に関する書類(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第六十五条において同じ。)を含む。以下この項において同じ。)及び証拠物(電磁的記録であるものを含む。以下この項において同じ。)を閲覧することができる。この場合において、当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。

第三十一条第一項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に改める。

又は記録した」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。

3 裁判所は、裁判員等選任手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、次の各号に掲げるいずれかの場所に被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、裁判員等選任手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した被告人は、その裁判員等選任手続の期日に出席したものとみなす。

一 裁判官、検察官及び弁護人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所以外の場所であつて、同一構内(裁判官、検察官及び弁護人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。次号において同じ。)にあるもの

二 他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、裁判所が適当と認めるもの

第三十三条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 裁判所は、裁判員等選任手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、前条第三項各号に掲げるいずれかの場所に裁判員候補者の全部又は一部を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、裁判員等選任手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した裁判員候補者は、その裁判員等選任手続の期日に出頭したものとみなす。

第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第

百八条第三項、第二百二十五条第一項、第百六十三條第一項、第百六十九條、第二百七十一條の八第一項及び第四項、第二百七十八條の三第二項、第二百九十七條第二項、第三百十六條の十一の項中「第二百九十七條第二項」の下に、「第三百十六條の七第三項」を加え、同表第百五十七條の四、第百五十七條の六第一項、第三百十六條の三十九第一項から第三項まで、第四百三十五條第七號ただし書の項中「第百五十七條の四」を「第百五十七條第四項、第百五十七條の四」に改め、「第百五十七條の六第一項」の下に「、第二百八十六條の三第一項、第三百十六條の三十四第五項」を加え、同条第二項中「第二十二條第四項」を「第二十二條第六項」に改める。

第六十五条の見出し中「記録媒体へ」を「電磁的記録として」に改め、同条第一項中「記録媒体(映像及び音声と同時に記録することができるものをいう。以下同じ。)」を「録音及び録画を同時にを行う方法により電磁的記録として」に改め、同項ただし書中「記録媒体」を「電磁的記録として」に改め、同条第二項中「同項第四項」を同項第五号から第八号まで」に改め、同条第三項中「記録媒体は、訴訟記録に添付して」を「電磁的記録は、裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイル(第八十二条において単に「ファイル」という。)に記録して」に改め、同条第四項中「第四十条第二項、第百八十条第二項及び第二百七十条第二項」を「第四十条第三項、第百八十条第三項及び第二百七十条第三項」に改め、「訴訟記録に添付して」を削り、「記録媒体」を「電磁的記録」に、「第三百五十五條第五項及び第六項」を「第三百七条の二第四項及び第五項」に改める。

第八十二条第一項中「第四十八條第三項」を「第四十八條第四項」に、「これを整理しなければ」を「ファイルに記録しなければ」に改め、同

項ただし書中「調査」を「公判調査」に、「整理すれば」を「ファイルに記録すれば」に改め、同条第二項中「整理された調査」を「ファイルに記録された公判調査」に、「整理ができた」を「ファイルに記録された」に改める。

第八十八条中「を記載した書面」を削る。
(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正)

第二十九条 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「旨を」を「旨を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」に、「揭示する」を「揭示し、又はその旨を当該検察庁に設置した電子計算機(入出力装置を含む。)」の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に、「揭示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

(国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正)

第三十条 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「又は」を「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。又はは」に、「に係る書類を添付し」を「若しくは電磁的記録に係る書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)を添え」に改める。

第六条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第三項中「の提供」を「(電磁的記録を含む。以下

この項及び第十条第四項において同じ。の提供に、「その書類」を「その訴訟に関する書類」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。
第七条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第九条第一項中「の証明書の下に」(「電磁的記録をもって作成するものを含む。」)を加える。

第十条第四項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「当該書類」を「当該訴訟に関する書類」に、「謄本」を「謄本若しくは当該訴訟に関する書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該訴訟に関する書類に記録されている事項と同一であることを証明がされたもの」に改める。

第十二条及び第十四条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第一条ノ二第一項第二号中「記載シタル書面」とあるのは、記載シ又ハ記録シタル書面又ハ電磁的記録(電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ第三号及第四号ニ於テ同じ)と、同項第三号中「記載シタル書面」とあるのは、記載シ又ハ記録シタル書面又ハ電磁的記録と、「添附シタル」とあるのは「添へタル」と、同項第四号中「嘱託書」とあるのは「国際刑事裁判所ガ発スル協力請求書(電磁的記録ヲ含む。）」と、「関係書類」とあるのは「関係書類(電磁的記録ヲ含む。）」と、「添附スル」とあるのは「添へル」と読み替えるものとする。
第十七条第一項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十八条第一項中「受領許可証」の下に「電磁的記録をもって作成するものを含む。次項及び第三項において同じ。」を加える。
第二十條第一項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第二十一条第二項中「及び第三項」を「から第五項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第五條第三項中」請求国の名称、有効期間」を「第五條第四項中」引渡犯罪名、請求国の名称」に、「有効期間」を「引渡犯罪名」に改める。

第二十二条第二項中「第三項」の下に、「第八條の二並びに第八條の三」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第八條の二中「同條第二項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十二條第二項において準用する第八條第二項」と読み替えるものとする。

第二十三條第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「の謄本」及び「平成十九年法律第三十七号」を削り、「又は第三号」との下に、「同法第十條第二項中「前項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十三條第一項」とを加え、「第三條第二号」を「同條第二号」に改め、「第四條第一項各号」とあるのは「同條第一項各号」とを削り、「第八條第三項」を「第八條の三各号」に改める。

第二十四條第七項、第二十五條第八項、第二十六條第六項及び第二十七條第八項に後段として次のように加える。

この場合において、同條第四項第一号中「第五條第五項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十一條第二項において準用する第五條第五項」と読み替えるものとする。

第二十八條第一号中「決定の」を「決定について、」に、「謄本」を「謄本又は同條第二項において準用する逃亡犯罪人引渡法第十條第四項に規定する電磁的記録」に改める。

第三十一条第一項中「第十六條第一項から第三項まで」を「第十六條(第五項を除く。）」に、「前條第五項」を「前條第六項」に改め、同條第二項中「法務大臣が記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改める。

第三十二條中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第三十四條中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三十五條第二項中「及び第三項」を「から第五項まで」に、「並びに」を「及び」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「第五條第三項中」請求国の名称、有効期間」を「第五條第四項中」引渡犯罪名、請求国の名称」に、「有効期間」を「引渡犯罪名」に改め、「引渡し」の請求に関するを削り、「規定する」を「規定する書面又は電磁的記録の」に改め、同條第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同條第四項第一号中「第五條第五項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第三十五條第二項において準用する第五條第五項」と読み替えるものとする。

第三十九條第一項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第四十四條第三項中、「第四項及び第六項並びに第二十三條第六項」を「から第六項まで及び第八項並びに第二十三條第七項」に、「同條第四項」を「同條第六項」に、「第二十三條第六項中」を「第二十三條第七項中」に改め、同條第五項中「第二十三條第七項及び」を「第二十三條第八項及び第九項並びに」に、「第二十三條第七項中」を「第二十三條第八項中」に改める。

第四十六條第二項中「第二十二條第四項」を「第二十二條第六項」に、「第二十三條第六項」を「第二十三條第七項」に、「第四項まで」を「第六項まで」に改め、「請求犯罪」との下に、「同條第五項第二号中「電子計算機」とあるのは「電子計算機(入出力装置を含む。次項において同じ。）」と、同條第六項中「ファイル」とあるのは「裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル」とを加える。

第四十七條中「第八條第二項」の下に「及び第三項、第八條の二」を加える。

第五十二條第一項第二号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第六十四條の次に次の一条を加える。

(電子計算機損壊等職務執行妨害)

第六十四條の二 国際刑事裁判所職員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(更生保護法の一部改正)

第三十一条 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四條第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))により、「を交付しなければ」を「(電磁的記録をもって作成するものを含む。))を提供しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録をもって作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第四十四条に次の一項を加える。

4 第二項の規定によりされた電磁的記録による通知(電気通信回線を通じてされたものに限る。)は、刑事施設又は少年院の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録された時に当該刑事施設又は少年院に到達したものとみなす。

第四十六條第二項中「を交付しなければ」を「(電磁的記録をもって作成するものを含む。)を提供しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録をもって作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第六十三條第七項中「第六十四条」を「第六十二條第二項、第六十四条」に、「と、同法第六十四條第一項」を「と、同法第六十四條第一項第二号中「検察官及び検察事務官又は司法警察職員第七十條第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員」とあるのは「保護観察官、更生保護法第六十三條第六項ただし書の規定により警察官が執行を囑託された場合にあつては、保護観察官及び警察官」と、同号、同條第二項及び同法第七十三條第一項第二号」に改める。

第七十九條中「書面」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

(少年院法の一部改正)

第三十二條 少年院法(平成二十六年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第八十九條第三項中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加え

る。

4 第一項ただし書の連戻状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四百四十條第三号において同じ。)によることができる。

第九十條第六項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第四百四十條第三号中「が少年院に到達したを」若しくは当該文書に記載すべき事項を記録した記録媒体が少年院に到達し、又は当該事項を記録した電磁的記録が電気通信回線を通じて少年院の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録された」に改める。

(少年鑑別所法の一部改正)

第三十三條 少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第七十八條第四項において同じ。により」に改める。

第七十八條第三項中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項ただし書の連戻状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第七十九條第六項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

(日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律の一部改正)

第三十四條 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律(令和五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「証拠物」の下に「並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第五條第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第二百一條第一項の規定による措置をとつて」に、「刑事訴訟法」を「同法」に、「交付」を「提供」に、「を示して」を「について同条第三項の規定による措置をとつて」に改め、同條第四項ただし書中「第二百五條第二項」を「第二百五條第三項」に改める。

第六條中「記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む)」を「刑事訴訟法第二百二條の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という)に改め、同条ただし書中「検証」を「電磁的記録提供命令又は検証」に改める。

第七條の見出し中「書類又は証拠物」を「書類等」に改め、同条中「又は証拠物」を「若しくは証拠物又は電磁的記録」に、「その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す」を「次に掲げる

措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。
二 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明がされたものを作成して提供すること。

第七條に次の一項を加える。

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第九條第一項中「提出」を「提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。

(日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律の一部改正)
第三十五條 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間にお

ける相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律(令和五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「証拠物」の下に「並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第五条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとつて」に、「刑事訴訟法」を「同法」に、「交付」を「提供」に、「を示して」を「について」同条第三項の規定による措置をとつて」に改め、同条第四項ただし書中「第二百五条第二項」を「第二百五条第三項」に改める。

第六条中「記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む)」を「刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という)に改め、同条ただし書中「検証」を「電磁的記録提供命令又は検証」に改める。

第七条の見出し中「書類又は証拠物」を「書類等」に改め、同条中「又は証拠物」を「若しくは証拠物又は電磁的記録」に、「その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

- 二 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

- 三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供すること。

- 2 前項(第三号に係る部分に限る。)の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を再生したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

- 第九条第一項中「提出」を「提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。

- (性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の一部改正)

- 第三十六条 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

- 目次中「第十一条」を「第十一条の二」に、「第二十五条」を「第二十五条の三」に改める。
- 第八条第一項第二号中「次条第一項第二号及び第十條第一項第一号口において」を「以下」に改め、「第十條第一項第一号口」の下に「及び

- 第十一条の二 第一号口を加える。

- 第四章第二節に次の一条を加える。
(対象電磁的記録の複写不許可決定)

- 第十一条の二 檢察官は、保管電磁的記録(刑事訴訟法第二百八十八条第一項又は第五百九条第一項の規定による電磁的記録提供命令(同法第二百二条の二第一項第一号口に掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。))による提供を命ずるものに限る。以下この条及び第十七条第一項第四号において単に「電磁的記録提供命令」という。)により檢察官、檢察事務官又は司法警察職員の管理に係る記録媒体に移転された電磁的記録であつて檢察官が保管しているものをいう。以下この条及び第十二条の二において同じ。)が第一号に掲げる電磁的記録に該当するときは、次節に定める手続に従い、第二号に掲げる措置をとることができる。

- 一次に掲げる電磁的記録
イ 第九条第一項第一号に掲げる電磁的記録
ロ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第三条第一項から第三項までに規定する行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録若しくは当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録に記録された私事性的画像記録又はこれらを複写した電磁的記録
ハ 第九条第一項第三号に掲げる電磁的記録
二 次に掲げる電磁的記録について、刑事訴訟法第二百二十二条第一項又は第五百十三條第六項において準用する同法第二百二十三條の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定による複写を許さないこととする決定

- イ 当該保管電磁的記録
ロ 当該保管電磁的記録に係る電磁的記録提供命令により提供された他の電磁的記録(ハにおいて「他の電磁的記録」という。)が対象電磁的記録である場合における当該対象電磁的記録
ハ 他の電磁的記録が大量であることその他の事由により全ての他の電磁的記録の内容を確認することができないため、この号(ロに係る部分に限る。)に規定する決定をすることが困難であると認める場合における当該他の電磁的記録
第十二条中「こと」を「こと(同法第二百二十二條第一項において準用する同法第二百二十三條第三項又は同法第五百十三條第一項において読み替へて準用する同法第二百二十三條第三項の規定により記録媒体を交付し、又は電磁的記録を複写させることを含む。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。
第十二条の二 檢察官は、保管電磁的記録が第十一条の二第一号に掲げる電磁的記録に該当すると思料する場合において、同条第二号に規定する決定(以下「複写不許可決定」という。)をするときは、仮に当該保管電磁的記録及び同号口に規定する他の電磁的記録(以下「保管電磁的記録等」という。)の複写を許さないこととする決定をするものとする。この場合において、保管電磁的記録等は、刑事訴訟法第二百二十二條第一項又は第五百十三條第六項において準用する同法第二百二十三條の二第一項の規定により複写させることを要しない。
第十三條第一項中「より還付する」を「より還付(同法第二百二十三條第三項の規定により記録媒体を交付し、又は電磁的記録を複写させるこ

- 三 第二十九条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定により複写不許可決定の一部を取り消し、又は変更する旨の裁決がされた場合であつて、当該裁決の取消しの訴への提起がなくてその取消しの訴えを提起することができる期間を経過したとき 保管電磁的記録等のうち、一部が取り消され、又は変更された後の複写不許可決定に係る電磁的記録以外のもの
- 2 検察官は、前項の規定による複写を許された者の住所若しくは居所が分からないため、又はその他の事由により、同項の規定による複写をさせることができない場合には、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。
- 3 前項の規定による公告に係る電磁的記録について、公告の日から六月を経過しても複写の請求がないときは、検察官は、これを複写させることを要しない。
- 4 検察官は、保管電磁的記録等のうちに、第十七条第二項の規定による聴聞を行った者以外の者に複写させるべき電磁的記録があることが明らかな場合には、これをその者に複写させなければならない。
- 5 前項の規定は、民事訴訟の手續に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

(複写許可に係る電磁的記録の複写をしない場合の措置)

第二十五条の三 検察官は、第十八条の二第一項又は前条第一項の規定により複写を許した電磁的記録について、複写を許した日から起算して六月を経過する日までに、その複写を許された者がその複写をしないときは、これを複写させることを要しない。

第二十六条第一項第一号中「又は消去命令」を「消去命令、複写不許可決定又は第十二条の二の規定による決定」に改める。

第四十条第一項第一号中「文書」を「文書若しくは電磁的記録」に改め、同項第三号中「について」を「若しくは保管電磁的記録等について」に改め、同条第二項中「文書」を「文書若しくは電磁的記録」に改める。

第四十四条第一号中「の申出」を「又は第十八条の第二項の申出」に改め、同条第二号中「文書」を「文書若しくは電磁的記録」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条第四項、第五条第四項、第十条第二項、第十八条第二項及び第三十九条の規定 公布の日

二 第一条のうち、刑事訴訟法第三百七条の二の改正規定、同法中同条を第三百七条の三とし、第三百七条の次に一条を加える改正規定並びに同法第三百二十一条第一項第一号及び第三百五十条の二十四第一項の改正規定、第三条の規定、第十七条の規定、第二十二条中不正競争防止法第二十八条の改正規定、第二十三条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)別表第一第四号及び第十号並びに別表第三第三号又の改正規定、第二十四条中犯罪捜査のための通信傍受に関する法律別表第二第二号の改正規定並びに第三十条中国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第六十四条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第二十一条第二項及び第二十七

条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第五条中少年法第六条の五及び第十五条の改正規定、第九条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第十三条の改正規定、第十二条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法第五条の改正規定、第十四条中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第五条の改正規定、第十八条中国際捜査共助等に関する法律第八条第二項及び第十二条の改正規定、第二十一条の規定、第二十二条中不正競争防止法第二十六条第二項の改正規定(「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に、「証拠書類」を「証拠書類(電磁的記録を含む。)」に改める部分を除く。)、同法第三十三条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第二十三条中組織的犯罪処罰法第十八条の二の次に二条を加える改正規定、組織的犯罪処罰法第三十条の改正規定、組織的犯罪処罰法第三十条の次に二条を加える改正規定並びに組織的犯罪処罰法第三十一条第一項及び第七十一条第一項第七号の改正規定、第二十六条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定(第四百八十七条を「第四百八十七条第一項」に改める部分を除く。)、第二十七条中心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律次条第一項及び附則第十八条第一項において「医療観察法」という。)第二十四条第三項及び第四項の改正規定、第二十八条中

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十五条第二項の改正規定、第三十四条中日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の

実施に関する法律第六条の改正規定、第三十五条中日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律第六条の改正規定及び第三十六条中性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律目次及び第八条第一項第二号の改正規定、同法第四章第二節に一条を加える改正規定、同法第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十三条の改正規定、同法第十七条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第五項の改正規定、同法第十八条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十九条の改正規定、同法第二十条の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定、同法第四章第四節に二条を加える改正規定並びに同法第二十六条第一項第一号、第四十条第一項第三号及び第四十四条第一号の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第二十九条の規定、附則第三十五条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)第四百九十一条第七項の改正規定(及び第九項から第十一項まで並びに第五百十四条)を「第六項及び第十一項から第十三項まで並びに第五百十三条の二」に改める部分に限る。)並びに附則第三十八条中財務省

設置法(平成十一年法律第九十五号)第二十七条第二項ただし書の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第八条中出入国管理及び難民認定法第七十三条の三及び第七十三条の四の改正規定並びに第二十条の規定 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和六年法律第五十九号)の施行の日

五 第二十三条中組織的犯罪処罰法第二十七条第五項の改正規定及び附則第十六条第二項の規定 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十三号)の施行の日

六 第十条及び附則第十三条の規定 前号に掲げる規定の施行の日又は附則第三条第一項に規定する特定日のいずれか遅い日

(記録命令付差押えに関する経過措置)

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の日(次項及び附則第十五条において「第三号施行日」という。)前に第一条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の刑事訴訟法(以下この条において「第三号改正前刑事訴訟法」という。)、第五条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の少年法(同項において「第三号改正前少年法」という。)、第十八条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の国際捜査共助等に関する法律(同項において「第三号改正前国際捜査共助法」という。)、第二十三条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の組織的犯罪処罰法(同項において「第三号改正前組織的犯罪処罰法」という。又は第二十七条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の医療観察法(同項において「第三号改正前医療観察法」という。)の規定に

より記録命令付差押え(第三号改正前刑事訴訟法第九十九条の二に規定する記録命令付差押えをいう。以下この条において同じ。)に係る命令がされた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、第三号施行日前に第三号改正前刑事訴訟法、第三号改正前少年法、第三号改正前国際捜査共助法、第三号改正前組織的犯罪処罰法又は第三号改正前医療観察法の規定により記録命令付差押えに係る令状が発せられた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

(公判調書等に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に公訴の提起があつた事件(以下「施行前刑事事件」という。)又は最高裁判所の定める刑事事件(以下「特定刑事事件」という。)であつて施行日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「特定日」という。)前に公訴の提起があつたもの(以下「特定日前刑事事件」という。)に係る公判調書、公判前整理手続調書及び期日間整理手続調書(以下この条において「公判調書等」という。)については、なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における公判調書等については、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件について第二条の規定による改正前の刑事訴訟法(附則第六条第二項において「第二条改正前刑事訴訟法」という。)の規定(前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により整理された公判調書等(以下この項において単に「整理された公判調書等」という。)は裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファ

イル(以下この条において単に「ファイル」という。)に記録された公判調書等とみなし、整理された公判調書等に記載された訴訟手続はファイルに記録された公判調書等に記録された訴訟手続とみなす。

3 前項の規定によりファイルに記録された公判調書等とみなされるものについては、第二条の規定による改正後の刑事訴訟法(以下「第二条改正後刑事訴訟法」という。)第四十条の二第二項、第八十条の二第二項及び第二項並びに第二百七十条第二項の規定は、適用しない。

4 最高裁判所は、第一項の規定に基づき特定刑事事件を定めるに当たっては、刑事手続における情報通信技術の活用段階的かつ円滑な推進に資するため、その範囲が通減するよう適切に定めるものとする。

(送達報告書の提出に関する経過措置)
第四条 施行前刑事事件又は特定刑事事件(特定日以後においては、特定日前刑事事件に限る。以下同じ。)における民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)第百条第一項の書面(以下「送達報告書」という。)の提出については、第二条改正後刑事訴訟法第五十四条において準用する民事訴訟法第百条第二項の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における送達報告書の提出については、この限りでない。

(裁判所等に対する申述等に関する経過措置)
第五条 申立て、請求その他の裁判所若しくは裁判長又は裁判官に対してする申述(以下この項において「申立て等」という。)であつて、施行前刑事事件又は特定刑事事件に係るものについては、第二条改正後刑事訴訟法第五十四条の二から第五十四条の四まで(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定は、適用しない。

い。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後(施行日後に併せて審判することとなった場合にあつては、それ以後)の申立て等については、この限りでない。

2 施行日から特定日の前日までの間における告訴及び告発並びにこれらの取消し並びに自首並びに刑事訴訟法第二百六十二条第一項の規定による請求であつて、主務省令で定める刑事事件に係るものについては、なお従前の例による。

3 前項の主務省令は、法務省令、国家公安委員会規則、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令、防衛省令及び財務省令とする。

4 法務大臣、国家公安委員会、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣及び財務大臣は、第二項の主務省令を定めるに当たっては、刑事手続における情報通信技術の活用段階的かつ円滑な推進に資するため、その範囲が通減するよう適切に定めるものとする。

(証人尋問等の記録に関する経過措置)
第六条 施行前刑事事件、特定刑事事件又は外国の刑事事件(特定日以後においては、特定日前に国際捜査共助等に関する法律第十条の規定による証人尋問の請求があつたものに限る。)に係る証人、鑑定人、通訳人及び翻訳人の尋問及び供述並びにその状況の記録(録音及び録画を同時にいう方法によるものに限る。以下「証人尋問等の記録」という。)については、なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における証人尋問等の記録については、この限りでない。

2 第二条改正前刑事訴訟法(他の法律において

準用する場合を含む。)の規定又は第二十八条の規定による改正前の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の規定による証人尋問等の記録に係る記録媒体の謄写及び当該記録媒体がその一部とされた調書の取調べについては、なお従前の例による。

(証拠調べを終わった証拠書類及び証拠物に関する経過措置)
第七条 施行前刑事事件又は特定日前刑事事件に係る証拠書類(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。以下この条において同じ。)及び証拠物(電磁的記録であるものを含む。以下この条において同じ。)については、第二条改正後刑事訴訟法第三百十条の二の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後(施行日後に併せて審判することとなった場合)にあつては、それ以後に証拠調べを終わった証拠書類及び証拠物については、この限りでない。

(刑法の一部改正に伴う調整規定)
第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(次項及び附則第二十一条第二項において「第二号施行日」という。)が刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条及び同項において「刑法等一部改正法施行日」という。)前である場合には、刑法等一部改正法施行日の前日までの間における第三条の規定による改正後の刑法(以下この項において「新刑法」という。)第九十五条の二、第一百五十五条第一項及び第二項、第一百五十六条、第一百五十八条第一項、第一百五十九条第一項及び第二

項並びに第六十一条第一項の規定の適用については、新刑法第九十五条の二、第五百五十五条第一項及び第五百五十九条第一項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法等一部改正法施行日以後における刑法等一部改正法施行日以前に於ける新刑法第九十五条の二、第五百五十五条第一項及び第二項、第五百五十六条、第五百五十八条第一項、第五百五十九条第一項及び第二項並びに第六十一条第一項の規定の適用についても、同様とする。

2 第二号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、刑法等の一部を改正する法律第二号のうち、刑法第五百五十条、第五百五十三条、第五百五十四条第一項、第五百五十五条第一項及び第三項、第五百五十七条第一項及び第二項並びに第五百五十九条第一項及び第三項の改正規定中「第五百五十五条第一項及び第三項」とあるのは「第五百五十五条第三項」と、「第五百五十九条第一項及び第三項」とあるのは「第五百五十九条第三項」とする。

(検察審査会法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 施行日から特定日の前日までの間に招集状が書面により検察審査員及び補充員に対して発せられたときにおける検察審査会法第二十四条の規定による疎明については、なお従前の例による。

2 第四条の規定による改正後の検察審査会法第四十条の規定は、施行日以後に議決があった場合について適用し、施行日前に議決があった場合については、なお従前の例による。

(少年法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 申立て、請求その他の裁判所に対してする申述(以下この項並びに附則第十二条及び第十八条第一項において「申立て等」という。)であつて、施行前保護事件(施行日前にされた少年法第六条第一項の規定による通告又は同法第

七条第一項の規定による報告に係る保護事件、施行日前に検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から送致された保護事件及び施行日前に同法第五十五条の規定により移送された保護事件をいう。以下同じ。)又は特定日前保護事件(最高裁判所が定める保護事件であつて、特定日前にされた同法第六条第一項の規定による通告又は同法第七条第一項の規定による報告に係るもの、特定日前に検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から送致されたもの及び特定日前に同法第五十五条の規定により移送されたものをいう。以下この項及び次条において同じ。)に係るものについては、第五条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の少年法第五号の四及び第五号の五の規定は、適用しない。ただし、施行前保護事件又は特定日前保護事件とこれらの事件以外の保護事件の審判を併せて行う場合における施行日以後(施行日後に併せて行うこととなつた場合)にあつては、それ以後の申立て等については、この限りでない。

2 最高裁判所は、前項の規定に基づき保護事件を定めるに当たつては、保護事件に関する手続における情報通信技術の活用段階的かつ円滑な推進に資するため、その範囲が通減するよう適切に定めるものとする。

2 最高裁判所は、前項の規定に基づき保護事件を定めるに当たつては、保護事件に関する手続における情報通信技術の活用段階的かつ円滑な推進に資するため、その範囲が通減するよう適切に定めるものとする。

第十一条 施行前保護事件又は特定日前保護事件に係る証人尋問等の記録については、なお従前の例による。ただし、施行前保護事件又は特定日前保護事件とこれらの事件以外の保護事件を併せて審判する場合における証人尋問等の記録については、この限りでない。

(刑事補償法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 施行前刑事事件又は特定日前刑事事件に関する補償請求の手続に係る申立て等につい

ては、第七条の規定による改正後の刑事補償法第九条の二及び第九条の三の規定は、適用しない。ただし、当該手続を施行前刑事事件又は特定日前刑事事件以外の刑事事件に関する補償請求の手続と併せて行う場合における施行日以後(施行日後に併せて行うこととなつた場合)にあつては、それ以後の申立て等については、この限りでない。

(法廷等の秩序維持に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第十条の規定による改正後の法廷等の秩序維持に関する法律(次項において「新法廷等秩序維持法」という。)第四条第四項(民事訴訟法第二百五条第二項、第二百五条第二項(同法第二百八条第一項において準用する場合を含む。)、第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定を準用する部分に限る。)の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第六号施行日」という。)以後に行われた法廷等の秩序維持に関する法律第二条第一項に該当する行為(以下この条において「対象行為」という。)に係る制裁を科する裁判に関する手続における証人の尋問その他の証拠調べについて適用し、第六号施行日前に行われた対象行為に係る制裁を科する裁判に関する手続における証人の尋問その他の証拠調べについては、なお従前の例による。

2 新法廷等秩序維持法第六条の二から第六条の五までの規定は、第六号施行日以後に行われた対象行為に係る制裁を科する裁判に関する手続における申立て、請求その他の申述について、適用する。

(刑事訴訟費用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 施行前刑事事件又は施行前保護事件に

係る刑事訴訟費用等に関する法律第二条第一号又は第三号に掲げる旅費、日当及び宿泊料(以下この条において「旅費等」という。)の額については、なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件と施行日以後に公訴の提起があつた事件を併せて審判する場合又は施行前保護事件と施行日以後にされた少年法第六条第一項の規定による通告若しくは同法第七条第一項の規定による報告に係る保護事件若しくは施行日以後に検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事若しくは児童相談所長から送致され、若しくは同法第五十五条の規定により移送された保護事件の審判を併せて行う場合における旅費等の額については、この限りでない。

(不正競争防止法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第三号施行日から施行日の前日までの間における第二十二條の規定(附則第一条第三号に規定する改正規定に限る。)による改正後の不正競争防止法第二十六条第二項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「提供させた電磁的記録」とあるのは「提供させた電磁的記録を記録した記録媒体」とする。

(組織的犯罪処罰法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第二十三条の規定(附則第一条第二号、第三号及び第五号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の組織的犯罪処罰法(以下この条及び附則第二十一条第一項において「新組織的犯罪処罰法」という。)第二十三条第八項及び第九項(他の法律においてその例による場合を含む。)の規定は、施行日以後に公訴の提起があつたため没収保全が効力を失つた場合における通知に代わる公告について適用し、施行日前に公訴の提起があつたため没収保全が効力を

失った場合における通知に代わる公告については、なお従前の例による。

2 第二十三条の規定(附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の組織的犯罪処罰法第二十七条第五項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に没収保全の登記をした場合について適用し、同日前に没収保全の登記をした場合については、なお従前の例による。

3 新組織的犯罪処罰法第五十条第一項(第三十条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。))による改正後の国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(附則第二十一条において「国際刑事裁判所協力法」という。)第四十七条において準用する場合を含む。次項及び第五項において同じ。)において準用する民事訴訟法第百条第二項の規定は、施行日以後に没収保全命令又は追徴保全命令がされた場合における没収保全又は追徴保全に関する送達報告書の提出について、適用する。

4 前項の規定にかかわらず、施行前刑事事件又は特定刑事事件における送達報告書の提出については、新組織的犯罪処罰法第五十条第一項において準用する民事訴訟法第百条第二項の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における送達報告書の提出については、この限りでない。

5 新組織的犯罪処罰法第五十条第一項において準用する民事訴訟法第百十一条から第百十三条までの規定は、施行日以後に没収保全命令又は追徴保全命令がされた場合における没収保全又は追徴保全に関する公示送達について適用し、施行日前に没収保全命令又は追徴保全命令がされた場合における没収保全又は追徴保全に関する公示送達については、なお従前の例による。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 施行前刑事事件又は特定日前刑事事件に係る犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(以下「犯罪被害者等保護法」という。)第五条第二項に規定する被害者参加旅費等の請求及び犯罪被害者等保護法第十一条に規定する被害者参加弁護士を選定の請求については、なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合におけるこれらの請求については、この限りでない。

2 第二十五条の規定による改正後の犯罪被害者等保護法(次項において「新犯罪被害者等保護法」という。)第十九条から第二十三条までの規定は、施行日以後に公判調書が電磁的記録をもって作成される場合における民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続について適用し、附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により公判調書が作成される場合における民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解については、なお従前の例による。

3 施行前刑事事件又は特定日前刑事事件に係る新犯罪被害者等保護法第四十五条において準用する民事訴訟法第百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録の閲覧等の請求については、なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における当該申立てに係る事件の記録の閲覧等の請求については、この限りでない。

4 施行前刑事事件に係る損害賠償命令の申立てに係る事件(以下この項において「施行前損害賠償命令事件」という。)又は特定日前刑事事件に係る損害賠償命令の申立てに係る事件(以下この項において「特定日前損害賠償命令事件」という。)に関する手続及びその手数料等については、なお従前の例による。ただし、施行前損害賠償命令事件又は特定日前損害賠償命令事件とこれらの事件以外の損害賠償命令の申立てに係る事件を併せて審判する場合におけるその手数料等については、この限りでない。

償命令事件」という。)又は特定日前刑事事件に係る損害賠償命令の申立てに係る事件(以下この項において「特定日前損害賠償命令事件」という。)に関する手続及びその手数料等については、なお従前の例による。ただし、施行前損害賠償命令事件又は特定日前損害賠償命令事件とこれらの事件以外の損害賠償命令の申立てに係る事件を併せて審判する場合における手続及びその手数料等については、この限りでない。

(医療観察法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 医療観察法第三条第一項に規定する処遇事件(以下この条において単に「処遇事件」という。)であつて施行日前に同項に規定する申立てがあつたもの(以下この項及び次条において「施行前処遇事件」という。)又は最高裁判所の定める処遇事件であつて特定日前に医療観察法第三条第一項に規定する申立てがあつたもの(以下この項及び次条において「特定日前処遇事件」という。)に係る申立て等については、第二十七条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。))による改正後の医療観察法第二十四条の二及び第二十四条の三の規定は、適用しない。ただし、施行前処遇事件又は特定日前処遇事件とこれらの事件以外の処遇事件の審判を併せて行う場合における施行日以後、施行日後に併せて行うこととなつた場合にあつては、それ以後の申立て等については、この限りでない。

2 最高裁判所は、前項の規定に基づき処遇事件を定めるに当たっては、処遇事件に関する手続における情報通信技術の活用 of 段階的かつ円滑な推進に資するため、その範囲が適当な範囲とする。

第十九条 施行前処遇事件又は特定日前処遇事件に係る証人尋問等の記録については、なお従前の例による。ただし、施行前処遇事件又は特定

日前処遇事件とこれらの事件以外の処遇事件の審判を併せて行う場合における証人尋問等の記録については、この限りでない。

(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 第二十九条の規定による改正後の犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第十二条第三項の規定は、施行日以後に同法第十条又は第十一条の規定による裁定があつた場合における送達に代わる措置について適用し、施行日前にこれらの裁定があつた場合における送達に代わる措置については、なお従前の例による。

(国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 新国際刑事裁判所協力法第四十四条第五項において準用する新組織的犯罪処罰法第二十三条第八項及び第九項の規定は、施行日以後に国際刑事裁判所に関するローマ規程第六十一条1に規定する審理が開始された場合における通知に代わる公告について適用し、施行日前に当該審理が開始された場合における通知に代わる公告については、なお従前の例による。

2 第二号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、刑法等一部改正法施行日の前日までの間における新国際刑事裁判所協力法第六十四条の二の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法等一部改正法施行日以後における刑法等一部改正法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 施行日前に開始した第三十六条の規

定(附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。による改正前の性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第十七条第三項において読み替えて適用する行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第四項(同法第二十二條第三項において読み替えて準用する場合を含む。に規定する公示の方法による通知については、なお従前の例による。

2 第三十六条の規定による改正後の性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十條第三項の規定は、施行日以後に同法第十一條の規定による命令又は同法第十六條の規定による決定があつた場合における送達に代わる措置について適用し、施行日前に当該命令又は当該決定があつた場合における送達に代わる措置については、なお従前の例による。

(恩赦法の一部改正)

第二十三條 恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「判決の原本にその旨を附記しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一 裁判書が書面である場合又は裁判が書面である調書に記載されている場合 当該裁判書又は当該調書の原本に大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつた旨を付記すること。

二 裁判書が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつ

て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合 当該裁判書又は当該調書に大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつた旨を記録すること。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第二十四條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一百條第二項中「謄本」を「謄本(判決が電磁的記録である場合にあつては、当該電磁的記録)」に改め、同条第三項中「判決の謄本の」を削る。

(国会法の一部改正)

第二十五條 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の二第一項中「の写し」を「の写し(令状が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)である場合にあつては、令状に記録された事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録。第一百條第二項において同じ。に改める。

第一百條第二項中「の写し」を「の写し」に改め、同条第五項中「附した」を「付した」に改める。

(検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正)

第二十六條 検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二項中「これらの規定」を「同法第三條第二

項、第四條第二項、第五條第二項及び第六條中「裁判所書記官」とあり、並びに同法第七條に改める。

(旅券法の一部改正)

第二十七條 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第五号中「第百五十五條第一項の下に(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

(破壊活動防止法の一部改正)

第二十八條 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項中「及び証拠物」を「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。を含む。及び証拠物(電磁的記録であるものを含む。)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該事件に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。

第二十八條第二項中「の求」を「の求め」に改める。

(民事訴訟法及び非訟事件手続法の一部改正)

第二十九條 次に掲げる法律の規定中「及び第五百十三條第六項から第八項まで」を「第五百十一條の二及び第五百十三條第七項から第十項まで」に改める。

一 民事訴訟法第百八十九條第三項

二 非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第百二十一条第三項

(総合法律支援法の一部改正)

第三十條 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第二項第二号、第三十九條の二第二項第二号及び第三十九條の三第二項第二号中「裁判所」を「裁判所書記官」に、「宿泊料及び」を「及び宿泊料並びに裁判所がその額を定めた」に改める。

(総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一條 附則第十四條の規定は、施行前刑事事件又は施行前保護事件に係る総合法律支援法第三十九條第二項第二号、第三十九條の二第二項第二号又は第三十九條の三第二項第二号に定める旅費、日当及び宿泊料の額について準用する。

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)

第三十二條 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第百七十一條第四号中「が刑事施設に到達した」を「若しくは当該文書に記載すべき事項を記録した記録媒体が刑事施設に到達し、又は当該事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。が電気通信回線を通じて刑事施設の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録された」に改める。

第二百八十六條中「刑事訴訟法の下に」第六十一條第二項、を加え、「第二百八十六條の二」を「第二百五條第二項、第二百八十六條の二に、」並びに第四百八十一條第二項を「第四百八十一條第二項並びに第四百九十四條の六第二項」に改める。

(オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の一部改正)

第三十三条 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「書類」の下に「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。を含む。))を加える。

(特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報保護及び活用に関する法律の一部改正)

第三十四条 次に掲げる法律の規定中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

一 特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第十条第一項第一号ロ

二 重要経済安保情報保護及び活用に関する法律(令和六年法律第二十七号)第九条第一項第一号ロ

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第三十五条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四百五十八条第七項中「新刑事訴訟法」を「刑事訴訟法」に、「第四百八十四条」を「第四百八十四条第一項」に改める。

第四百九十一条第七項中「及び第九項から第十一項まで並びに第五百十四条を」、「第六項及び第十一項から第十三項まで並びに第五百十三

条の二」に改め、同項の表刑事訴訟法の項中「第

四百八十七条」を「第四百八十七条第一項」に改める。

(民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第三十六条 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第九十二条中少年法目次の改正規定を削り、同法第五条の三を削る改正規定を次のように改める。

第五十条の三中「別表第三の一の項」を「別表第二の一の項」に改める。

第九十二条中少年法本則に一章を加える改正規定を削る。

第九十三条中犯罪被害者等保護法目次の改正規定を削り、犯罪被害者等保護法第四十七条の改正規定を次のように改める。

第四十七条第一項中「別表第三の一の項」を「別表第二の一の項」に改め、同条第三項中「並びに別表第一の一七の項及び一八の項(上欄(4)に係る部分に限る。))並びに別表第三の一の項から三の項」を、「別表第一の四五の項及び五一の項並びに別表第二の一の項から三の項」に改める。

第九十三条中犯罪被害者等保護法第四十八条の改正規定を次のように改める。

第四十八条第二項中「別表第一の一七の項」を「別表第一の四五の項」に改め、同条第三項中「第三条第二項及び別表第二の一の項」を「第三条第一項及び別表第一の一の項」に改め、同条第四項後段を削る。

第九十三条のうち犯罪被害者等保護法中第四十九条を第五十二条とし、第四十八条の次に三

条を加える改正規定を削る。

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の一部改正)

第三十七条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第一号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

(財務省設置法の一部改正)

第三十八条 財務省設置法の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項ただし書中「記録命令付差押え、搜索」を「搜索、同法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令」に改め、同条第四項中「第二百四十一条及び」を「第二百四十一条第一項及び第三項並びに」に改め、「それ

ぞれ」を削り、「読み替えるもの」を、「同法第百十七条中、」国家公安委員会規則、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令及び防衛省令」とあるのは「及び財務省令」に改める。

(政令への委任)

第三十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、刑事手続等に関する国民の負担軽減並びに手続の円滑化及び迅速化に資するため、手続において取り扱う書類について電磁的記録としての作成等及び電子情報処理組織を使用する方法等による発受並びに対面で行われる手続について映像と音声の送受信により行うことに関する規

定を整備するとともに、電磁的記録をもって作成される文書に対する信頼を害する行為等についての処罰規定の整備、犯罪収益の新たな没収の裁判の執行等の手続の整備、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、刑事手続等の円滑化・迅速化及びこれに関する国民の負担軽減を図るため、手続において取り扱う書類について電磁的記録をもって作成・管理・発受することと可能にするともに、対面で行われる手続についてビデオリンク方式の一層の活用を可能にするための規定の整備を行うほか、情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処するため、電磁的記録をもって作成される文書に対する信頼を害する行為等についての処罰規定の整備、犯罪収益の新たな没収の裁判の執行等の手続の整備等を行うこととするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 刑事手続等の円滑化・迅速化及びこれに関する国民の負担軽減を図るための規定の整備

- (一) 電磁的記録をもって書類の作成等を行うことを可能にするための規定の整備
- (1) 電磁的記録である証拠の閲覧・謄写の方法を定めること。
- (2) 裁判所に対する申立て等について、電子情報処理組織を使用する方法等によることを可能にすること。

(3) 令状について、電磁的記録による発付・執行を可能にすること。 (4) 記録命令付差押えを廃止して、電磁的記録提供命令を創設すること。 (二) ビデオリンク方式の一層の活用を可能にするための規定の整備 (1) 勾留質問及び検察官による弁解録取について、被疑者等を刑事施設に在席させてビデオリンク方式により行う場合の手續等を定めること。 (2) 公判期日における手續について、被告人等を公判廷以外の場所に在席させてビデオリンク方式により行うことを可能にすること。 (3) ビデオリンク方式により証人尋問等を実施することができる範囲を拡充すること。 2 情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処するための規定の整備 (一) 行使の目的で電磁的記録文書等を偽造する行為等について処罰規定を整備すること。 (二) 公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機等を損壊するなどの方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせない行為等について処罰規定を整備すること。 (三) 電子情報処理組織を用いて移転する新たな形態の財産について没収の裁判の執行及び没収保全の手續を整備すること。 (四) 犯罪捜査のための通信傍受の対象犯罪に財産上の利益を客体とする強盗罪等を追加すること。 3 この法律は、原則として、令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。	二 議案の修正議決理由 本案は、近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、刑事手續等の円滑化・迅速化及びこれに関与する国民の負担軽減を図るため、手續において取り扱う書類について電磁的記録をもつて作成・管理・発受することを可能にするとともに、対面で行われる手續についてビデオリンク方式の一層の活用を可能にするための規定の整備を行うほか、情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処するため、電磁的記録をもつて作成される文書に対する信頼を害する行為等についての処罰規定の整備、犯罪収益の新たな没収の裁判の執行等の手續の整備等を行うとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令は一年を超えない期間を定めて行わなければならないものとするとともに、附則に個人情報取得に係る留意規定及び映像と音声の送受信による外部交通の推進に係る規定を追加すること等の修正を行う必要があると認め、別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 右報告する。 令和七年四月十八日 法務委員長 西村智奈美 衆議院議長 額賀福志郎殿 (別紙) 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する修正 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。	第一条のうち刑事訴訟法第二百十八条第二項の次に一項を加える改正規定のうち第三項中「対し」の下に「、一年を超えない期間を定めて」を加える。 第一条のうち刑事訴訟法第二百十九条第二項の次に一項を加える改正規定のうち第三項中「その旨」の下に「及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間」を加える。 第二条のうち刑事訴訟法第二百十九条第二項及び第三項の改正規定中「及び第三項」を削り、『改め』の下に『、同条第三項中「同条」を「同条第一項」に、「同項」を「同条第三項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め』を加える。 附則第一条第一号中「及び第三十九条」を、「第三十九条及び第四十一条」に改め、同条第三号中「並びに附則第三十八条」を、「附則第三十八条に改め、「第二十七条第二項ただし書の改正規定」の下に「並びに附則第四十条の規定」を加える。 附則に次の二条を加える。 (電磁的記録提供命令等における留意事項) 第四十条 電磁的記録提供命令(第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。)により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体を押収するに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となつていくことに鑑み、できる限り被告事件又は被疑事件と関連性を有しない個人情報取得することとならないよう、特に留意しなければならない。 (映像等の送受信による通話に係る取組の推進) 第四十一条 政府は、被告人又は被疑者(以下「被告人等」という。)にとつて、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人	となろうとする者(弁護士でない者にあつては、刑事訴訟法第三十一条第二項の許可があつた後に限る。)(以下「弁護人等」という。)の援助を受けることが重要であることに鑑み、同法第三十九条第一項の規定による接見のほかに、身体拘束を受けている被告人等と弁護人等との間における映像と音声の送受信による通話を可能とするための運用上の措置について、地域の実情を踏まえ、被告人等と弁護人等との間の秘密の確保に配慮するとともに不正行為等の防止に万全を期しつつ、必要な取組を推進するものとする。 (別紙) 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。 一 身体拘束を受けている被疑者又は被告人にとつて弁護人又は弁護人となろうとする者の援助を受ける権利が重要であることに鑑み、映像と音声の送受信によるいわゆるアクセスポイント方式によるオンライン接見についての環境整備を進めるとともに、その進捗状況に応じて法制化の必要性について検討を行うこと。併せて、現在実施されているテレビ電話を含む電話による外部交通制度・電話連絡制度に関しては、秘密の保持や、手續の円滑化、対象地域の拡大、映像と音声の送受信による方法への切換等の検討を進めること。 二 ビデオリンク方式による証人尋問等については、証人等の負担軽減や手續の円滑化及び迅速化に資する一方で、法廷において対面で行われる尋問等に比して、証人の状況を詳しく観察できないなどの指摘があることを踏まえ、証人に
--	---	--	--

対する反対尋問権が実質的に保障され、裁判所におけるビデオリンク方式の採用の判断が適切に行われるよう、本改正により追加される要件及びその趣旨について周知すること。 三 電磁的記録提供命令制度の運用に当たっては、対象となる電磁的記録について、できる限り特定して令状の請求が行われるとともに、犯罪事実と関連性のない個人情報ができる限り収集されることのないように適切に令状審査が行われるよう、制度の内容及び趣旨について、関係者へ周知すること。また、収集された情報が個人の重要なプライバシー情報等を含み得ることに十分に留意し、定められた規定に基づく消去も含め、適正かつ厳重な管理を行うこと。 四 電磁的記録提供命令をするに当たっては、必要に応じ、自己の意思に反して供述することを命ずるものではないこと及び当該命令に対して不服申立てができることを教示するなど適切に対処するよう周知すること。 五 電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令を発するに当たっては、必要な限度で期間を定めるとともに、その必要がなくなった場合には、捜査機関において、期間経過後であっても速やかにこれを取り消す運用とするよう関係者へ周知すること。 六 検察官が弁護人に対して証拠書類等の閲覧・謄写の機会を付与するに当たっては、関係者のプライバシー等を保護しつつ、弁護人の利便性の向上を図る観点から、弁護人の要望を踏まえつつ、できる限り、オンラインによる電磁的記録の閲覧・謄写の方法によることを可能とするとともに、電磁的記録については複写による謄写の方法を認めるよう、留意すること。 七 捜査機関が収集した証拠が改ざん・差替えや破壊等をされることがなく適切に保管される措置	を講じるよう努めること。 八 オンライン等の方法による裁判所に対する申立て等については、弁護人による迅速かつ適切な弁護活動を不当に阻害することのないよう、留意すること。 九 電磁的記録文書等偽造罪の適用に当たっては、虚偽の名義又は内容の電子データによる他人の権利・利益の侵害に対して厳格に対処できるようにするとともに、SNSへの投稿等が過度に広汎に罰せられることにより表現の自由が不当に抑制されることのないよう、留意すること。 十 改正法の施行に必要なシステムを構築するに当たっては、サイバー攻撃等により捜査・公判で用いられる個人情報流出が生じることがないよう、厳格なセキュリティ水準を確保すること。また、ビデオリンク方式の利用における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止のために必要な措置について不断に検討し、必要な対策を講じるとともに、システム障害時にも司法手続を継続できる体制の整備に努めること。併せて、システムの開発及び運用準備のスケジュールに無理が生じることのないよう検討を進めるとともに、制度の開始に先立って必要な検証・試験運用期間を設けること。また、司法関係者のデジタルリテラシーの向上のための研修等について検討を進めること。 十一 今後における捜査・公判手続のデジタル化の更なる進展のため、デジタル化による刑事手続の一層の効率化について引き続き検討を行うとともに、刑事手続に関与する者の利便性を向上させる措置について検討を行い、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講じること。
---	---

